

かめやま環境プラン

(亀山市環境基本計画)

(素案)



平成26年3月

亀山市



亀山市環境基本計画を見直すにあたり、市民に親しみを持っていただける計画を目指し、計画の愛称を「かめやま環境プラン」として決めました。

市長挨撈文

目 次

第 1 章 かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)の策定について

1 かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)策定の背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の目的	4
4 計画の期間	5

第 2 章 基本構想

1 計画がめざす環境の姿	6
2 基本目標	7
3 施策体系図	8
4 施策の方針	9
5 指標・目標値	15

第 3 章 基本的な施策

1 【基本目標①】 自主・協働による取り組みの促進(参画・教育)を実現させるための施策	16
2 【基本目標②】 自然との共生を実現するための施策	19
3 【基本目標③】 快適な生活環境の創造を実現するための施策	23
4 【基本目標④】 循環型社会の構築を実現するための施策	25
5 【基本目標⑤】 低炭素社会の構築を実現するための施策	28

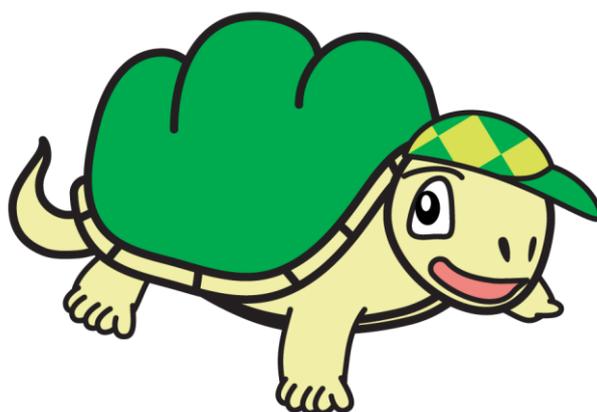
第 4 章 重点的取り組み

1 みんなでつなごう豊かな自然	32
2 みんなで取り組もう3R(リデュース・リユース・リサイクル)	34
3 みんなで取り組もう省エネ・創エネ	36

第 5 章 土地利用別環境配慮事項

1 ゾーニング	38
2 ゾーンごとの土地利用の方向と環境配慮事項	39

第6章 計画推進のために	45
1 推進体制の整備	45
2 進行管理の方法	46
3 計画の見直し	46
巻末資料	47



亀山の自然保護イメージキャラクター

「シーゼン」

シーゼンの由来

平成16年度に亀山市の市制50周年の一環として『亀山の自然保護イメージキャラクター、そしてその愛称』を市内の小学校5・6年生児童を対象に募集しました。

その作品の中から、最優秀作品として選ばれたのが、当時野登小学校の5年生でした酒井明日美さんが描いたシーゼンです。

緑色の『亀』の甲羅を『山』の形にすることにより「亀山」を表現しています。このことから、亀山市が自然にあふれるまちだと一目でわかります。

また、シーゼンが被っているこの帽子は、市内に広がる田んぼや、亀山市の特産品であるお茶の茶畑を表現していて、細部まで、アイデアたっぷりのキャラクターとなっています。

そして、この『シーゼン』という名前は、作者、酒井さんによって『自然いっぱいの亀山市をこれからも大切にしていきたい』という思いから名付けられました。

第1章 かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)の策定について

1 かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)策定の背景

都市化の進展や産業構造の変化、エネルギー事情の変遷により、私たちを取り巻く環境情勢は大きく変化し、生活環境の悪化、生態系の破壊、地球温暖化の進行などの課題に直面しています。

これら環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因する部分が大きく、社会経済活動のあり方や生活様式の見直しが求められています。

市では、直面する環境問題に的確・迅速に対応し、かつ、本市の特徴でもある鈴鹿の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然と共生し、循環型の快適な環境空間を創造するため、亀山市環境基本条例に基づく「亀山市環境基本計画」を平成17年度に策定し、自治体の先駆者として推し進めてきた「環境施策」の基盤を引き継ぎ、先進的な取り組みにより、市民が豊かな自然を愛し、安心して居住できる快適な生活環境を創出してまいりました。

【主な先進的取り組み】

- 平成16年度：自治体と市民・学識経験者・事業者との連携により地域に根ざしたニーズに取り組む拠点として亀山市総合環境研究センターを開設し、地域の環境施策提言や地域で活躍できる人材育成を推進
- 平成20年度：県下における先進的な取り組みとして、鈴鹿・亀山地区におけるレジ袋削減マイバック推進運動を展開
- 平成22年度：市民全体を巻き込んだ環境家計簿「エコライフチェック」の取り組みを展開
- 平成22年度：豊かな自然を育む鈴鹿山系において提出された「鉱業権による試掘許可」を市民一丸となった反対運動により阻止
- 平成23年度：「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正・施行し、資源物の持ち去りに関する対策を強化することで持ち去り行為を抑止
- 平成24年度：溶融飛灰の山元還元方式による再資源化処理によって、最終処分量ゼロを達成

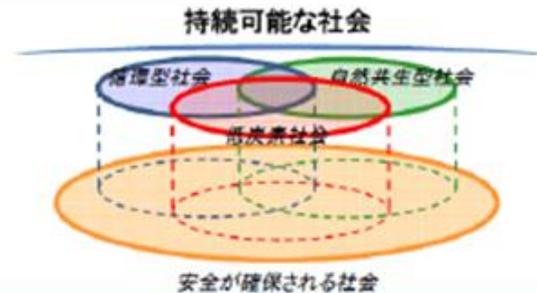
そのような中、平成25年9月に発表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書」による地球温暖化への人類の決定的な関与やCOP10を皮切りに注目を集め始めた生物多様性の保全、そして東日本大震災における日本のエネルギー構造の大きな変遷等、環境を取り巻く状況は、国際的な環境問題を中心にめまぐるしく変化し続けています。

これら諸問題については、国際的な問題でもあることから、国策を中心に展開されてきましたが、地球温暖化の防止や、生物多様性の保護などは、その施策を展開する地域の自然的・社会的条件を加味する必要があり、それぞれの地域においてより強力に施策を推進し、低炭素社会の構築、循環型社会の構築、自然との共生を創造することが求められるようになってきました。

国では、平成24年4月に「第四次環境基本計画」を閣議決定し、「目指すべき持続可能な社会の姿とは、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え、『安全』がその基盤として確保される社会である」と位置づけました。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



出典：第四次環境基本計画の概要（環境省）

これらにより、本市においても、めまぐるしく変化する環境問題に柔軟に対応すべく、国や三重県の環境基本計画の理念を踏襲しつつ、環境基本計画の見直しを実施することとなりました。

かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)（以下「本計画」といいます。）では、今まで築き上げてきた環境基盤を基礎とした「計画が目指す環境の姿」を構築し、それが成就される戦略的・組織的な環境施策を展開することによって、森林や水辺環境等の自然との共生、循環型の快適な環境空間の創造、省エネ・創エネによる低炭素社会の構築を推進してまいります。

このため、市民・コミュニティ組織・事業者・市がそれぞれの責務を自覚し、協働して推進していくこととしています。



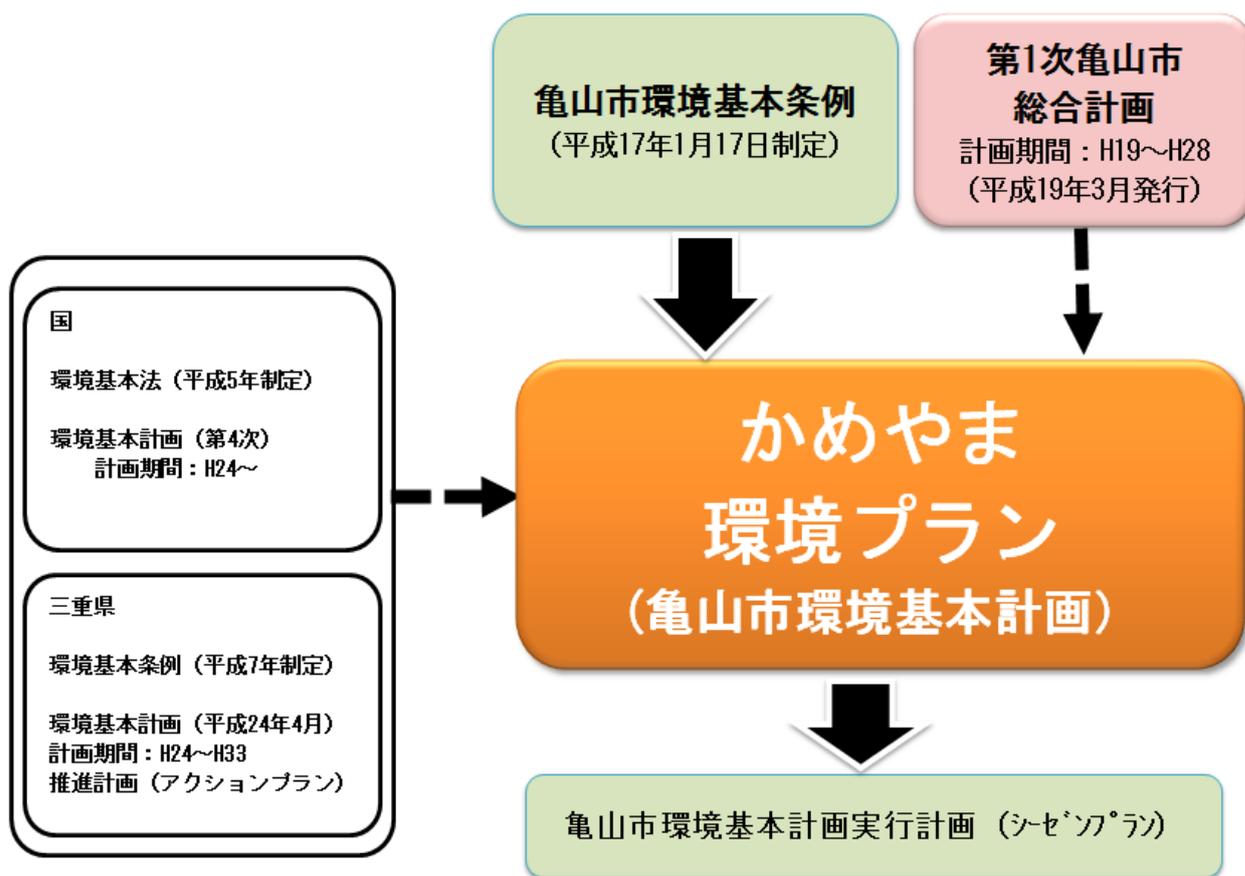
亀山市が目指す環境の姿

2 計画の位置付け

本計画は、亀山市環境基本条例第8条に基づいたものであり、環境に関する基本施策を具現化するものです。

また、本計画は、これまでの計画の構想を引き継ぐものとして、取り組みや環境の変化を踏まえ、新たな課題に対応するものとし、環境に関する基本的な方針を示すものです。本計画に基づき、市全体で環境施策を総合的かつ計画的に推進していきます。また、市民や事業者がこの計画に沿って環境に配慮した行動を行えるよう啓発、支援を行っていきます。

本計画は、市の環境施策の方向性を示す分野別計画であるとともに、まちづくりを環境の視点で捉え直した様々な分野にわたる計画としての性格も有しています。都市マスタープランや学校教育ビジョンなどの他の分野別計画との連携、相互の補完機能を有しつつ、上位計画である第1次亀山市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）を実現するための計画として位置づけています。



3 計画の目的

本計画は、今まで築きあげてきた環境基盤を基礎とし、将来の望ましい環境像や基本的な目標を設定し、その実現に向けて、戦略的・組織的に行動することを目的としています。

このため、市民・コミュニティ組織・事業者・市がそれぞれの立場で環境に配慮した行動がとれるよう、施策の方針ごとに達成すべき指標を設定します。また、各主体が協力して、環境を保全し、これを将来の世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

亀山市環境基本条例の基本理念、市及び市民・事業者の責務は、次のように定められています。

(亀山市環境基本条例 平成17年1月11日条例第104号より抜粋)

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市域のみならず、広域にわたり、人と自然が共生し、環境保全型社会の構築を目的として行わなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、及び協働して推進されなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることをかんがみ、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止はもとより、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売、サービスの提供その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、地域社会と協働し、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

4 計画の期間

本計画の期間は、環境状況が世界的規模でめまぐるしく変化していること、また地球温暖化対策の現在の国際的な枠組みが平成32年度までとなっていることなどから、当初の平成17年度から平成36年度までの20年間の計画から、平成32年度までの16年間の計画に変更します。

また、社会経済情勢の変化や科学技術の進歩など、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。



市役所屋上から望む鈴鹿山脈



関支所屋上から望む明星ヶ岳と関富士

第2章 基本構想

1 計画がめざす環境の姿

総合計画では、将来都市像を「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」とし、環境に関する基本施策の大綱は、「快適な都市空間の創造」、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」が中心となっています。

本市は、鈴鹿の山並みや鈴鹿川などの身近な自然や、古くから続く歴史、旧街道と宿場町、城下町などの地域資源に恵まれています。また、従前から環境施策に対して取り組んできたことにより環境基盤も整備されてきました。

今後の亀山市を見据え、これら環境基盤を基礎とし、自然の恵みと共生し、地域資源を活かした、安全で安心できる持続可能なまちを創り続ける必要があります。そのためには、環境だけにとどまらず産業や都市計画、健康づくり、歴史文化など様々な分野において、視点を共有し施策を展開していくことが必要です。

また、「鈴鹿の山並みや鈴鹿川」に代表される本市の自然環境を子どもたちに引き継いでいくためには、市民・コミュニティ組織・事業者・市が共通の認識と目標を持ち、各主体が一体となって環境づくりを進めていく必要があります。

さらには、将来私たちが過去を振り返った際、過去から未来に向けて亀山市における環境活動の足跡を持続的に残し、次世代につなげていく必要があります。

このため、本計画がめざす環境の姿を、次のように設定します。

本計画がめざす環境の姿

幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山

「幸せ」とは、日々の生活において安心・安全が確保され、質の高い生活を送れることで、暮らしに満足感が得られた状態を指します。

この幸せを、人と自然が調和した心安らぐまちにおいて、世代、性別を問わず、市民みんなでつながり将来へつなげていくことが、本市に住み続けるすべての市民が自慢できる、心のよりどころ「ふるさと亀山」を実現することにつながります。

そこで、その実現のため、「幸せ」の基礎となる、豊かな自然や生活環境の更なる充実を図り、自然の恵みと共生した持続可能な「幸せをつなぐ環境のまち」を創り上げます。

2 基本目標

これまでの計画では、亀山市環境基本条例第7条に基づき、環境施策を4つの目標に分類していました。これに加え、地球温暖化やエネルギー問題に対する取り組みが重要になってきたことから、循環型社会の構築から地球温暖化防止に対する取り組みを抽出し、新たに「省エネ・創エネに関すること」の分類を設けました。

ここでは、5つの分類ごとに、どういった環境をめざすのかという基本目標を設定します。

基本目標

「参画と教育に関すること」

【基本目標①】 自主・協働による取り組みの促進

「自然環境に関すること」

【基本目標②】 自然との共生

「生活環境に関すること」

【基本目標③】 快適な生活環境の創造

「省資源に関すること」

【基本目標④】 循環型社会の構築

「省エネ・創エネに関すること」

【基本目標⑤】 低炭素社会の構築

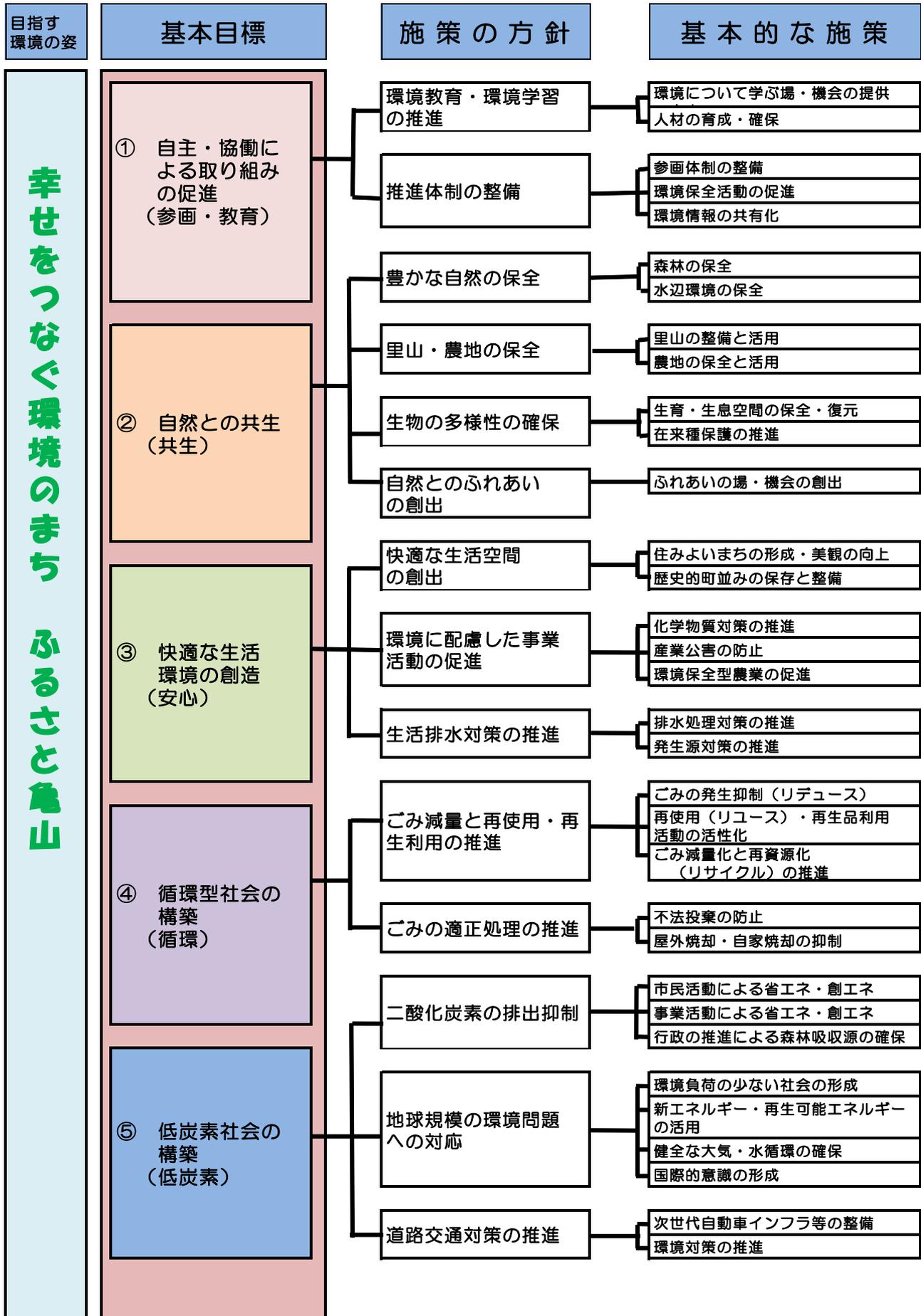
亀山市環境基本条例

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康で安全かつ快適な生活及び恵み豊かな環境を保全するために、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、人と自然の豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化的な遺産を保全すること。
- (4) 資源又はエネルギーの消費抑制及び効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の利用等により、環境の保全及び創造の推進を図ること。

3 施策体系図



4 施策の方針

1)【基本目標①】 自主・協働による取り組みの促進（参画・教育）

環境保全活動に市民・コミュニティ組織・事業者・市が自主的に、また、お互いが協力し合って学び、取り組むことができる社会づくりを目指します。

〔現状と課題〕

環境問題は、ごみの問題、河川の水や空気の汚れなどの地域型の問題から、地球温暖化対策や生物多様性の保護、エネルギーの確保など地球規模の問題へと遷移しています。その主な要因は私たち人間の日常生活や事業活動であることから、生活様式や事業活動のあり方を見直していくことが必要とされています。

また、森林や里山、農地などは、農林業従事者の高齢化や生活様式の変化などにより管理が困難な状況となっています。こうした身近な自然環境は、多面的機能という形で人間に恩恵をもたらすかけがえのないものですが、その必要性を正しく認識するためには、自然に対する興味や知識が必要になります。

今回（H24）の市民を対象としたアンケート調査によると、環境関連活動における参加率は少し上昇いたしましたが、活動への参加意向は減少する結果となりました。この課題を環境基本計画及び地球温暖化防止対策実行計画懇話会にて提起したところ、「情報提供・情報発信について市民の気を引く工夫に乏しい」、「環境活動・環境イベントに対してマンネリ化しており、参加意欲が落ちている」との意見をいただきました。

事業所へのアンケート調査においては、環境保全への取り組みに対して「特に取り組む予定はない」「わからない」など消極的な意見が顕著に増加しました。事業所については、事業所単独ではなく、市民やコミュニティ組織などの各主体とうまくコラボレーションしながら、環境保全活動に取り組めるようにする必要があります。また、市民・事業者に対するアンケート結果からも、地球環境や地域環境の保全の役割分担では、「市民と市が協力して行う」、「国・県と事業所が一体となって産業構造を見直す」などが求められております。

〔施策の方向〕

環境がどのような状況にあり、何が問題で、どのような解決策があるのかといったことを、市民やコミュニティ組織・事業者が知ることができるよう、わかりやすい情報発信方法を検討いたします。また、本市の特徴である豊かな自然を守るため、自然に目を向けるきっかけづくりを進め、次に、その“気づき”を環境保全活動へとつなげていくため、活動に参画しやすい内容・仕組みを検討していきます。

また、市民・コミュニティ組織・事業者と市が、協働による取り組みをより強固にしていく必要があります。

なお、本市の特徴である豊かな自然を将来に継承していくためには、次世代を担う子どもたちがその必要性を感じる必要があります。今の子どもたちが大人になった時、そこにある自然を本当に守りたいと思うかどうかは、知識を身につけるだけではなく、様々な体験活動が必要であると考えます。雄大な自然を相手に、自ら学ぶということを通して、自然に対する畏敬の念を育むことができるような方策を考えていきます。



亀山市民大学キラリ暮らしのアドバイザー
養成講座卒講生によるエコライフ診断



市民団体の協力により実施された
里山公園「みちくさ」春のイベント（池干し体験）

【施策の方針】

基本目標①（参画・教育）を達成するために、以下の施策の方針を展開します。

施策の方針：（1）環境教育・環境学習の推進

施策の方針：（2）推進体制の整備

2)【基本目標②】 自然との共生（共生）

豊かな森林、河川と周辺水路、身近な里山と農地、多様な生物が共生できる環境が将来にわたり良好な状態で受け継がれるまちを目指します。

【現状と課題】

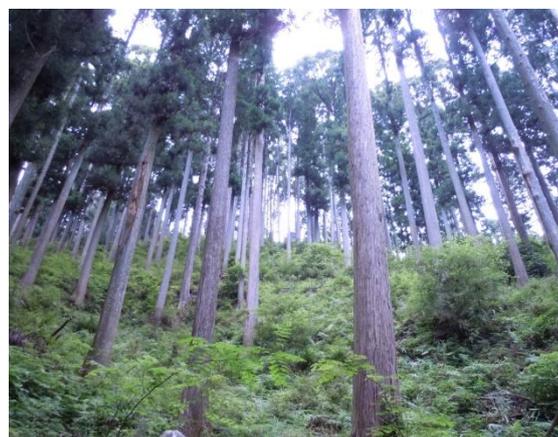
本市は、北西部に鈴鹿山脈があり、森林が市域の土地の64%を占めています。また、鈴鹿山脈から東南に広がる丘陵地・平野部にかけては、里山と農地が形成され、鈴鹿川、中ノ川、安楽川、加太川、椋川など多くの河川や水路、ため池があり、人々に利用されてきました。この豊かな自然は、生物にとって貴重な生息空間となっているほか、野登山や石水溪、錫杖ヶ岳などの自然資源や坂本棚田などの田園風景は市内外の市民に親しまれています。平成24年度市民アンケートにおいても、「山や林の緑の多さ」、「田園風景の美しさ」に関する満足度が引き続き高く、また、「川や池のきれいさ・親しみやすさ」の満足度が増加しました。

また、2010年には、COP10に併せて、亀山里山公園「みちくさ」で、生物多様性保護の国際的な活動が行われ、市域における生態系保護の機運が高まりました。

しかしながら、森林や農地の適正管理が所有者の高齢化や生活様式の変化などにより十分に行われず、山林の斜面崩壊による河床への土砂の堆積、水源かん養機能の低下などが生じ、私たちへの生活に対して影響を及ぼしています。また、近年では、シカやサル、イノシシなどの野生動物による農林作物への被害も拡大し、都市部でもその影響が見受けられるようになってきました。

【取り組み】

引き続き森林や里山、農地を保全し、生態系のバランスを維持することにより、自然豊かな環境を将来に良い状態で残していきます。また、里山や農地には環境教育や余暇活動の場としての価値が注目されていることから、積極的に保全対策を促進していきます。河川については周辺水路を含め、良好な水質と水量を維持しつつ、生き物がたくさん生息する本来の河川らしさを目指します。



整備された森林

【施策の方針】

基本目標②（共生）を達成するために、以下の施策の方針を展開します。

施策の方針：(1) 豊かな自然の保全

施策の方針：(2) 里山・農地の保全

施策の方針：(3) 生物の多様性の確保

施策の方針：(4) 自然とのふれあいの創出

3)【基本目標③】 快適な生活環境の創造（安心）

安心して住み続けることができるまち、歴史的まちなみやきれいな景色のあるまちを目指します。

〔現状と課題〕

本市には、鈴鹿川、中ノ川、安楽川、加太川、棕川などの河川のほか、多くの水路や農業用のため池が存在しており、良好な水質が保たれています。平成24年度市民アンケートでは、将来望むまちとして、「空気がきれいなまち」、「水がきれいなまち」を望む声が高くなっております。

産業分野においては、本市では既存産業に加え、最先端の液晶産業及び関連産業の進出があり、発展に寄与しました。平成24年度事業者アンケート

でも、「地域の発展や便利さにつながる開発であれば、環境保全上の支障がない範囲で実施しても良い」との回答が多数を占めていることから、適切な指導を行うことにより、環境保全と開発のバランスを保つことが求められています。

一般家庭から排出される生活排水においては、個々の家庭からの排出量は少ないものの、総排出量は多量となり、河川や湖沼の水質汚濁の主要な原因となっており、下水道及び浄化槽の普及を促進することで、生活排水による環境負荷の低減に努めることが必要です。

景観の保全・創出については、景観法に基づく亀山市景観条例の制定や亀山市景観計画を策定するなど、本市独自の景観形成に向けて取り組んできました。今後も、まちの価値を共有し、市民とともに魅力的な景観づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

まちなみについては、関宿が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、亀山宿、坂下宿も含めた一体的な歴史的街道づくりを求める声があがっています。

〔施策の方向〕

空気や水を健全な状態に保ち、安心して暮らせるまちづくりを進めます。事業活動にあたっては、「環境と経済の両立」をめざし、一般家庭については汚水処理人口普及率の向上に努めます。

また、長期的な視野で環境と調和のとれた計画的な土地利用を図るとともに、事業者と市民との合意形成を図り、環境への影響を十分配慮した開発指導を進めます。また、東海道沿道における歴史街道づくりなど、地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めていきます。

【施策の方針】

基本目標③（安心）を達成するために、以下の施策の方針を展開します。

施策の方針：(1) 快適な生活空間の創出

施策の方針：(2) 環境に配慮した事業活動の促進

施策の方針：(3) 生活排水対策の推進



鈴鹿山脈を望む鈴鹿川

4)【基本目標④】 循環型社会の構築（循環）

限りある資源の有効利用を推進し、省資源に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

〔現状と課題〕

本市では、ガス化溶融炉によるごみ処理方式を導入しており、ごみの溶融処理によって発生するスラグ・メタルを資源化しています。さらに、今まで最終処分していた溶融飛灰についても、再資源化しており、最終処分量ゼロを実現しています。平成24年度市民アンケートでは、ごみ収集やリサイクルに関する満足度が他の項目より高くなっています。

しかし、資源化が進む一方で、ごみ排出量は横ばい傾向にあり、道路、河川や山間部には、ポイ捨てや不法投棄の見られる箇所があります。ごみの適正な処理に反するこのような行為については、厳しく対処しなければなりません。平成24年度市民アンケートでも、行政が力を入れるべき対策として「ごみの不法投棄やポイ捨ての防止」や「リサイクルを含むごみの減量」に対して多くの回答を得ています。

〔施策の方向〕

市民、事業者に対して、ごみの減量化や資源化の意識啓発を行うとともに、市民・コミュニティ組織・事業者と連携・協働し、ごみの発生の抑制、再使用、再生利用を進めます。



亀山市総合環境センター

【施策の方針】

基本目標④（循環）を達成するために、以下の施策の方針を展開します。

施策の方針：(1) ごみ減量と再使用・再生利用の推進

施策の方針：(2) ごみの適正処理の推進

5)【基本目標⑤】 低炭素社会の構築（低炭素）

地球温暖化の防止・限りあるエネルギーの有効利用等を推進し、低炭素社会の構築を目指します。

〔現状と課題〕

近年の経済活動によって物質の健全な循環のバランスが崩れはじめ、地球温暖化の進行や、化石燃料の枯渇が懸念され、低炭素社会の構築が急務となってまいりました。そこで、本市では平成20年度に地域の自然的・社会的条件を踏まえた「亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定し、温暖化防止対策・新エネルギーの有効利用に努めてきました。このことにより、平成24年度市民アンケートでの省エネルギーに対する行動意識は、平成19年度より約6%増加し、徐々に意識の浸透がなされてきました。

また、近年では、省エネルギーの観点のみならず、防災の観点からも新エネルギー・再生エネルギーの有効利用に注目が集まっています。そのような中、住宅用における太陽光発電設備設置への補助金の交付により、一定の普及促進に寄与してまいりました。

しかしながら、地球温暖化防止については待ったなしの状況であり、より一層の省エネ・創エネが求められる時代となっています。

また、自動車交通については、東名阪自動車道、国道1号、国道25号、国道306号などの既存の幹線道路が縦横に走り、更に、新名神高速道路の一部が開通したことから、利便性が向上しましたが、その反面、自動車等からの排気ガスや、ガソリンなどの化石エネルギー使用量の増大が懸念されています。

これら状態に対処すべく、国内において、電気自動車（EV）、ハイブリット自動車（PHV・HV）の普及が急速に加速していますが、これらクリーンエネルギー自動車を使用するインフラ整備が追いついていないのも事実となっています。

〔施策の方向〕

一人ひとりができることを積み重ねる等、地道な取り組みが求められる温暖化防止対策については、市民・コミュニティ組織・事業者・市が一丸となった取り組みを推進していきます。

新エネルギー・再生可能エネルギーの有効利用については、太陽光発電の更なる促進や水力発電、バイオマス発電等の新エネルギーや再生可能エネルギーの有効利用について研究・検討を進めます。また、環境に優しい車をより普及させるために、電気自動車の急速充電スタンドを設置するなど、より利用しやすいインフラ整備について検討します。

【施策の方針】

基本目標⑤（低炭素）を達成するために、以下の施策の方針を展開します。

施策の方針：(1) 二酸化炭素の排出抑制

施策の方針：(2) 地球規模の環境問題への対応

施策の方針：(3) 道路交通対策の推進

5 指標・目標値

基本目標	施策の方針	指標	単位	現状値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
1 自主・協働による取り組みの促進 (参画・教育)	環境教育・環境学習の推進	環境教育に満足している市民の割合 ※アンケート調査による	%	24	35
	推進体制の整備	地域や自治会などの環境活動に満足している市民の割合 ※アンケート調査による	%	32	40
2 自然との共生 (共生)	豊かな自然の保全	豊かな自然（水のきれいさ、緑の多さ）に満足している市民の割合 ※アンケート調査による	%	63	75
		森林整備面積 ※特定間伐促進計画	ha/年 (累計間伐面積)	-	282 (1974ha)
	里山・農地の保全	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア ※農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	%	19	60 (H34年度)
	生物の多様性の確保	動物や植物の多さに満足している市民の割合 ※アンケート調査による	%	46	55
	自然とのふれあいの創出	自然とのふれあいに満足している市民の割合 ※アンケート調査による	%	68	80
3 快適な生活環境の創造（安心）	快適な生活空間の創出	公園・緑地の環境美化ボランティアの団体数	団体数	15	29
	環境に配慮した事業活動の促進	工場・事業所の対応に満足している市民の割合 ※アンケート調査による	%	30	40
	生活排水対策の推進	浄化槽等処理人口普及率 (公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽) ※一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）	%	72	94.6
4 循環型社会の構築（循環）	ごみ減量と再利用・再生利用の推進	一般廃棄物のリサイクル率 ※一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）	%	39	45
	ごみの適正処理の推進	ごみ処理対策に満足している市民の割合 ※アンケート調査による	%	70	80
5 低炭素社会の構築（低炭素）	二酸化炭素の排出抑制	二酸化炭素削減量 ※地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	千t -CO ₂	-	168.9
	地球規模の環境問題への対応	太陽光発電導入率 (市内 50kW未満) ※地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	%	6.7	17.5
	道路交通対策の推進	低公害車・低燃費車の導入率 ※地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	%	25.2	53.4

注1：アンケートについては「環境に関するアンケート調査」に基づいて算出しています。

注2：満足している市民の割合は、「満足」と「まあ満足」の和を総数で除した割合です。

注3：「環境教育に満足している市民の割合」の現状値（参考）は「子どもへの環境教育に満足している市民の割合」を示しています。

注4：「生活排水対策の推進」「ごみ減量と再利用・再生利用の推進」、「温室効果ガスの削減」等、個々の計画に合わせた目標値となっているものについては、個々の計画の見直し時に再検証します。

第3章 基本的な施策

1 【基本目標①】 自主・協働による取り組みの促進（参画・教育）を実現させるための施策

環境保全活動に市民・コミュニティ組織・事業者・市が自主的に、また、お互いが協力し合って学び、取り組むことができる社会づくりを目指します。

1) 環境教育・環境学習の推進

(1) 現状の課題

環境満足度（満足：5点、まあ満足：2点、やや不満：-2点、不満：-5点で評価）を平成24年度市民アンケート調査結果でみると、18の環境項目中17項目について、平成15年度市民アンケート時より満足度が向上していました。

この結果は10年間の成果といえますが、全体的にまだまだ低い点数であり、環境満足度を高める余地があるといえます。

満足度が高い項目は、「空気のさわやかさ・きれいさ」、「山や林の緑の多さ」の2項目でした。このため、自然環境については、現状の豊かな自然を維持することが重要となります。

一方、環境施策に関係する項目の満足度は「満足」と「不満足」がほぼ半数となっており、環境施策を効果的に実施し、地域に根差したものにする必要があります。

これら状況を踏まえ、環境に関する取り組みが地域に根差すためには、まず、市民の興味を深めることが重要であり、積極的に環境教育・環境学習ができるような体制を整備する必要があります。

(2) 具体的施策

●環境について学ぶ場・機会の提供

身近にある自然を体験学習の場として利用できるように整備します。また、身近な自然とふれあうことに目を向けるための手段として、環境対策に積極的に取り組む市民団体・企業等と連携しながら、里山公園「みちくさ」や森林公園「やまびこ」などの公共施設や地域の里山を利用した環境教育・環境学習・体験学習の場を提供し、市域の自然や地球温暖化などの環境問題に触れ学ぶ機会を創出します。

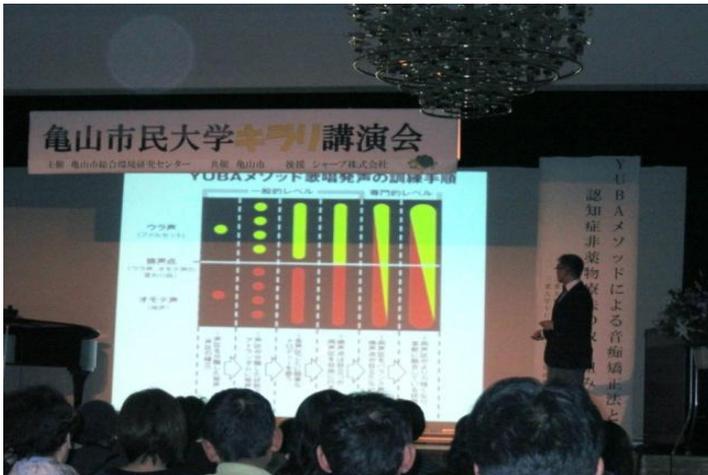
市総合環境研究センターや中央公民館と連携し、市民・コミュニティ組織・事業者や市民団体の活動発表会や講演会の実施、環境に関する講座やシンポジウムの開催など、環境について積極的に学ぶ機会を充実させます。さらに、自然や生き物などの自然環境、景観などの都市環境に関する意識の啓発に取り組んでいくため、イベントや出前講座といった多くの人々が学べる機会を創出します。

学校、幼稚園、保育園における体験活動を含めた環境学習を通じて、環境に対する意識の向上を図ります。

●人材の育成・確保

市総合環境研究センターが行う「亀山市民大学キラリ」との連携や生涯学習の講座を通して、市民としての役割を認識し、問題解決を目指して行動する姿勢を持った人材を育てる学習の場を提供します。

また、そこで育成された人材が市域で活躍できるよう人材バンクを整備し、市と協働して未来の亀山市の魅力あるまちづくりを行います。



市民大学キラリ講演会



市民大学キラリ開講式



中央公民館講座（ジョイフルスクール）

2) 推進体制の整備

(1) 現状の課題

環境活動への参加経験率を平成24年度市民アンケート調査結果でみると、環境活動に対する平均参加経験率は依然として低いことが明らかになりました。一方、環境活動への参加意向率は、平成15年度市民アンケート時から低下していました。

このことから、市民参画機会の増加、意見交換の場の設置など開かれた環境行政の推進や市民や市民活動団体が、自主的・積極的に環境保全活動に取り組める体制を整備する必要があります。また、環境保全活動に対する周知・啓発を行い、多くの人が環境活動に取り組みたいと思うように意識の醸成を図る必要があります。

その一方で、環境情報提供に対する満足度も低かったことから、わかりやすく効果的な環境情報の提供に努めます。

(2) 具体的施策

●参画体制の整備

環境政策の企画立案段階における市民・コミュニティ組織・事業者の参画を促進するとともに、シンクタンク機能を持った市総合環境研究センターの政策提言など、積極的に民意を環境行政に反映します。

●環境保全活動の促進

グリーン購入や ISO14001 認証取得など、市の率先行動を市民・コミュニティ組織・事業者に普及させ、自主的な取り組みを促進します。

環境活動などの社会貢献的な活動を行う市民活動団体に対して、市民が市民活動応援券を用いて応援する「市民活動応援制度」を通じ、活動の輪を拡大していきます。また、環境活動に付加価値を付けることによって、市民の環境保全活動を促進します。

●環境情報の共有化

適正な環境調査を実施し、環境調査結果を積極的に公開します。公開にあたっては、興味を引き、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、事業者への情報伝達手段を確立し、市民・コミュニティ組織・事業者・市の環境情報交換の場の整備に努めます。

2 「【基本目標②】 自然との共生」を実現するための施策

豊かな森林、河川と周辺水路、身近な里山と農地、多様な生物が生存できる環境が将来にわたり良好な状態で受け継がれるまちをめざします。

1) 豊かな自然の保全

(1) 現状の課題

本市の森林の大部分は、木材生産を目的として人工林化が進められてきました。しかし、近年の木材価格の低下や林業の後継者不足などにより、適正な管理が行われずに荒廃が進んでいる人工林もあります。現在、国や県などの補助を受けて森林管理を進めていますが、その大部分が民有林となっており、所有者の合意を得なければ事業を実施できないことも森林管理が遅れる原因となっています。このことから、森林が豊かで健全な姿で未来にひきつがれるよう、市・林業事業者・森林所有者・市民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、お互いに協働しながら豊かな亀山の森づくりに向けて取り組む必要があります。

鈴鹿川をはじめとする市内河川は、水質的には良好な状態が維持されております。しかしながら、人工林の荒廃からくる水量の低下、土砂の堆積、河道固定によって、豊かな河川環境が損なわれつつあります。こうした状況は、河川内における水生生物の生息場所の減少を招き、水生生物の種類や生物量の減少に繋がります。また、水生生物が周辺の陸圏の生物の餌となっている場合も多いため、河川環境の荒廃は、周辺の陸上における生態系にも大きな影響を与えます。このことから、上流域の森林の整備等、河川とその流域の豊かな自然を保全する必要があります。

また、本市は交通の要衝となっていることから、かつて農地や山林であった場所に大型の工場が造成されることがあります。こうした場合には、開発者に対して周辺環境に配慮するよう働きかけるなど、開発と豊かな自然の両立を目指す『持続可能な開発』を促進する必要があります。

(2) 具体的施策

●森林の保全

森林を、木材の持続的な生産を行なう「生産林」と森林の持つ水源かん養機能など公益的機能の発揮を目指す「環境林」に区分し、効果的・効率的な森林づくりを進めます。また、市民・コミュニティ組織・事業者・市が協働して社会全体で支える森林づくりを進めます。



市域の森林整備

●水辺環境の保全

水辺移行帯を含めた水圏生態系の保全を図るべく、水源かん養林及び河川上流域の森林の適正管理を推進し、河川水量の維持等、水質の保全に努めます。また、水生生物の生息場所の保全にも努めます。

2) 里山・農地の保全

(1) 現状の課題

農業従事者の所得の減少や担い手不足、獣害被害など、営農環境は厳しくなっています。このため、耕作放棄地が増加しており、多面的機能を有する農地をいかに保全していくかが課題となっています。

農村と隣接し、かつては燃料や堆肥原料などの採取場所とされた里山は、生活形態の変化により人手が入らなくなったことから、荒廃が進みつつあります。農地と里山は人の管理により成り立ってきた特殊な環境を形成しており、管理が放棄されればその形態や機能は次第に失われ、そこに存在していた独自の生態系も失われてしまいます。

しかしながら、農地や里山の適正な管理を行うことで、動植物の多様な生育・生息環境が維持され、子どもたちが自然と向き合う場として活用することもできます。また、森林と同様に、農地には水源かん養機能や土砂の流出を防止する役割があります。

こうした多面的機能の恩恵を享受するため、農地と里山の適正な管理を促進する必要があります。

(2) 具体的施策

●里山の整備と活用

里山の保全・再生活動を促すため、地域や市民団体が実施する里山の保全・再生活動の支援を行います。また、亀山里山公園「みちくさ」や亀山森林公園「やまびこ」などにおいて里山の重要性に関する意識啓発やイベントを実施し、市域全体で里山の保全に取り組むという意識の醸成に努めます。

●農地の保全と活用

地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上活動を支援します。また、景観形成作物の栽培を促進するほか、農業体験や環境教育の場、水生生物の生息環境としての利用も促進します。



坂本棚田

3) 生物の多様性の確保

(1) 現状の課題

本市の森林は大部分がスギ・ヒノキなど針葉樹の単調な人工林となっていること、人工林は間伐などの管理が十分に行われず林が暗くなっていることなどから、木の实や下草など動物の餌が森林から得られない状態となっています。このため、シカやサルが餌を求めて人家周辺に出没し農作物が荒らされるなど、深刻な被害が生じています。有害鳥獣としての頭数管理も必要な対策の一つですが、シカやサルなどが十分に生息できる環境づくりが必要です。

河川については、コンクリートによる単調な護岸整備、堰堤による生物の移動の阻害、森林の荒廃からくる土砂の堆積など、水生生物の生息環境として良い状態とは言えない部分も見られます。

今後は、野生動植物の生育・生息空間を保全・再生するとともに、人の活動と共生できる環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 具体的施策

●生育・生息空間の保全・復元

動植物の生育・生息空間を保全する観点から、開発行為等に対する適正指導を実施し、動植物の生育・生息環境への配慮を求めます。

森林や水辺など、多様な環境の連続性が確保されるよう努めます。また、希少な動植物については、生育・生息環境を指定して保全・復元を行います。

森林環境創造事業の環境林整備により、有害鳥獣とされるシカやサルなどが生息できる環境を誘導し、野生鳥獣と共生できる環境づくりを推進します。同時に、これら有害鳥獣類については、農林業被害の現状把握を進めるとともに、有効な防止対策を実施します。

●在来種保護の推進

市内に生育・生息する希少動植物について、継続的な調査を実施し、分布や生息状況を把握・監視します。外来動植物については、注意事項等の情報提供に努めるとともに、市民参加による外来種駆除活動を支援し、本市の在来種に影響を及ぼさないよう努めます。



ネコギギ



ヤリタナゴ

亀山市に生息している天然記念物ネコギギと絶滅危惧種ヤリタナゴ

4) 自然とのふれあいの創出

(1) 現状の課題

鈴鹿山脈とその周辺の優れた自然景観は、市民にとって自然体験やふれあいの場となっています。一方、身近な里山や農地、ため池などの二次的な自然や河川敷などは、昔の子どもにとっては遊びの場であり、学びの場でした。しかし、里山や農地の荒廃、生活様式の変化等が進んだことなどから、自然の中で遊ぶことは少なくなっています。

自然にふれ、その仕組みを理解することは、ふるさとへの愛着や、環境を良くしていこうという意識や行動につながります。そのため、より多くの市民が、亀山の恵まれた自然景観を楽しむとともに、身近な自然環境にふれるきっかけをつくる必要があります。

(2) 具体的施策

●ふれあいの場・機会の創出

里山などの地域資源を整備・活用し、市民が体験や学習を通して、自然とふれあい親しめる場を創出します。また、亀山の豊かな自然を観光資源としたエコツーリズムを推進し、市民のみならず、市外の方にも自然に親んでもらえる場や機会を創出します。

自然環境団体等と協働し、亀山里山公園「みちくさ」や亀山森林公園「やまびこ」などの地域資源を活用したイベントを開催することで、市民が自然にふれる機会をつくり環境に関する理解を深めるとともにその重要性を学ぶ機会を創出します。



里山公園「みちくさ」(雪景色)



森林公園「やまびこ」(新緑)

3 「【基本目標③】 快適な生活環境の創造」を実現するための施策

安心して住み続けることができるまち、歴史的まちなみやきれいな景色のあるまちを目指します。

1) 快適な生活空間の創出

(1) 現状の課題

市民からは、河川・空き地の雑草管理、街路樹の管理、ふん害などのまちの美観に対しての要望があがっています。

これら問題を踏まえつつ、安全で安心して住める持続可能なまちづくりを目指すため、適切な開発指導を行うなど、計画的土地利用や適正な空き地管理を誘導する必要があります。

地域の憩いの場となる公園については、適切な維持管理を行うとともに、環境美化ボランティアなど様々な担い手による管理を促進し、市民との協働により地域に密着した公園の形成を進める必要があります。

(2) 具体的施策

●住みよいまちの形成・美観の向上

魅力あるまちの形成に向けて、景観計画や地区計画などに基づき、まちの景観誘導を図ります。

公園については、市民ニーズや地域環境を取り入れた配置・再整備に努めます。また、環境美化に関する里親制度など、市民との協働による公園等の適切な維持・管理を進めるとともに、緑化の推進と適正管理を促進します。街路樹については、樹種選定や管理方法について市民要望の反映に努めます。

公益公共施設については、バリアフリー化を推進するとともに、狭隘道路の拡幅、歩車道の分離や段差の解消など、すべての人に配慮した道づくりを推進します。また、公共工事に当たっては、美観の向上に配慮します。

さらには、景観を悪化させる放置自転車や放置自動車については、早期撤去に努めるとともに防止を図ります。

空き地の雑草管理、ポイ捨てやふん害の防止に関しては、啓発・指導を実施します。

●歴史的まちなみの保存と整備

まちの歴史文化に対する保全意識の高揚に努めるとともに、歴史的雰囲気を感じることができるまちなみの保存・整備を推進します。



東海道関宿のまちなみ

2) 環境に配慮した事業活動の促進

(1) 現状の課題

事業活動における客観性・透明性が重視されるようになり、工場が周辺環境に及ぼす影響への市民の関心が高まっています。このため、事業活動を行うにあたり、規制基準の遵守だけでなく、自主的取り組みの促進とともに適切な情報開示が求められています。

農業については、環境保全効果の高い営農活動への取り組みが求められています。

(2) 具体的施策

●化学物質対策の推進

環境保全協定の締結を推進することや、危険物施設への立入検査により、化学物質の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。

●産業公害の防止

規制基準等法令の周知と指導を行うとともに、環境保全協定の締結により自主的取り組みを促進します。必要に応じて、事業所への立入検査を実施し、排出基準の遵守を求めます。

●環境保全型農業の促進

化学肥料・化学合成農薬の使用の低減や有機農業など環境保全型農業の取り組みを促進します。また、家畜排せつ物の適正な管理処理を促進します。

3) 生活排水対策の推進

(1) 現状の課題

河川の水質調査の結果では、鈴鹿川や中ノ川といった主要河川の水質は、概ね良好な値を示しておりますが、本市はそれらの河川の源流域であることから、良好な水質を維持する必要があります。

現在本市では、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備を計画的に進めています。今後も引き続き下水道等の整備を推進するとともに、下水道整備対象区域外における生活雑排水対策を進めていく必要があります。

(2) 具体的施策

●排水処理対策の推進

下水道等を計画的に整備するとともに、下水道等の供用開始区域内では、一般家庭や事業者などに対して早期接続を促進します。

下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽の適正管理の啓発・指導に努めます。

●発生源対策の推進

市民参加型の水質調査、生活排水対策に関する情報発信を行い、生活排水への配慮を促します。また、河川等において実施している水質調査結果を公開し、市民の関心を深めるよう努めます。

4 「【基本目標④】 循環型社会の構築」を実現するための施策

限りある資源の有効利用を推進し、省資源に取り組み循環型社会の構築を目指します。

1) ごみ減量と再使用・再生利用の推進

(1) 現状の課題

本市では、平成12年度からガス化溶融炉というごみ処理施設を導入し、市域のごみを処理してきました。ガス化溶融炉により、ダイオキシンの発生を低く抑えることができるとともに、ごみを処理した後に発生するスラグとメタルを資源化しています。さらに、山元還元方式による再資源化处理を行うことで、今まで最終処分していた溶融飛灰が生じなくなることから、新たな最終処分場の確保は不要となりました。このように資源化が進む一方、ごみの年間収集量や一人1日当たり排出量は横ばい傾向にあるため、今後、更なるごみの減量と再使用・再生利用を推進する必要があります。

三重県・亀山のごみ排出量の推移



(2) 具体的施策

●ごみの発生抑制（リデュース）

過剰包装の抑制や買い物袋持参運動の普及促進により、ごみとなるものの発生を抑制します。また、啓発活動により、ごみを出さないという意識の形成を促すとともに、効果的な発生抑制策を検討していきます。

●再使用（リユース）・再生品利用活動の活性化

事業者に対し、販売店による資源等の店頭回収、リターナブルびんなど再使用可能な製品の普及、リサイクルしやすい製品の製造・普及などを啓発します。同時に、グリーン購入の普及促進と製品に関する情報提供により、再生品利用を促進します。

公共工事で発生する建設副産物等の再生利用、リサイクル資材・商品廃材等の使用を進めます。

排出された不用物の修理・有効利用を行うしくみづくりを検討します。また、市主催のイベント時などにおけるデポジット制の導入等を検討し、容器回収と環境意識の醸成を図ります。

●ごみ減量化と再資源化（リサイクル）の推進

分別方法の周知徹底、資源の分別収集品目追加など、資源回収率の向上に努めます。また、市民団体等による資源回収など、積極的な活動の支援を行います。

家庭から出るごみについては、生ごみ処理容器購入費補助などにより堆肥化を促進するほか、事業者から出るごみについては、資源化の手法などの情報提供をするなど、ごみ減量化を積極的に推進します。学校など公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

学校給食などから出る廃食油のリサイクルを進めるとともに、家庭や事業所から出る廃食油のリサイクルについても啓発していきます。

また、ごみの処理量、資源化率やごみ処理費用の公開など、ごみ減量意識の向上に努めます。

2) ごみの適正処理の推進

(1) 現状の課題

国道1号の太岡寺交差点や鈴鹿峠付近には、ポイ捨てが多く、対策が求められていました。平成15年度の国道1号太岡寺交差点クリーン作戦では、大型看板の設置、花壇への植栽、生徒による壁画へのペイント、監視カメラの設置などさまざまな対策が実施され、ポイ捨て防止に効果を上げています。しかし、依然として道路、河川や山間部への不法投棄・ポイ捨てが多く、引き続き必要な対策を講じる必要があります。

家庭や事業所での廃棄物焼却は、ダイオキシン類の影響が社会問題化してから減少していると考えられますが、野焼きなどの焼却行為に関する苦情は毎年発生しており、違法な行為に対しては指導を徹底していく必要があります。

(2) 具体的施策

●不法投棄の防止

地区衛生組織連合会等の市民団体や警察と連携して、不法投棄監視体制の強化を図り、不法投棄者に対しては厳正に対処します。また、市内一斉清掃等による美化運動の推進、まちをきれいにする条例の周知及び趣旨啓発強化により、不法投棄の防止に努めます。

●屋外焼却・自家焼却の抑制

焼却行為による環境への影響や法規制に関する情報提供を行い、焼却自粛に対する協力の呼びかけを行います。違法な焼却行為に対しては、指導を行います。



不法投棄撲滅キャンペーン

5 「【基本目標⑤】 低炭素社会の構築」を実現するための施策

地球温暖化の防止・限りあるエネルギーの有効利用等を推進し、低炭素社会の構築を目指します。

1) 二酸化炭素の排出抑制

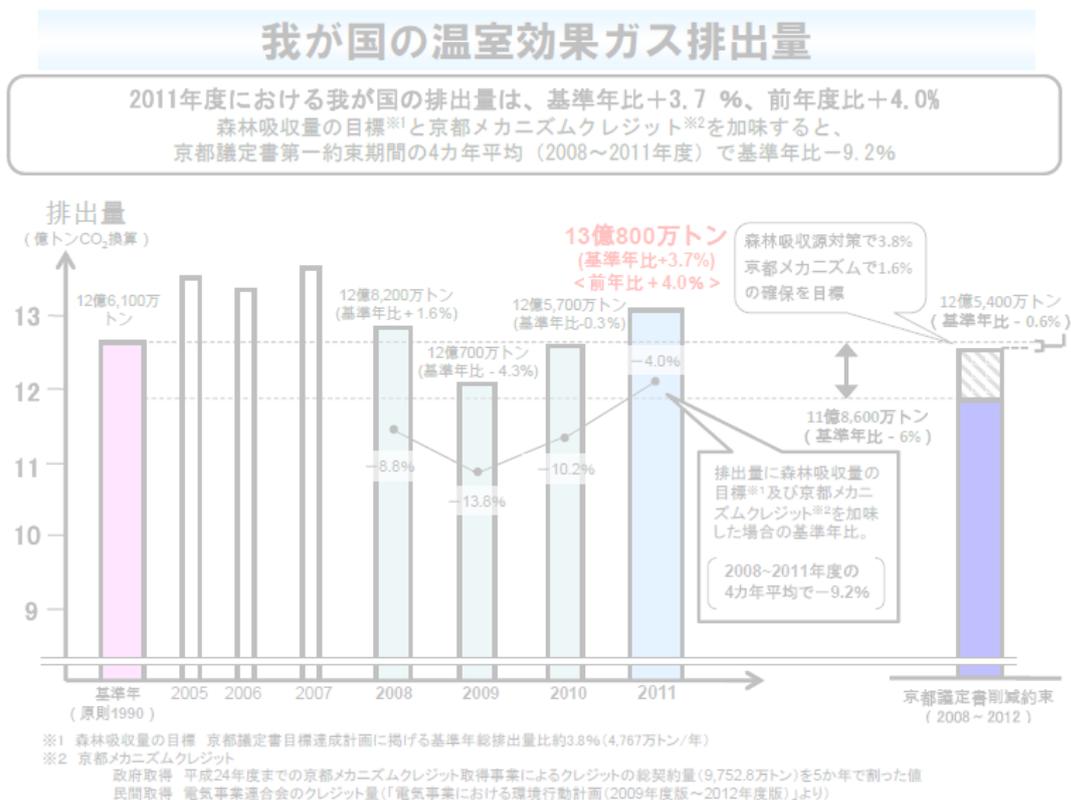
(1) 現状の課題

平成25年4月12日（水）に発表された独立行政法人国立環境研究所による「2011年度（平成23年度）の温室効果ガス排出量（確定値）」では、日本における温室効果ガス排出量の確定値は以下の通りで、前年より大幅に増加しています。

- ・ 2011年度（平成23年度）の日本の温室効果ガスの総排出量は、13億800万トン。
- ・ 京都議定書の規定による基準年（CO₂、CH₄、N₂Oは1990年度、HFCs、PFCs、SF₆は1995年）の総排出量と比べると、総排出量としては3.7%（4,640万トン）の増加となっている。
- ・ 2010年度（平成22年度）の総排出量と比べると、発電に伴う二酸化炭素排出量が増加したことなどにより、総排出量としては4.0%（5,030万トン）増加している。

その要因としては、東日本大震災の影響等により製造業の生産量が減少したものの、火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどが挙げられます。

このような状況が当分続くと考えられ、温室効果ガスの削減が更に求められています。



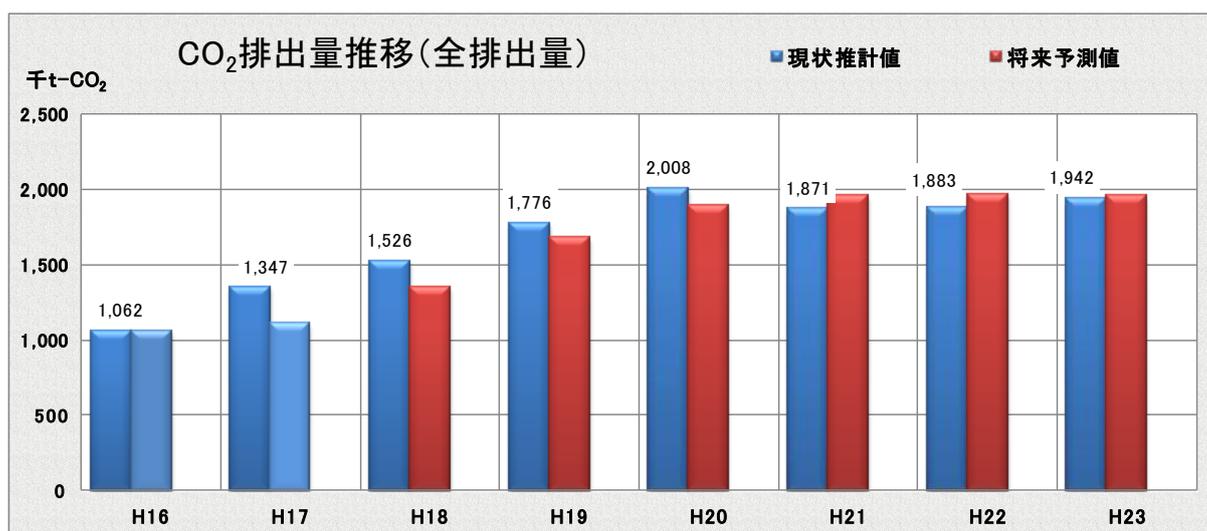
亀山市のCO₂排出量は、平成23年度において1,942千トンと推計されています。この排出量は、国の平成23年度排出量13億800万トンの0.15%となり、平成16年度（亀山市の基準年）対比の約1.8倍となります。

CO₂排出量は、平成20年度に最大となり、その後は減少していましたが平成23年度は増加しました。要因は発電に伴う二酸化炭素排出量の増加で、電力の二酸化炭素排出係数が平成22年度対比で9.5%アップしたためです。

亀山市の二酸化炭素排出量の推移

(単位：千t-CO₂)

年度	H16	H19	H20	H21	H22	H23
	2004年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
CO ₂ 排出量（推計）	1,062	1,776	2,008	1,871	1,883	1,942
対H2年度比率	129%	215%	244%	227%	228%	236%
対H16年度比率	-	167%	189%	176%	177%	183%
将来予測値	1,062	1,683	1,888	1,959	1,966	1,959
差異（現状-予測）	0	93	120	-88	-83	-17



このような現状から、今後さらに削減等に取り組む必要があります。なお、具体的な施策については、亀山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】のなかで展開しています。

<具体的施策>

- 市民活動による省エネ・創エネ
- 事業活動による省エネ・創エネ
- 市の推進による森林吸収源の確保

2) 地球規模の環境問題への対応

(1) 現状の課題

地球温暖化や生物多様性の保全などは地球規模・広範囲で影響が現れます。また、膨大なエネルギー使用による化石資源の枯渇など様々な地球規模の問題が取りただされていますが、その原因は私たちの行動が一因となっています。啓発活動などにより環境への配慮は浸透しつつあるようですが、まだ十分と言える状況ではありません。

これらグローバルな問題は、私たちができることをコツコツと積み上げていくことが重要であり、本市の自然的・社会的状況を踏まえながら、私たちに何ができるのかを考えていく必要があります。

同様に、森林の荒廃や都市化の進展等に伴って健全な水循環が阻害されており、洪水対策や渇水対策と合わせて、水資源のあり方を考えていく必要があります。

(2) 具体的施策

●環境負荷の少ない社会の形成

環境にやさしい製品や行動の紹介など、環境に配慮した生活様式の定着を促します。具体的には、市の率先行動の実施及び取り組みの紹介、既存のポイントシステムと環境家計簿を組み合わせた取り組み、事業者の ISO14001 や県の小規模事業所向け EMS (M-EMS (ミームス)) などの環境管理システムの構築支援などを行っていきます。

また、エネルギー問題を見据えて、都市の低炭素化促進に向けた検討、電気自動車・プラグインハイブリット自動車など低公害車の普及やそれらを利用しやすくする基盤整備、輸送エネルギーの少ない地産地消などを促進します。

公共交通機関については、JR線の複線電化をはじめ、便数増や乗継ぎ時間の短縮など、利便性の向上に向けて事業者へ働きかけます。また、駅周辺の駐車場・駐輪場確保などの環境整備に向けた取り組み、鉄道とバスとの連携強化、公共交通機関に関する情報発信などにより、公共交通機関の利用促進を図ります。

●新エネルギー・再生可能エネルギーの活用

地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に基づき、地域資源として豊富にある再生可能エネルギーの調査・研究・導入を推進していきます。また、公共的施設に対しては、新たに建設する施設に対して、率先的に太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した発電設備等を導入し、トッパーランナーとして地域の再生可能エネルギー導入に寄与します。

民間事業者等が建設するメガソーラー発電施設などの建設については、自然環境との調和を図りながら協力していきます。

●健全な大気・水循環の確保

森林や農地等の適正管理を促進し、水源かん養機能の確保に努めます。

また、節水意識の高揚などにより、雨水の有効利用等を推進します。

●国際的意識の形成

地球温暖化の防止、生物多様性の保全、石油などの化石資源の枯渇問題など地球規模の環境問題に関する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります。

3) 道路交通対策の推進

(1) 現状の課題

本市は、国道1号や名阪国道、新名神高速道路など主要幹線道路が通過する交通の要衝となっているため、通過交通量が多くなっています。

これら道路交通が周辺環境に及ぼす影響について調査を行うとともに、環境負荷などの影響を軽減するため、渋滞対策や電気自動車・プラグインハイブリット自動車など低公害車の普及促進など、環境負荷がかからない交通体系を構築する必要があります。

(2) 具体的施策

●次世代自動車インフラ等の整備

渋滞が発生する箇所については、路上駐車の一掃や道路構造の改善に努めます。また、通過交通の市街地への流入を防止するため、効果的な道路網整備に努めます。

低公害車の普及や、それらを利用しやすくするインフラ整備について調査・検討します。

●環境対策の推進

道路交通騒音など必要な調査を実施して監視に努め、問題が生じている地域について適正な対処に努めます。

車両などからのポイ捨てについて、意識効果によるポイ捨て防止に繋げるとともに、美化活動の促進により美観の向上に努めます。



忍山大橋と鈴鹿川



忍山大橋からメガソーラーを望む

第4章 重点的取り組み

1 みんなでつなごう豊かな自然



自然との関係を良好に保ち、自然が持つ多面的機能を活かした安心・安全なまちづくりに取り組み、次世代につなげていきます。

1) 目指す環境像に対する現状と課題

亀山は農地・森林が豊かな地域であったことから、こうした身近な自然が持つ多面的機能の恩恵を受けてきました。こうした恩恵は、かつては「自然の恵み」と呼ばれ、利活用されると同時に適切に管理され、大切に守られてきました。

➡ 近年になり、農業・林業ともに従事者が減少し、森林や農地の荒廃が進んでいます。

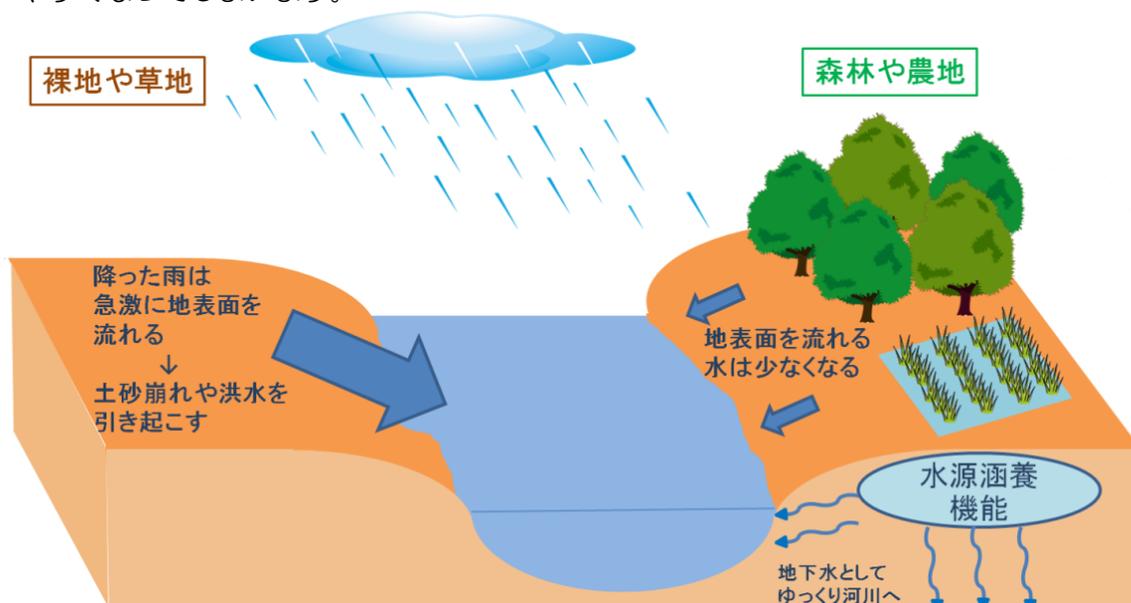
これは、農林業における所得の減少や担い手不足、獣害被害などが主な原因として挙げられます

◆森林や農地が荒廃するとどうなるの？

森林や農地は、単に食料・木材生産の場としてだけでなく、さまざまな面で私たちの生活を豊かにし、安全・安心な暮らしを守っています。

たとえば、森林や農地には、雨水を一時的に貯留する働きがあります。これにより雨水はゆっくり土に染み込むことができ、きれいな地下水となって飲み水や工業用水として利用されます。また貯留された雨水はゆっくり少量ずつ流れていくため、洪水や土砂崩れの防止にもつながります。すなわち、森林や農地は、私たちの安心・安全な暮らしを支える基盤であると言えます。

このため、森林や農地が荒廃してしまうと、特に河川環境が悪化すると考えられます。河川の水量低下、土砂の堆積が生じる一方で、台風など降雨量が多いときには土砂崩れや洪水が起こりやすくなってしまいます。



2) 取り組みの方針とねらい

農林業の振興をとおして、身近な自然である森林の整備や農地の保全を推進します。こうした人と自然の関係を復活することで、多面的機能の恩恵が持続的に得られる環境を構築し、次世代に繋げていきます。

◆農村・林業の活気を取り戻します

農業・林業事業者を支援することで、農村・林業の活気を取り戻し、森林や農地の適切な管理を促進します。

◆農林業の担い手を育成します

農林業従事者の高齢化・後継者不足を解消するため、担い手の育成・確保を図ります。

◆豊かな森林や農地をつなげます

体験学習や啓発活動をとおして、市民一人一人が森林や農地の保全に取り組むための意識の醸成を図ることにより、豊かな森林や農地を次の世代に繋げていきます。



2 みんなで取り組もう3R（リデュース・リユース・リサイクル）



市民・コミュニティ組織・事業者・市が、それぞれ
の役割と責任のもとで、循環型社会の構築
に取り組みます。

1) 目指す環境像に対する現状と課題点

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、近年緩やかに減少してきましたが、大きな変動はなくほぼ横ばい傾向にあり、全国平均や県平均を上回っています。その一方で、ごみとして排出されたものの資源化の拡大や溶融飛灰の山元還元処理などに伴い、ごみのリサイクル率は年々上昇傾向にあります。

→ 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築するためには、市民・コミュニティ組織・事業者・市が、それぞれの責務のもとで、より一層ごみの減量化とリサイクルに取り組む必要があります。

2) 取り組みの方針とねらい

◆リデュース（発生・排出抑制）

日頃から必要以上に食料品などを購入していませんか。食品の賞味期限を意識して、無駄に捨てないように心がけることや可能な限り詰め替え商品を購入したり、過剰な包装をしない・求めないことで、ごみになるものを少なくすることが重要となります。

そこで、引き続きレジ袋削減・マイバッグ推進運動を推進するとともに、ごみとなるものを無駄に作らない・買わない・もらわない社会が促進されるよう啓発活動に努めます。

◆リユース（再使用）

まだまだ使用できるのに家庭や事業所で使わなくなったものをごみとして捨てるのは「もったいない」話です。必要とされる方に再度使っていただくことで、ごみをつくらないことが重要となります。

そこで、リサイクルショップ活用の啓発や市民と行政が協働して、不用品をリユースする仕組みを構築し、再使用が促進されるように努めます。

◆リサイクル（再生利用）

やむを得ずごみとして排出されたものは、可能な限りリサイクルすることが重要となります。

そこで、市民団体における資源物の再利用運動を幅広く進めるとともに、資源ごみとして分別収集する品目の拡大に努めます。

市民

- ・賞味期限を意識した食料品の購入
- ・食べ残しを少なくする工夫
- ・詰め替え商品の積極的な購入
- ・マイバッグやマイ食器、マイ箸の持参
- ・生ごみのたい肥化、水切りの実践
- ・リサイクルショップやバザーなどの活用
- ・資源物集団回収への積極的な参加
- ・分別基準に応じた資源物の分別・排出

市

- ・レジ袋削減・マイバッグ推進
- ・生ごみ処理容器の購入補助と水切りの啓発
- ・不用品リユースの仕組みづくりの構築
- ・リサイクルショップなどの活用・啓発
- ・資源物の集団回収への助成と回収品目の拡大

3Rの 取り組み

食品ロスの削減

- ・繰り返し使える箸等のサービス提供
- ・生ごみのたい肥化、水切りの実践
- ・容器包装の簡素化のための工夫や改善
- ・製品等の修理・修繕等のサービスの拡大
- ・リサイクルショップやバザーなどの活用

事業所

循環型社会を構築

3 みんなで取り組もう省エネ・創エネ



環境活動に対する取り組みの意欲向上を図り、
省エネ・創エネを推進します。

1) 目指す環境像に対する課題点

世界規模で進行する地球温暖化に対して、今以上に危機感を感じながら、市民・コミュニティ組織・事業者・市が一丸となって取り組む姿勢が求められます。

➡ 市民・コミュニティ組織・事業者および市民団体が自発的に省エネ・創エネなど環境活動に取り組みやすい仕組みを構築する必要があります。

2) 取り組みのねらい

◆ 環境活動に対して付加価値を付与することで、省エネを推進します。

省エネについては、「ちりも積もれば山となる」、「小さなことからコツコツと」などで形容されるように身近な取り組みを自発的に行うことが重要となります。

そこで、市民や市民団体が行う環境活動に付加価値がつく仕組みを構築し、地球温暖化防止活動などの環境活動を促進します。

◆ 環境活動に対して付加価値を付与することで、創エネを推進します。

発電設備を導入することによる創エネの推進もさることながら、導入後に省エネを意識することで、創エネの効果を大きくすることも重要です。

そこで、住宅用太陽光発電設備を導入した後においても、省エネ意識を高め、創エネが促進される仕組みを構築します。



テーマ

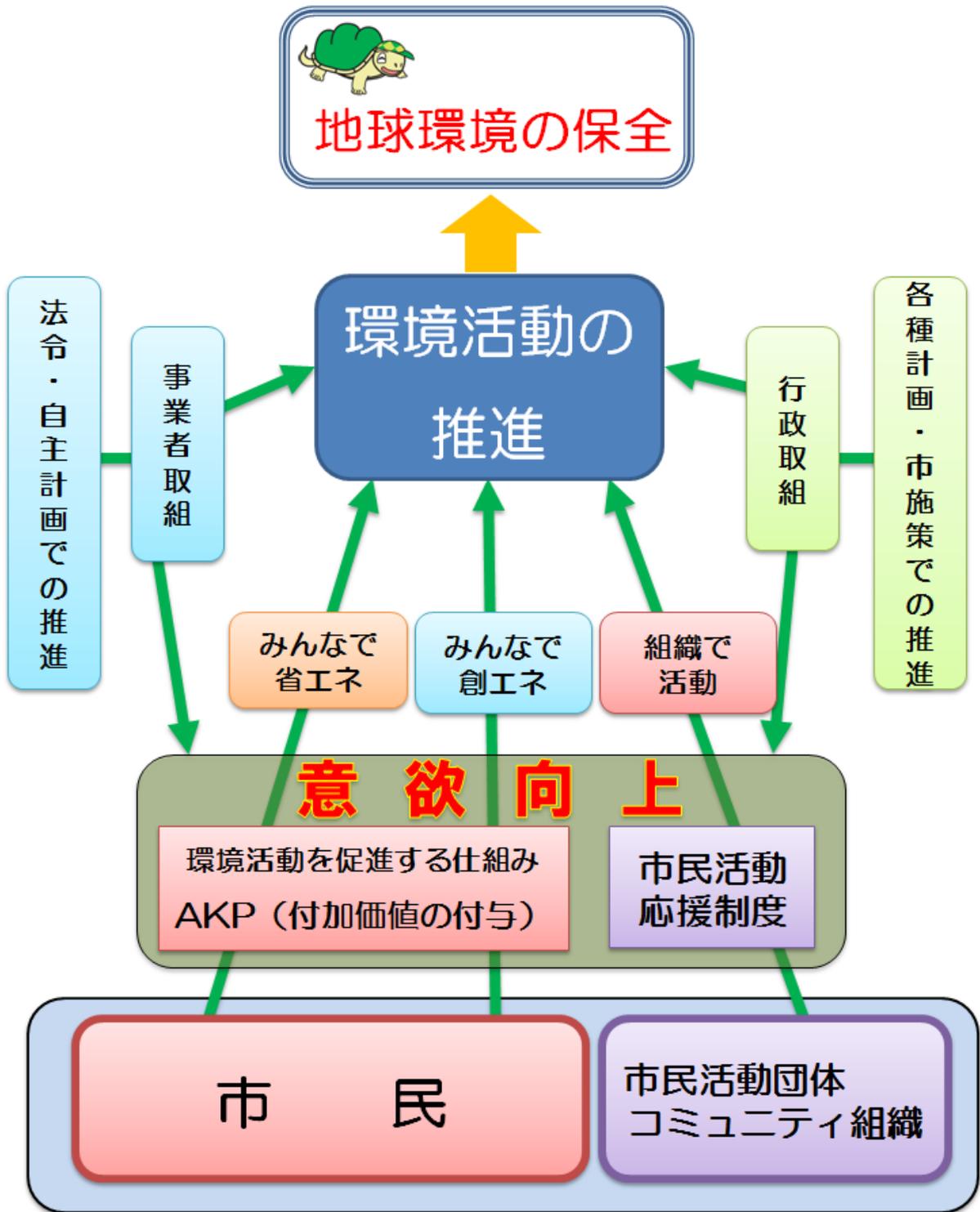
～地球を守ろう！

地球温暖化防止のために、

人ひとりができる省エネ活動～

平成25年度 環境保全推進ポスター最優秀賞

亀山西小学校6年生 みやざき 宮崎 ももい 桃衣さん



※AKP : ALL KAMEYAMA POINT の略称

第5章 土地利用別環境配慮事項

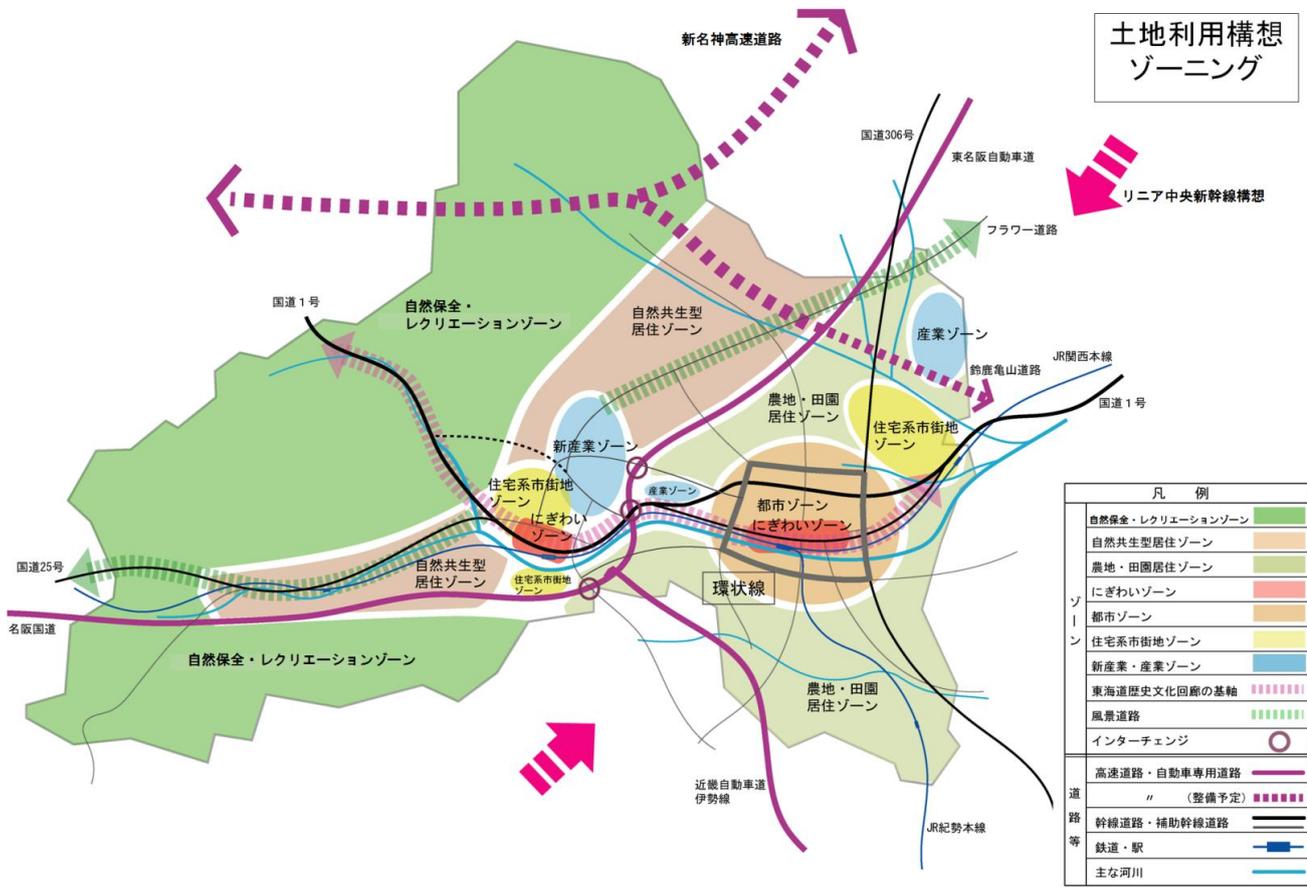
ここでは、総合計画の土地利用構想ゾーニングを基に、土地利用別に市民・事業者・市の役割に応じた環境配慮事項を示します。この環境配慮事項は、現在生活している場所や働いている場所がどのゾーンに該当し、そこではどのようなことに配慮していくべきなのかといった方向性を示しています。

市は、施策を実施するとともに、各ゾーンの整備の方針に従ったまちづくりを進めます。市民・事業者は、土地利用の方向に従ったまちづくりに協力するとともに、環境面で特に配慮すべき事項（日常の環境配慮事項と開発時の環境配慮事項）に取り組みます。

日常の環境配慮事項は、第3章に示した施策の中から各ゾーンで該当するものを抜き出し、市民・事業者の立場に置きかえたものです。開発時の配慮事項は、開発事業が行われる際に、各ゾーンの特徴を損なわないようにするため、指導時などに活用するものです。

1 ゾーニング

総合計画では、市の土地の利用について、既存の社会資本や地域資源の有効活用を基本において、市街地の拡散を抑え、機能が集積したコンパクトな市街地の整備・再生を図ります。また、市街地と各地区及び周辺市との広域連携のネットワークを強めることで都市全体としての総合力を高めながら市域全体が調和して一体的に発展していくための都市づくりを進めます。その中で、図のようなゾーニング（地域分け）を行っています。



2 ゾーンごとの土地利用の方針と環境配慮事項

1) 自然保全・レクリエーションゾーン

【総合計画における土地利用の方向】

◆自然保全・レクリエーションゾーン

- ・西部の鈴鹿山系や錫杖ヶ岳とその周辺地域は、市内を流れる鈴鹿川や安楽川などの水源域となっていることから、豊かな水を守るとともに、地球温暖化防止や山地災害防止など森林の持つ公益的機能を発揮できるよう森林の保護・育成を図ります。また、亀山市の景観をつくり出す背景として、山並みの保全を図ります。
- ・特に、野登山のブナの原生林など、貴重な植生や生態系が残されている地区については、動植物の生息・生育空間を大切に保全し、永続的に維持・継承します。
- ・石水溪や東海道自然歩道、名阪森林パークなどの資源や施設を活かし、森林レクリエーションの場としての適切な活用を促進します。

【環境の状況】

自然保全・レクリエーションゾーンは、西部の鈴鹿山系とその周辺の地域で、市内を流れる鈴鹿川や安楽川などの水源域になっています。野登山や石水溪、坂本の棚田、錫杖ヶ岳をはじめとする豊かな自然環境と優れた景観、自然を利用した名阪森林パークなどのレクリエーション施設があり、市民にとっても自然体験やふれあいの場となっています。旧東海道には坂下宿があります。国道1号が通っており、鈴鹿峠付近ではごみのポイ捨てが、森林内では廃棄物の不法投棄が見られることがあります。ゾーンの北部には、新名神高速道路が通っています。

【日常の環境配慮事項】

- ・森林の公有化や森林ボランティアの育成・活動に協力し、森林の適正管理を進めます。
- ・自然とのふれあい活動や自然観察会等を開催し、参加します。
- ・自然公園や散策道の整備に協力します。
- ・行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・生態系が乱れないよう地域の自然環境を保全
- ・希少な野生動植物については、生息・生育環境も含めて保全
- ・現存植生の保存と回復に努めるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹種を選定
- ・石水系や錫杖ヶ岳など優れた自然風景地やそれらに対する主要な眺望地点を保全
- ・野生動植物の生息・生育環境に与える影響を低減するため、工事時期や工法に配慮
- ・道路の整備にあたっては、動物の移動空間を確保
- ・用地造成の位置は、水道水源に近い場所は避け、工事にあたっては、濁水や化学物質等の流入を防止

- ・橋梁の形状、色などのデザインは周辺景観と調和

2) 自然共生型居住ゾーン、農地・田園居住ゾーン

【総合計画における土地利用の方向】

◆自然共生型居住ゾーン

- ・農林業や農山村が持つ多面的な機能を活用して、景観形成、環境保全、食文化の創造、自然エネルギーの活用などに取り組むことにより、自然と共生した魅力的な居住地域の形成を目指します。
- ・里山ならではの魅力的な暮らしを実現するなかで、広域的な道路網や新産業ゾーンと隣接する立地条件を活かして、訪れる人びととの交流や協働の促進につなげ、自立を目指した地域活動の維持・活性化を図ります。

◆農地・田園居住ゾーン

- ・中の山パイロットに代表される茶畑や水田などの広大で良好な農地や良好な農業環境を守り、農業生産基盤の充実を図るとともに、良好な生活環境の向上を図ります。
- ・開発可能な一団の土地については、市街化を抑制し、都市ゾーンにおける市街地の整備・誘導と調整を図りながら、自然や農業環境と調和のとれた適切な保全と活用を図ります。
- ・市南東部地域は、将来の需要に対応するまとまりのある土地利用が可能な唯一の地域であり、今後の社会経済情勢の動向などを考慮しながら、周辺環境と調和のとれた機能が発揮できる多機能なゾーンとして適切な保全と活用を図ります。

【環境の状況】

鈴鹿山系の裾野から東南に広がる丘陵地で、市内の大半の面積を占めます。丘陵地に農地と民家が分布する農村の景観になっています。東名阪自動車道、国道306号が縦断しており、鉄道ではJR関西本線、紀勢本線が横断しています。鈴鹿川、安楽川の水質は概ね良好です。里山には廃棄物の不法投棄が見られることがあります。

また、西部地域には、加太川の源流部分があり、国道25号とJR関西本線が加太川に沿う形で通っています。加太川沿いの美しい渓谷は、市民や鉄道利用者などに親しまれています。

【日常の環境配慮事項】

- ・里山を管理する市民団体の活動に協力します。
- ・市民による自然環境調査や、自然資源を活用したイベントを実施し、参加します。
- ・下水道等への速やかな接続や、合併処理浄化槽の設置と適正管理に努めます。
- ・椋川、中ノ川や身近な水路の水質調査、水生生物調査に参加し、水質に関する意識を高めます。
- ・低公害車の利用や、環境にやさしい運転に努めます。
- ・環境保全型農業を推進します。
- ・地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全に努めます。
- ・農業体験や環境教育の場、水生生物の生息の場として利用に努めます。
- ・生ごみ処理機導入や、生ごみや剪定枝のコンポスト化などによる再資源化を進めます。
- ・行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。

- ・ごみの減量化とリサイクルに努めます。
- ・省エネ・創エネなど環境活動に取り組みます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・生態系が乱れないよう地域の自然環境を保全
- ・希少な野生動植物については、生育・生息環境も含めて保全
- ・湿地や湧水等が保全されるよう水源地域を保全
- ・現存植生の保存と回復に努めるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹種を選定
- ・森林や河川などの連続性が保たれるよう、緑地等を確保
- ・河川・水路やため池などの水辺環境を保全し、水辺の改変にあたっては多自然型工法を採用
- ・堤体や堰の設置及び改修時においては、魚道設置等により水生生物の移動空間を確保
- ・工事の実施にあたっては、濁水等の流出防止、騒音、振動等による周辺集落への影響を防止
- ・道路等の整備にあたっては、動物の移動空間を確保
- ・電波障害、日照障害等による周辺の生活環境への影響を防止
- ・幹線道路沿いに植樹帯を設置することなどにより、騒音、排気ガスなどの自動車交通公害を防止、樹種の選定にあたっては地元住民と協議

3) 住宅系市街地ゾーン、都市ゾーン、にぎわいゾーンと東海道歴史文化回廊

【総合計画における土地利用の方向】

◆住宅系市街地ゾーン

- ・都市ゾーンとともに定住を促進するための市街地拡大の受け皿となる地域として、ゆとりのある住環境を保全・誘導し、日常生活を支える機能を整え、多様な世代が安心・安全に暮らせる良好な住宅市街地の整備・再生を図ります。

◆都市ゾーン

- ・市街地の外延的な拡大を抑え、鈴鹿市や四日市市、津市などと機能分担を図りながら、環状線の沿線及び環状線で囲まれた地区を、市全域または広域を対象とした都市機能の集積と適正な住宅地の誘導を図る地区に位置づけます。
- ・亀山市の特徴である丘陵地形や河川環境等を保全しつつ効果的に活かして、自然環境に調和した市街地を形成するとともに、土地利用の計画的な誘導を図り、景観に配慮した規制を行う区域を設定するなど、亀山らしい活力ある快適都市空間の創造を目指します。

◆にぎわいゾーンと東海道歴史文化回廊

- ・旧東海道の亀山宿、関宿とその周辺地区は、城下町、宿場町らしい景観形成に取り組み、歴史文化資源やまちなみを保存・継承しながら、誰もが安心して歩いて暮らせる環境を整え、市内における「学」・「遊」・「買」の中心となるにぎわいの拠点づくりを行います。
- ・重要伝統的建造物群保存地区である関宿は、長期的な展望をもとにその周辺地区や背景となる景域全体の景観形成に取り組むとともに、増加する観光客に対応しつつ暮らしの場としての生活基盤整備を進めます。

- ・ 亀山駅の周辺地区は、集合住宅などの居住機能の集積を誘導するとともに、地域密着型の商業機能の活性化を図り、都市ゾーンと連携した活気ある中心市街地としての整備・再生を進めます。

【環境の状況】

住宅系市街地ゾーンには、大きな住宅団地や学校、マンション等が建設され、多くの住民が暮らしています。

都市ゾーンは、旧宿場町から周辺に広がって形成された市街地であり、公共施設や医療・福祉施設が多く分布しています。国道1号、JR関西本線・紀勢本線が横断しています。また、大規模な太陽光発電システムが設置されています。

にぎわいゾーンは、旧宿場町（亀山宿、関宿）であり、歴史的な建造物や文化財が分布しています。関宿は、西追分から東追分までの1.8kmが国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。亀山宿は、城下町の面も併せ持ち、約3kmの区間の随所に寺社があります。

【日常の環境配慮事項】

- ・ 公共施設で開催される環境イベントに参加します。
- ・ 下水道等への速やかな接続や、合併処理浄化槽の設置と適正管理に努めます。
- ・ 公共施設利用の際には、相乗りや公共交通機関の利用に努めます。
- ・ 低公害車の利用や、環境にやさしい運転に努めます。
- ・ 看板や屋外広告の適正化、ポイ捨てやふん害防止などにより美観向上に努めます。
- ・ 日常生活への負担をかけない範囲で昔の面影を感じるまちなみづくりを進めます。
- ・ 歴史的なまちなみの保存活動や、資源マップの作成などに参加します。
- ・ にぎわいゾーンでは、看板や屋外広告は歴史的まちなみに調和させます。
- ・ 旧東海道に沿った地域は、東海道歴史文化回廊として景観や史跡等の特性を保ちながら統一感のある景観づくりに配慮します。
- ・ 生ごみ処理機導入や、生ごみや剪定枝のコンポスト化などによる再資源化を進めます。
- ・ 行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。
- ・ ごみの減量化とリサイクルに努めます。
- ・ 省エネ・創エネなど環境活動に取り組みます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・ 用途の未定の用地については、緑化するなど周辺環境に配慮
- ・ 工事の実施にあたっては、排水対策や騒音、振動等の対策を行い、周辺の生活環境への影響を防止
- ・ 電波障害、日照障害等による周辺の生活環境への影響を防止
- ・ 狹隘道路に面する地域では、家屋の建て替え時にセットバック方式（壁面後退）により道路空間を確保
- ・ 景観保全のため、区域内の案内施設などは周辺景観へ配慮
- ・ 幹線道路沿いに植樹帯を設置することなどにより、騒音、排気ガスなどの自動車交通公害を防止、樹種の選定にあたっては地元住民と協議



関宿 眺関亭からの眺め

4) 新産業ゾーン、産業ゾーン

【総合計画における土地利用の方向】

◆新産業ゾーン、産業ゾーン

- ・名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズへの産業集積により、三重県クリスタルバレー構想の中心的な役割を担う新産業ゾーンを形成して、県土の振興に結びつく拠点づくりを進めます。
- ・高速交通網の充実や産業集積を活かして、環境保全への配慮をしつつ、先端産業の立地を誘導するとともに、新産業ゾーンへの産業集積を図ります。
- ・既存の工業地域は、産業ゾーンとして、新産業ゾーンと連携した産業基盤の充実を図ります。

【環境の状況】

新産業ゾーン・産業ゾーンは、名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズの2大工業団地と市東部の工業地域があります。産業ゾーンは国道1号及び306号、新産業ゾーンは東名阪自動車道、名阪国道、新名神高速道路、伊勢自動車道、国道1号へアクセスしやすくなっています。また、国道1号からは名阪国道への直結線が建設されています。

新産業ゾーンの周縁部分には、里山や関宿などの守るべき環境が隣接しています。

産業ゾーンの周縁部分には、民間住宅の建設が多くみられるようになりました。

【日常の環境配慮事項】

- ・里山の管理を、行政と協力しながら進めます。
- ・ゾーンの里山を、体験学習や環境教育の場として活用します。
- ・効率の良い物流体制や低公害車の利用、環境にやさしい運転に努めます。
 - ・産業公害の防止に努めるとともに、事業所見学の開催などにより周辺住民とのコミュニケーションを図ります。
 - ・関宿周辺では、看板や屋外広告の適正化に努め、関宿との景観の調和に配慮します。
 - ・事業所内の緑化、美化活動への参加など地域貢献活動を進めます。

- ・事業所の環境に関する取り組みなどの情報を、亀山サンシャインパークや道の駅などを通じて発信します。
- ・リサイクルしやすい製品の開発・販売・不要物の再利用を進めます。
- ・省エネ・創エネなど環境活動に取り組みます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・大気浄化機能の維持向上のため、敷地内の緑化を推進
- ・景観保全・創出のため、大規模施設においては周辺緑化により修景
- ・社宅等の建築にあたっては、生垣や庭木を植栽するなど、良好な住宅景観を創造
- ・工場等の立地にあたっては、公共交通や自転車の利用が図られるよう配置・誘導
- ・周辺の日照障害、電波障害を極力少なくするような設計に努め、影響が予想される場合には周辺住民への説明及び適切な対策を実施
- ・下流域での水害防止や水資源の確保のため、遊水池や調整池を設置、設置にあたっては、良好な水辺空間を創出
- ・景観保全・創造のため、切土法面は植栽などにより修景

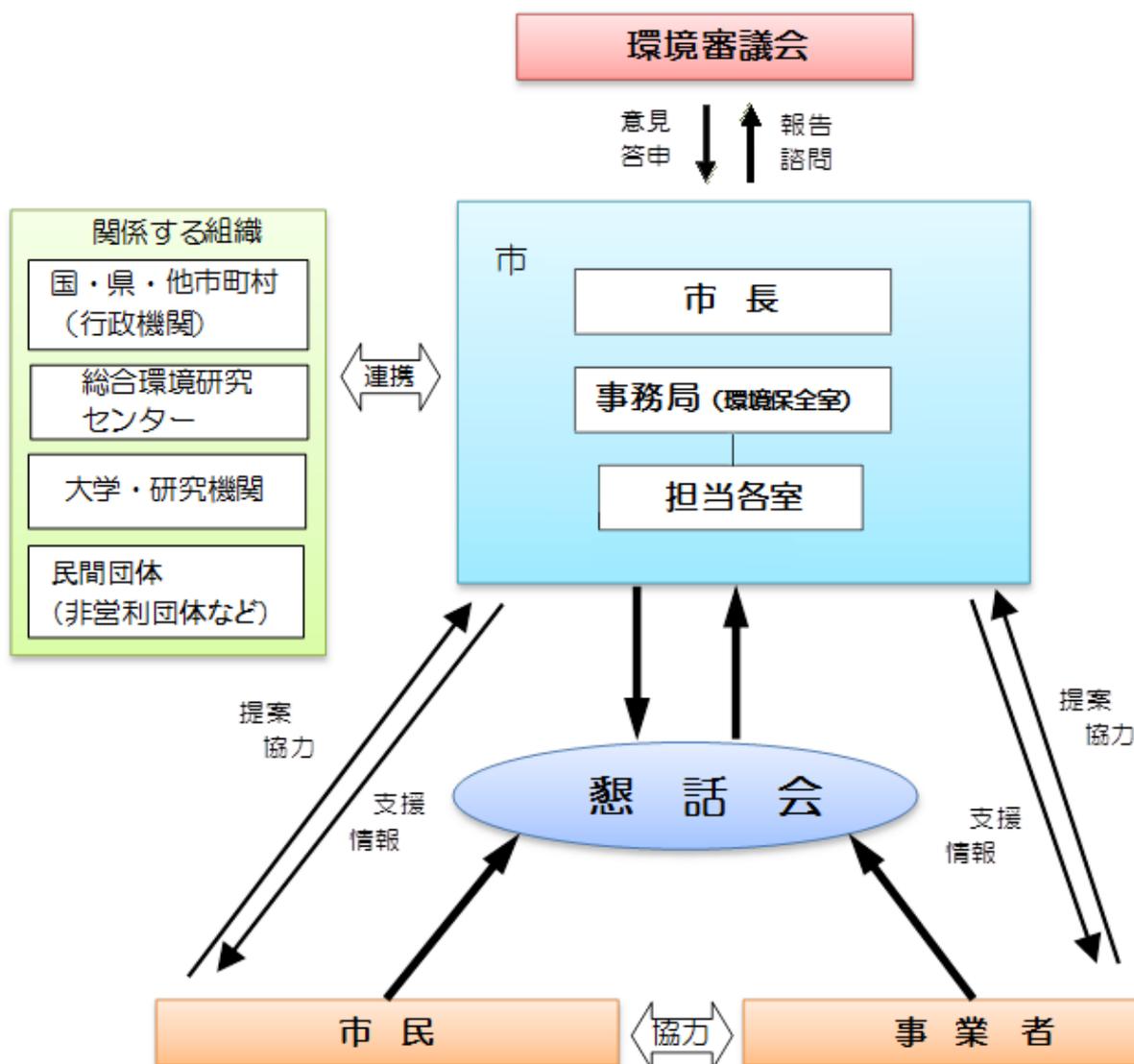
第6章 計画推進のために

1 推進体制の整備

市民・事業者・大学などの研究機関・市の4者の協働のもと、環境施策や重点的取り組みを推進するため、以下の推進体制を整備します。進行管理及び各会議の事務作業は、事務局（環境保全室）が担当します。

市民・事業者 市の各代表で構成する懇話会を必要に応じて開催し、各主体のそれぞれの取り組み、各主体間の協力が必要な取り組みに対する協議・提案などを行います。

その他の組織としては、国、県や周辺市町村といった行政機関のほか、民間団体とも連携を図ります。また、総合環境研究センターや大学や研究機関などと連携し、情報収集・発信や政策立案を行います。



※懇話会とは、市の環境に関する課題について意見を交換し、計画に反映する事項について調査することを目的に設置するもので、市内環境に関し知識を有する者、市内事業所から推薦されたもの、市職員などで構成されます。

2 進行管理の方法

本計画の推進は市長が行い、進行管理は「①実施計画の作成、②施策の実施、③評価、④見直し」を繰り返す方法を用います。

①実施計画の作成

第2章 基本構想 5 指標・目標値に定められた目標値を達成するため、年度ごとの取り組みを定めたシーゼンプランを作成し、実績報告により進行管理します。

②施策の実施

担当各室は、実施計画に基づき施策を実施します。

③評価

担当各室は、年度末に達成状況を評価し、環境審議会の審議・評価を経て、市長に報告します。

④見直し

市長は、担当各室及び環境審議会の評価結果をもとに、改善すべき事項などについて見直します。事務局は、環境の現況、市長の見直し結果、次年度の実施計画予定と合わせて年次報告書に整理します。年次報告書は、環境審議会で承認を得た後、ホームページ等などで公表します。

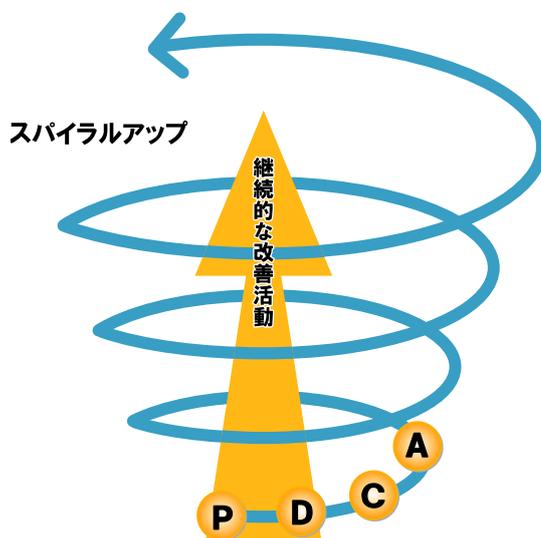
なお、公表により寄せられた意見・提言は、事務局が整理して市長に報告し、環境審議会などの関係組織へ諮って実施計画に反映させていきます。

3 計画の見直し

本計画は、2020年度（平成32年度）を目標年度としています。

ただし、この間の環境に対する科学的知見等の向上や社会情勢の変化などに応じて、環境審議会、懇話会と協議しながら随時計画の見直しを行います。

平成30年度に目標値の検証を行います。



巻末資料

- 1 亀山市環境基本条例
- 2 諮問・答申
- 3 環境審議会名簿
- 4 策定経過
- 5 指標一覧
- 6 現在までの環境に関する亀山市の取り組み
- 7 亀山市環境基本計画の結果
- 8 市民意識調査による解析
- 9 事業者意識調査による解析
- 10 用語集

1 亀山市環境基本条例

平成17年1月11日

条例第104号

改正 平成17年12月28日条例第184号

平成21年12月25日条例第29号

平成24年12月28日条例第36号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第7条・第8条)

第2節 環境の保全及び創造のための施策(第9条—第19条)

第3章 環境審議会(第20条—第27条)

附則

亀山市は、温暖で緑豊かな風土に生まれ、城下町や東海道の宿場町として古くから栄えてきた。

一方、今日の社会システムは、物質的に豊かな生活を求める中、自然の生態系に影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球環境を傷つけ、人類の生存さえ危うくしようとしている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境を享受し、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有しているとともに、この環境を保全し、及び創造し、次世代へ引き継ぐ責務を負っている。このような観点から、すべての者の参加と協働により、人と自然が共生し、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全型社会の構築を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全型社会 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを維持し、次世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市域のみならず、広域にわたり、人と自然が共生し、環境保全型社会の構築を目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、及び協働して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることをかんがみ、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止はもとより、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売、サービスの提供その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、地域社会と協働し、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康で安全かつ快適な生活及び恵み豊かな環境を保全するために、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、人と自然の豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化的な遺産を保全すること。
- (4) 資源又はエネルギーの消費抑制及び効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の利用等により、環境の保全及び創造の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、亀山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ亀山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造のための施策

(施策の策定等に当たっての措置)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害その他の環境の保全及び創造に対する支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第12条 市は、市民又は事業者が環境の保全及び創造に関し理解を深め、並びにこれに関する活動を行う意欲を増進させるため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人に関する情報の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民団体等との協力)

第16条 市は、市民団体等と協力して、環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び地方公共団体との協力)

第17条 市は、環境の保全及び創造を図るため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、亀山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民の代表者
- (5) 事業者の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、環境産業部において処理する。

(平17条例184・平21条例29・平24条例36・一部改正)

(雑則)

第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、合併前の亀山市環境基本条例(平成15年亀山市条例第10号)又は関町環境基本条例(平成15年関町条例第19号)の規定による委員であった者は、それぞれこの条例の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成17年12月28日条例第184号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第29号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日条例第36号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 諮問・答申

諮問書

亀環第1557号

平成25年9月10日

亀山市環境審議会 会長 朴 恵淑 様

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市環境基本計画（平成25年度見直し計画）及び地球温暖化防止
対策実行計画【区域施策編】に係る諮問について

亀山市環境基本計画（平成25年度見直し計画）及び地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】の
策定について、亀山市環境基本条例第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成26年 1月 6日

亀山市長 櫻 井 義 之 様

亀山市環境審議会

会長 朴 恵 淑

亀山市環境基本計画（平成25年度見直し計画）について（答申）

平成25年9月10日付け亀環第1557号で諮問のありましたみだしのことについては、審議を行
った結果、適当であると認められますので、この旨答申いたします。

なお、下記の点に留意されるとともに、策定の過程で出された意見等を十分尊重し、本計画が総合的
かつ効果的に実施されるよう要望します。

記

- 1 本計画を遂行するために、予算の確保に努めるとともに、あらゆる場面において環境配慮を行う
こと。
- 2 本計画の内容を市民・コミュニティ組織・事業者十分に周知し、推進体制を充実させ、共通の認
識をもって環境づくりを進めること。
- 3 本市がこれまで培ってきた素晴らしい環境を未来に引き継ぐため、現状を正確に把握し、子ども
たちに対する環境教育、環境学習を充実させ、環境に対する意識を高めること。
- 4 広域的な取り組みが必要な環境施策に関しては、関係機関と積極的に連携を図ること。
- 5 施策の優先順位を明確化して実施計画を作成するとともに、進捗内容を当審議会に報告し意見を
求めること。

3 環境審議会名簿

名前	所属	備考
上野 達彦	放送大学三重学習センター所長・三重大学名誉教授	
渡辺 守	筑波大学生命環境科学研究科教授	
朴 恵淑	三重大学理事・副学長	会長
宮岡 邦任	三重大学教育学部社会課教育教授	
山村 直紀	三重大学大学院工学研究科電気電子工学専攻 准教授	
豊田 康子	亀山市教育委員会社会教育委員	
坂森 正博	亀山市農業委員会委員	
片岡 輝美	三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室室長	
高嶋 征二郎	亀山市地区衛生組織連合会会長	副会長
久山 光子	亀山市婦人連絡協議会会長	
豊田 和人	亀山商工会議所観光サービス部会会員	
川森 英生	亀山市商工会議所副会頭・亀山市観光協会会長	

4 策定経過

1) 環境に関する市民意識調査

1) 調査概要

- (1) 調査地域 亀山市全域
- (2) 調査対象 亀山市に在住の18歳以上の男女
- (3) 抽出数 2,000人
- (4) 抽出方法 無作為抽出
- (5) 調査方法 配布：郵送により配布
回収：返信用封筒により郵送回収
- (6) 調査時期 発送：平成24年7月3日
締切：平成24年7月31日

2) 回収状況

- (1) 配布数 2,000 通
- (2) 返却数 16 通
- (3) 有効配布数 1,984 通
- (4) 回収数 824 通
- (5) 回収率 41.5 %
- (6) 白紙回答数 2 通（全問無回答）
- (7) 有効回答数 822 通

2) 環境に関する事業者意識調査

1) 調査概要

- (1) 調査地域 亀山市全域
- (2) 調査対象 亀山市の事業所
- (3) 抽出数 200事業所
- (4) 抽出方法 無作為抽出
- (5) 調査方法 配布：郵送により配布
回収：返信用封筒により郵送回収
- (6) 調査時期 発送：平成24年7月3日
締め切り：平成24年7月31日

2) 回収状況

- (1) 配布数 200 通
- (2) 返却数 0 通
- (3) 有効配布数 200 通
- (4) 回収数 87 通
- (5) 回収率 43.5 %
- (6) 白紙回答数 0 通
- (7) 有効回答数 87 通

3) 亀山市環境審議会

諮 問 平成25年9月10日

第1回亀山市環境審議会 平成25年10月7日

- ・亀山市環境基本計画（平成25年度見直し）及び地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】（案）の事務局説明
- ・それぞれの計画に対する調査審議

第2回亀山市環境審議会 平成25年11月8日

- ・それぞれの計画に対する調査審議

第3回亀山市環境審議会 平成25年12月17日

- ・それぞれの計画に対する調査審議

答 申 平成26年 1月 6日

4) パブリックコメント

期 間 平成26年 1月27日 ～ 平成26年 2月25日 （ 30日間 ）

5 指標・目標値一覧

基本目標	施策の方針	成果指標	指標の出典	指標の算定方法	現状値 (H24)	目標値 (H32)	指標設定の考え方	目標設定の考え方
1 自主・協働による取り組みの促進 (参画・教育)	環境教育・環境学習の推進	環境教育に満足している市民の割合	環境に関するアンケート調査	アンケート「次世代を担う子どもへの環境教育」	24%	35%	環境教育・環境学習が適切に推進されれば、環境教育に対する市民の満足度も上昇すると考えられることから、環境アンケートの結果を指標としました。	平成15年度に実施したアンケート結果と比較して、平成24年度には満足率が5%上昇しました。今後、取り組みを強化して満足率を向上させることを目的に、平成32年度の目標を35%として設定しました。
	推進体制の整備	地域や自治会などの環境活動に満足している市民の割合	環境に関するアンケート調査	アンケート「地域や自治会などの環境活動」	32%	40%	推進体制が適切に整備されれば、地域や自治会で行う環境活動への市民の満足度も上昇すると考えられることから、環境アンケートの結果を指標としました。	平成15年度に実施したアンケート結果と比較して、平成24年度には満足率が2%上昇しました。今後、取り組みを強化して満足率を向上させることを目的に、平成32年度の目標を40%として設定しました。
2 自然との共生 (共生)	豊かな自然の保全	豊かな自然（水のきれいさ、緑の多さ）に満足している市民の割合	環境に関するアンケート調査	アンケート「川や池の水のきれいさ・親しみやすさ」と「山や林の緑の多さ」の平均値	63%	75%	豊かな自然が保全されれば、水辺や森林に対する満足度が増加すると考えられることから、環境アンケートの結果を指標としました。	平成15年度に実施したアンケート結果と比較して、平成24年度には満足率が12%上昇しました。今後とも同様の上昇率を維持することを目標として、平成32年度の目標を75%として設定しました。
		森林整備面積	特定間伐促進計画	計画より引用	-	282ha/年 (累計1974ha)	特定間伐促進計画に示された目標値に基づき設定しました。	特定間伐促進計画に示された目標値に基づき設定しました。
	里山・農地の保全	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	計画より引用	19%	60% (H36年度)	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示された目標値に基づき設定しました。	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示された目標値に基づき設定しました。

※環境に関するアンケート調査結果における「満足度」とは、「満足」及び「まあ満足」の和を総数で除した割合です。

基本目標	施策の方針	成果指標	指標の出典	指標の算定方法	現状値 (H24)	目標値 (H32)	指標設定の考え方	目標設定の考え方
2 自然と の共生 (共生)	生物の多様性の確保	動物や植物の多さに満足している市民の割合	環境に関するアンケート調査	アンケート「動物や植物の多さ」	46%	55%	生物多様性が豊かになることにより、動物や植物の多さに対する満足度が上昇すると考えられることから、環境アンケートの結果を指標としました。	平成15年度に実施したアンケート結果と比較して、平成24年度には満足率の上昇は0%でした。今後、取り組みを強化して満足率を向上させることを目的に、平成32年度の目標を55%として設定しました。
	自然とのふれあいの創出	自然とのふれあいに満足している市民の割合	環境に関するアンケート調査	アンケート「「空気のさわやかさ・きれいさ」と「川や池の水のきれいさ・親しみやすさ」の平均値	68%	80%	亀山の豊かな自然にふれる機会が多くなることにより、自然の美しさや親しみやすさへの満足度が上昇すると考えられることから、環境アンケートの結果を指標としました。	平成15年度に実施したアンケート結果と比較して、平成24年度には満足率が15%上昇しました。今後も同様の上昇率を維持することを目標として、平成36年度の目標を80%として設定しました。
3 快適な 生活環境 の創造(安心)	快適な生活空間の創出	公園・緑地の環境美化ボランティアの団体数	アダプトプログラム登録団体数	プログラムに登録している団体数	15 団体	29 団体	登録団体数が増加することは、ボランティア活動による整備面積の増加、市内の様々な地域において取り組みが行われることを示すことから、団体数による進捗管理を行います。	アダプトプログラムの運用が始まった平成19年度から平成24年度にかけては、年3団体の登録がありました。これは、新規団体に加え、既存のボランティア団体が登録したことが要因です。今後は新規団体の取り組みを促進することにより、年間2団体の登録を目標として設定しました。
	環境に配慮した事業活動の推進	工場・事業所の対応に満足している市民の割合	環境に関するアンケート調査	アンケート「工場・事業所の対応」	30%	40%	環境に配慮した事業活動が促進されれば、事業所の対応への市民の満足度も上昇すると考えられることから、環境アンケートの結果を指標としました。	平成15年度に実施したアンケート結果と比較して、平成24年度には満足率が10%上昇しました。今後も同様の上昇率を維持することを目標として、平成32年度の目標を40%として設定しました。

※環境に関するアンケート調査結果における「満足度」とは、「満足」及び「まあ満足」の和を総数で除した割合です。

基本目標	施策の方針	成果指標	指標の出典	指標の算定方法	現状値 (H24)	目標値 (H32)	指標設定の考え方	目標設定の考え方
3 快適な生活環境の創造(安心)	生活排水対策の推進	浄化槽等処理人口普及率(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)	一般廃棄物処理基本計画(汚水処理編)	計画より引用	72%	94.6%(H36年度)	一般廃棄物処理基本計画(汚水処理編)に示された目標値に基づき設定しました。	一般廃棄物処理基本計画(汚水処理編)に示された目標値に基づき設定しました。
4 循環型社会の構築(循環)	ごみ減量と再使用・再生利用の推進	一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	計画より引用	39%	45%	一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)に示された目標値に基づき設定しました。	一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)に示された目標値に基づき設定しました。
	ごみの適正処理の推進	ごみ処理対策に満足している市民の割合	環境に関するアンケート調査	アンケート「ごみ収集やりサイクル」	70%	80%	ごみの適正処理が推進されれば、ごみ収集やりサイクルに対する市民の満足度も上昇すると考えられることから、環境アンケートの結果を指標としました。	平成15年度に実施したアンケート結果と比較して、平成24年度には満足率が11%上昇しました。今後も同様の上昇率を維持することを目標として、平成32年度の目標を80%として設定しました。
5 低炭素社会の構築(低炭素)	二酸化炭素の排出抑制	二酸化炭素削減量	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	二酸化炭素削減量	-	168.9千t-CO ₂	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に定められた削減目標に基づき、目標を設定しました。	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に定められた削減目標に基づき、目標を設定しました。
	地球規模の環境問題への対応	太陽光発電導入率(市内50kW未満)	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	新エネルギー・再生可能エネルギー導入による削減見込み量数	6.70%	17.50%	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に定められた新エネルギー導入による削減量試算表に基づき、目標を設定しました。	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に定められた新エネルギー導入による削減量試算表に基づき、目標を設定しました。
	道路交通対策の推進	低公害車・低燃費車の導入率	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	新エネルギー・再生可能エネルギー導入による削減見込み量	25.2%	53.4%	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に定められた新エネルギー導入による削減量試算表に基づき、目標を設定しました。	地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に定められた新エネルギー導入による削減量試算表に基づき、目標を設定しました。

※環境に関するアンケート調査結果における「満足度」とは、「満足」及び「まあ満足」の和を総数で除した割合です。

6 現在までの環境に関する亀山市の取り組み

年度	取組み内容	得られた効果等
※自然環境分野		
14	森林環境創造事業による市域の森林整備	市域の環境林（主として奥山）を人工林から針交広葉樹林帯に誘導し、山林が持つ機能（水源涵養機能や土砂流出防備機能、生物多様性の確保）の回復に努めている。
18	里山公園「みちくさ」の開園	荒廃した水田を環境再生させることにより、日本古来の里山を復元し、市民の憩いの場、学習・啓発の場を創出し、自然にふれられる場として活用。COP10in三重の会場としても活用された。
20	かめやま会故の森の取組み開始	平成19年度から、事業者・市民・行政から選出された協議会を立ち上げ、平成20年度から、関町市瀬地内の市有林を三者協働で整備し、事業者・市民の憩いの場の創出に努めるとともに、過去、身近な資源として利用してきた雑木林の整備を行っている。
22	鉱業権による鈴鹿山脈試掘への反対（中止）	市民が一丸となり、地域の環境を守る行動を行使したことにより、市民全体で亀山市の豊かな環境資源の重要性、大切さを共有した。
22	COP10in亀山の開催	COP10が名古屋市で開催されるにあたり、三重大学主催のCOP10in三重の会場の一つとして里山公園・関町のフィールドとして活用された。市民（特に子ども）と外国の子どもたちとの国際交流を通じ、生物多様性の保全の重要性などの機運を高めた。
23	森林公園「やまびこ」の開園	市内加太地内の山林を整備し、森林を身近に感じていただく市民の憩いの場、自然にふれられる場、学習・啓発の場を創出した。
※廃棄物関係		
12	熔融処理方式のごみ処理施設を導入	コークスベット式シャフト型熔融炉を導入し、万全の排ガス対策、廃熱利用によるごみ発電、最終処分場の極小化など環境負荷の少ないごみ処理を実現した。
12	最終処分場掘り起こしごみの熔融処理開始	全国に先駆けて、旧最終処分場に埋め立てられている不燃物等を掘り起こし、熔融炉で適正処理・再資源化することで環境負荷の低減に努めている。
18	刈り草コンポスト化センターの開設	市内から発生する刈り草を堆肥化し、農業生産者や市民に無料配布を行うことで、市民の省資源に対する意識向上を図るとともに、再資源化の促進と資源物の市内循環に寄与している。
20	レジ袋削減（有料化）・マイバック推進運動の取組み	市民・事業者・行政が連携してレジ袋の削減とマイバック持参の推進運動を展開し、省資源化とCO2排出量の削減に寄与している。
22	熔融飛灰の再資源化処理（山元還元）の開始	ごみを熔融処理した際に発生する熔融飛灰について、山元還元方式による再資源化処理を開始し、最終処分量・ゼロを実現した。
23	資源物の持ち去り対策の実施	ごみ集積所からの資源物の持ち去り行為の禁止を規定した「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正・施行し、対策を強化することで持ち去り行為の減少につながった。
24	資源ごみの収集品目の拡大	資源ごみの収集品目にペットボトル、白色トレイを追加し、資源物の有効利用と環境負荷の低減に努めた。今後も資源ごみの収集品目拡大の検討を行う。
24	ごみ熔融施設の長寿命化	稼働後12年が経過した熔融施設の長寿命化を図るとともに、CO2排出量削減に寄与するため、基幹的設備・機器の更新・改良工事に着手した。
※温暖化防止・エネルギー関係		
17	合併後、亀山市におけるISO14001の再取得	市が率先して環境関連規格を取得し、実践することによって、市域の事業者に対する環境活動の取り組みの先導者として示してきた。
18	太陽光発電設置補助金制度の導入	補助金を導入することにより、市域における家庭での再生可能エネルギー普及に寄与している。
18	ISO、M-EMS、グリーン経営等の環境関連規格への補助制度導入	環境関連規格の導入促進により、市内事業者の環境活動の促進、環境保全意識の醸成を図っている。
20	地球温暖化防止対策地域推進計画の策定	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県下内で先駆けて策定し、地球温暖化防止の推進を行う。
22	エコライフチェック10による温暖化防止の取組み	平成22年から3年間、環境家計簿による市民の省エネルギー行動に取り組み。3年間での取り組み世帯は約1000世帯となる。
23	市役所における率先的取組み（啓発）	市役所でグリーンカーテンや、間引き消灯などを実施し、一事業所としての取組みだけでなく、市民・事業者に対し、活動を通じて意識醸成を図った
※環境教育関係		
16	亀山市総合環境研究センターの開所	総合的な環境施策を推進するため、時代を先取る有効な環境施策を立案し、自治体と市民、学識経験者及び事業者との連携により地域に根ざしたニーズに取り組み拠点として開設した。市民大学キラリや特別講演会を開催し、地域で活躍できる人材育成を図るとともに、シンクタンクとして市に政策提言を行う。
17	こどもエコクラブ全国大会の開催	こどもエコクラブの全国大会を亀山市で行うことにより、全国の環境保全に意識の高い子どもたちと市域の子どもたちが触れ合い、意見を交換することによって、市域の子どもに対する環境学習の向上を図るとともに、環境先進都市亀山のアピールを行うことができた。
18	海と森と結び交流事業の開始	亀山市を源流に持つ鈴鹿川の上流域の鈴鹿森林組合と、下流域の鈴鹿市漁業協同組合が中心となり、山と海（豊かな環境資源）は繋がっているの認識を高めるため、お互いのフィールド（山林・海）を保全する取り組みを毎年2回行い、森林保全の意識を向上させている。
18	亀山市民大学・大学院の開講	総合環境研究センター主催により、市民の方が地域のリーダー的な存在として活躍できる人材を育成するために開催し、数々の卒業生を輩出。また、大学卒業後、更なるステップアップとして大学院を開講。より専門的な内容を学ぶ場を創出し、市域の環境知識の向上に寄与した。
23	亀山市民大学キラリの開講	環境を軸に文化、健康と市民を取り囲む環境側面に視点を拡大し、様々な知識提供の場として活用し、市民の総合的な知識向上に寄与。また、各種アドバイザー養成講座を受講した生徒が、各イベントにてアドバイザーとしてそのスキルを発揮し、市民が市民の意識や知識を向上させることができた。

6 これまでの亀山市環境基本計画の結果

1) 施策体系

これまでの亀山市環境基本計画では、4つの基本目標、13の施策の方針、35の基本的な施策、139の実施項目を掲げました。

その施策体系は、下表の通りです。

基本目標	施策の方針	基本的な施策	実施項目	
1 自主・協働による 取り組みの促進 (参画)	1) 環境教育・環境学習の推進	(1) 環境について学ぶ場の提供	5	
		(2) 環境について学ぶ機会の充実	5	
		(3) 人材の育成・確保	3	
	2) 推進体制の整備	(4) 参画体制の整備	2	
		(5) 環境保全活動の促進	1	
		(6) 環境情報の共有化	1	
2 自然との共生 (共生)	3) 豊かな自然の保全	(7) 森林の保全	4	
		(8) 水辺環境の保全	5	
	4) 里山・農地の保全	(9) 里山の整備と活用	5	
		(10) 農地の保全と活用	3	
	5) 生物の多様性の確保	(11) 生育・生息空間の保全	1	
		(12) 生育・生息空間の復元	5	
		(13) 在来種保護の推進	2	
	6) 自然とのふれあいの創出	(14) ふれあいの場の創出	3	
		(15) ふれあいの機会の創出	3	
	3 快適な生活環境 の創造 (安心)	7) 生活排水対策の推進	(16) 排水処理対策の推進	3
(17) 発生源対策の推進			4	
8) 道路交通対策の推進		(18) 交通流対策の推進	5	
		(19) 環境対策の推進	1	
9) 環境に配慮した事業活動の促進		(20) 化学物質対策の推進	3	
		(21) 産業公害の防止	4	
		(22) 環境保全型農業の促進	4	
		(23) 自主的取り組みの促進	1	
10) 快適な生活空間の創出		(24) 歴史的町並みの保存と整備	3	
		(25) 住みよいまちの形成	6	
	(26) まちの美観の向上	11		
4 循環型社会の構築 (循環)	11) ごみ減量と再使用・再生利用の推進	(27) ごみの発生抑制	2	
		(28) ごみ減量の推進	7	
		(29) 再使用・再生利用活動の活性化	12	
	12) ごみの適正処理の推進	(30) 不法投棄の防止	6	
		(31) 屋外焼却・自家焼却の抑制	2	
	13) 地球規模の環境問題への対応	(32) 環境負荷の少ない社会の形成	9	
		(33) 新たなエネルギーの活用	3	
		(34) 健全な水循環の確保	4	
		(35) 国際的意識の形成	1	
	実施項目計			139

2) 目標達成状況

これまでの亀山市環境基本計画では、具体的な目標数値の設定がされていなかったため、前期総合計画の環境関連目標値の実績で評価しました。評価は達成率が、○：80%以上、△：50%～80%未満、×：50%未満としました。25項目で○：20項目、△：3項目、×：2項目でした。

総合計画(前期計画)											
番号	総合計画：目標値・実績値									達成率	評価 ○：80%以上 △：50～80% 未満 ×：50%未満
	基本目標	基幹となる施策	指標	目標値			実績値				
				年度	値	単位	年度	H23.1月末現在	単位		
1	1. 美しい都市環境の創造と産業の振興	景観づくりの推進	景観保全モデル地区の設定地区数	平成23年度	2	地区	平成23年1月末	3	地区	150%	○
2			上下水道の整備	公共下水道普及率	平成23年度	48.3	%	平成23年1月末	43.3	%	90%
3		水道水源間のループ化水源数(全12水源)		平成23年度	4 (第1・2・4・5水源)	水源	平成23年1月末	4 (第1・2・4・5水源)	水源	100%	○
4		農業集落排水事業整備完了地区数	平成23年度	13	地区	平成23年1月末	13	地区	100%	○	
5	3. 健康で自然の恵み豊かな環境の創造	安心・安全なまちづくり	救急救命士配置人数	平成23年度	16	人	平成23年1月末	13	人	81%	○
6			防災ボランティア数	平成23年度	25	人	平成23年1月末	14	人	56%	△
7		自然との共生	環境ボランティア登録者数	平成23年度	25	人	平成23年1月末	35	人	140%	○
8			自然観察指導員数	平成23年度	10	人	平成23年1月末	0	人	0%	×
9		循環型社会の形成・エコシティの実現	ごみ排出量に対する資源化率	平成23年度	53.2	%	平成23年1月末	37.2	%	70%	△
10			家庭ごみ排出量	平成23年度	13,476	t	平成23年1月末	14,116	t	105%	○
11			家庭用新エネルギーの新規導入発電出力	平成23年度	90KW/年 3KW/軒×	-	平成23年1月末	167(3.34kw/軒*50基)	-	186%	○
12			市内一斉清掃参加者数	平成23年度	12,000	人/年	平成23年1月末	11,291	人/年	94%	○
13			事業系ごみ排出量	平成23年度	4,481	t	平成23年1月末	4,544		101%	○
14	森林の保全、水辺環境の保全	環境林整備延べ面積	平成23年度	875	ha	平成23年1月末	730	ha	83%	○	
15		森林・里山保全のための市民団体数・会員数	平成23年度	2 30	団体 人	平成23年1月末	2	団体	100%	○	
16		森林を活かした環境再生型公園(加太樋ヶ坂地内)の整備進捗率	平成21年度	完成	-	平成23年1月末	H22年度完成予定		100%	○	
17		地域クリーン作戦参加者数	平成23年度	500	人/年	平成23年1月末	150	人/年	30%	×	
18	農業の振興	市民農園の開設数	平成23年度	3	箇所	平成23年1月末	3	箇所	100%	○	
19		認定農業者数	平成23年度	46	人	平成23年1月末	40	人	87%	○	
20	4. 道路・交通ネットワークの形成	公共交通機関の整備	亀山駅における1日平均旅客乗降車人数	平成23年度	5,000	人	平成23年1月末	4,340	人	87%	○
21		道路網の整備	環状線の整備率(市道部分)	平成23年度	87	%	平成23年1月末	81	%	93%	○
22	6. 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興	学びのまちづくり	高校生や大学生の青少年健全育成活動事業の参加者数	平成23年度	10	人	平成23年1月末	30	人	300%	○
23		歴史的なまちなみの保存整備	市民団体が行うまちなみ保存イベント開催数	平成23年度	12	回/年	平成23年1月末	8	回/年	67%	△
24		伝統的建造物群保存修理修景事業の完了率・棟数	平成23年度	50 200	% 棟	平成23年1月末	48 191	% 棟	96%	○	
25	行政経営	市民との協働	(仮称)まちづくり基本条例の策定	平成20年度	策定	-	平成23年1月末	策定済	-	100%	○

7 市民意識調査による解析

1) 環境満足度 前回（H15）比較

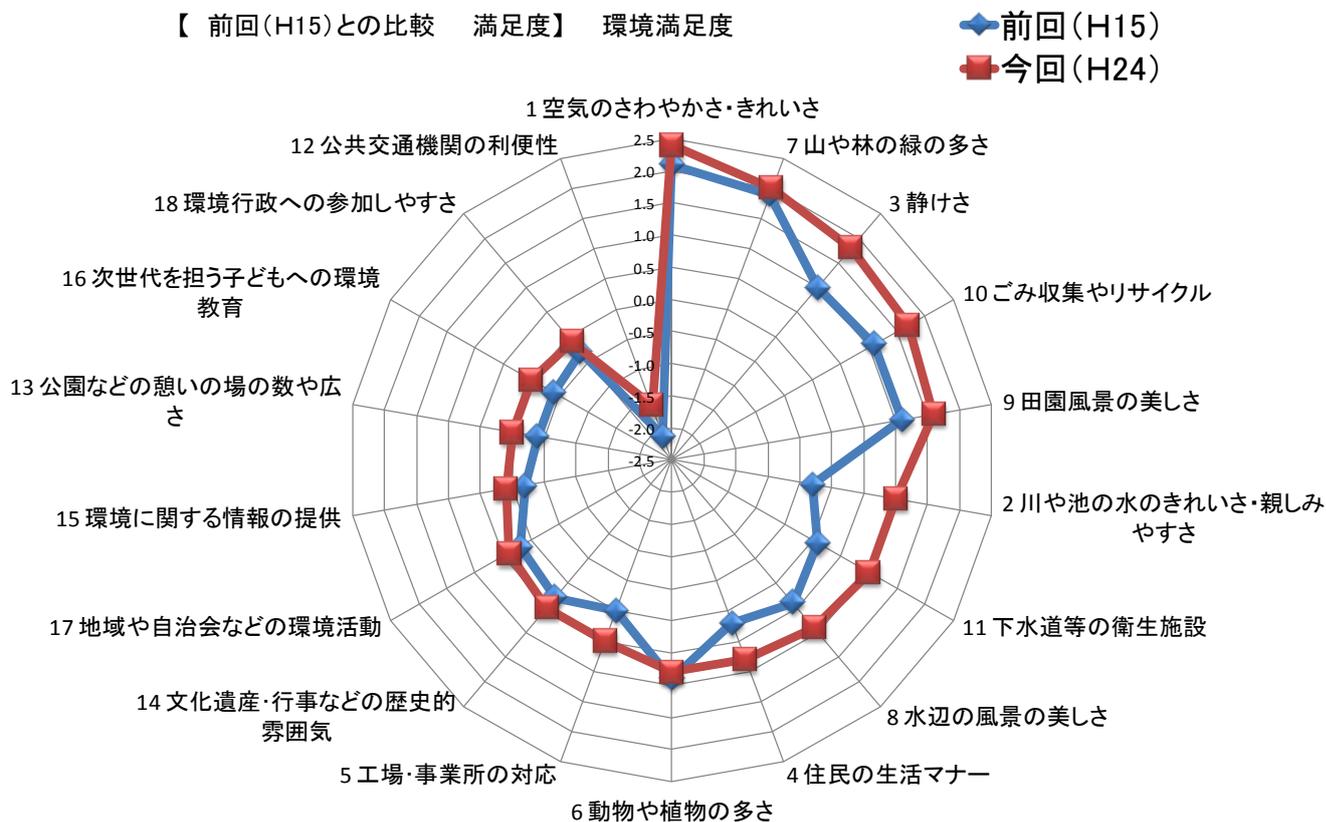
環境満足度は、満足：5点、まあ満足：2点、やや不満：-2点、不満：-5点で評価しました。

環境満足度を前回（H15）と比較すると、下がった項目は「動物や植物の多さ」の1項目で、他の項目はすべて上がっています。

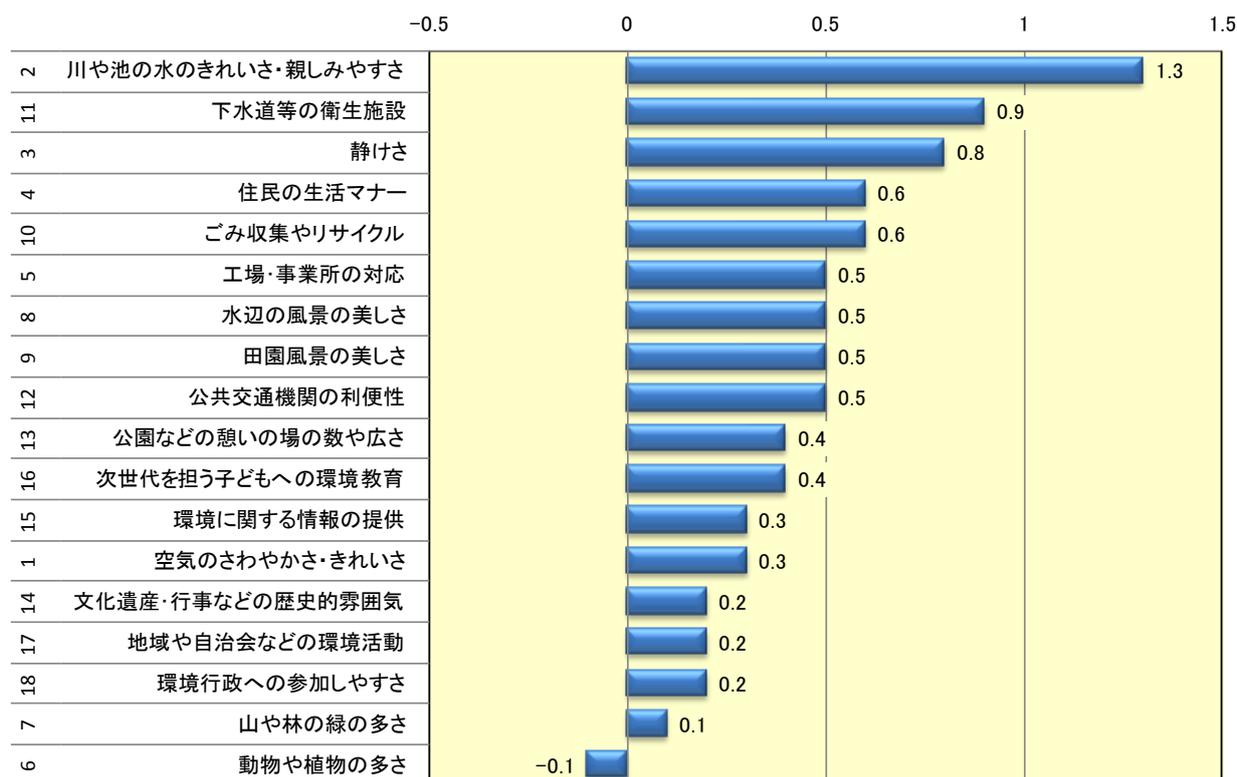
前回（H15）に比較して今回（H24）は、環境満足度はかなり良くなっています。

番号	項目	前回（H15） 満足度 （点）	今回（H24） 満足度 （点）	差 今回（H24） -前回（H15）
1	空気のさわやかさ・きれいさ	2.1	2.4	0.3
2	川や池の水のきれいさ・親しみやすさ	-0.3	1.0	1.3
3	静けさ	1.0	1.8	0.8
4	住民の生活マナー	0.2	0.8	0.6
5	工場・事業所の対応	0.0	0.5	0.5
6	動物や植物の多さ	0.9	0.8	-0.1
7	山や林の緑の多さ	1.9	2.0	0.1
8	水辺の風景の美しさ	0.4	0.9	0.5
9	田園風景の美しさ	1.1	1.6	0.5
10	ごみ収集やリサイクル	1.1	1.7	0.6
11	下水道等の衛生施設	0.1	1.0	0.9
12	公共交通機関の利便性	-2.1	-1.6	0.5
13	公園などの憩いの場の数や広さ	-0.4	0.0	0.4
14	文化遺産・行事などの歴史的雰囲気	0.3	0.5	0.2
15	環境に関する情報の提供	-0.2	0.1	0.3
16	次世代を担う子どもへの環境教育	-0.4	0.0	0.4
17	地域や自治会などの環境活動	0.2	0.4	0.2
18	環境行政への参加しやすさ	-0.3	-0.1	0.2

【 前回（H15）との比較 満足度】 環境満足度



【 前回(H15)との比較 満足度の差(今回(H24)-前回(H15)) 環境満足度】



2) 環境重要度 前回(H15)比較

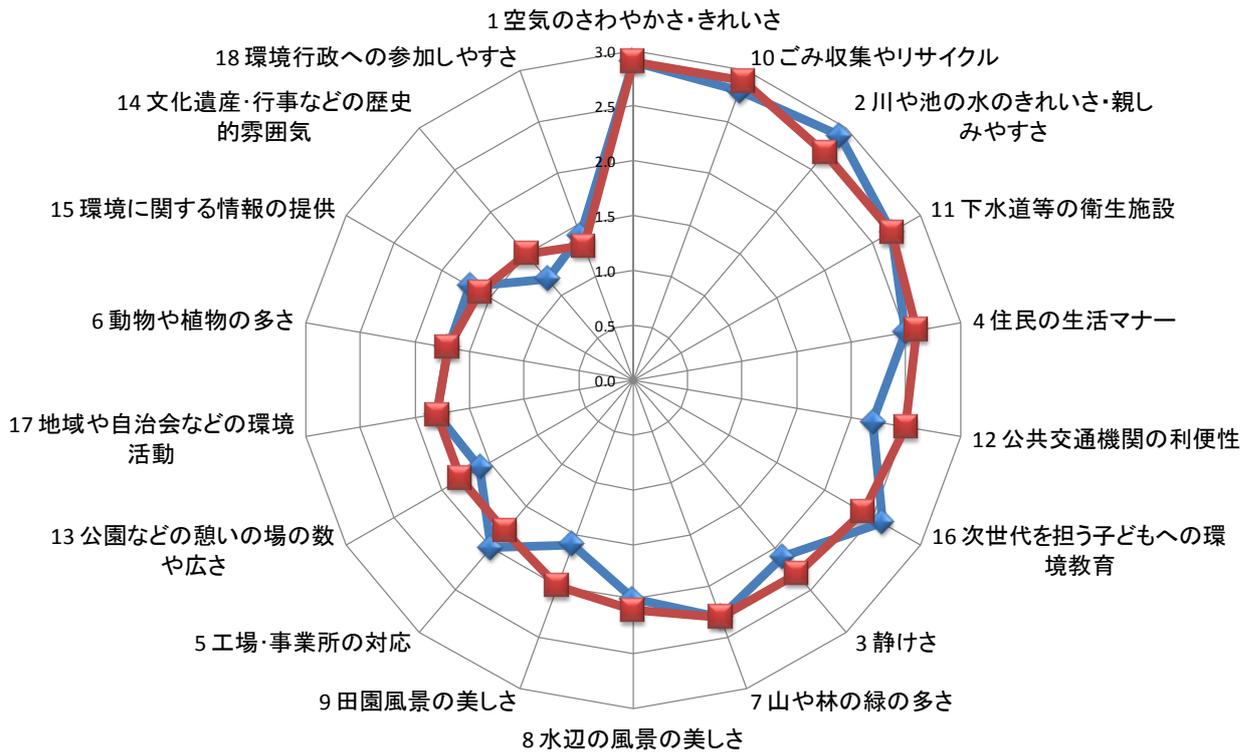
環境重要度は、重要：5点、まあ重要：2点、やや重要でない：-2点、重要でない：-5点で評価しました。

環境重要度を前回(H15)と比較すると、今回(H24)上がった項目は8項目、下がった項目は5項目、変化無し項目は5項目でした。

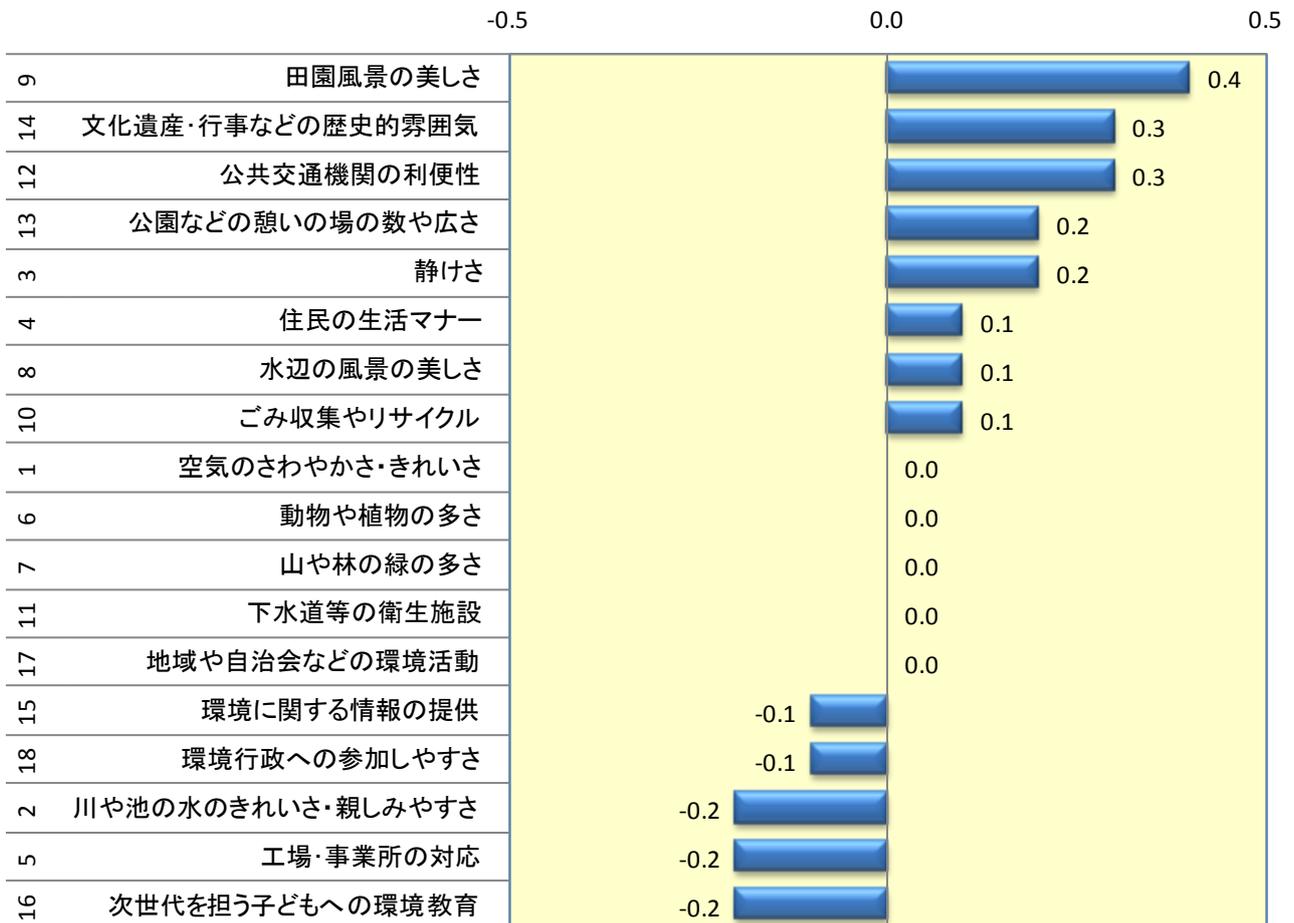
番号	項目	前回(H15)重要度(点)	今回(H24)重要度(点)	差 今回(H24) -前回(H15)
1	空気のさわやかさ・きれいさ	2.9	2.9	0.0
2	川や池の水のきれいさ・親しみやすさ	2.9	2.7	-0.2
3	静けさ	2.1	2.3	0.2
4	住民の生活マナー	2.5	2.6	0.1
5	工場・事業所の対応	2.0	1.8	-0.2
6	動物や植物の多さ	1.7	1.7	0.0
7	山や林の緑の多さ	2.3	2.3	0.0
8	水辺の風景の美しさ	2.0	2.1	0.1
9	田園風景の美しさ	1.6	2.0	0.4
10	ごみ収集やリサイクル	2.8	2.9	0.1
11	下水道等の衛生施設	2.7	2.7	0.0
12	公共交通機関の利便性	2.2	2.5	0.3
13	公園などの憩いの場の数や広さ	1.6	1.8	0.2
14	文化遺産・行事などの歴史的雰囲気	1.2	1.5	0.3
15	環境に関する情報の提供	1.7	1.6	-0.1
16	次世代を担う子どもへの環境教育	2.6	2.4	-0.2
17	地域や自治会などの環境活動	1.8	1.8	0.0
18	環境行政への参加しやすさ	1.4	1.3	-0.1

【 前回(H15)との比較 重要度】 環境重要度

◆ 前回(H15)
■ 今回(H24)



【前回(H15)との比較 重要度の差(今回(H24)-前回(H15))] 環境重要度



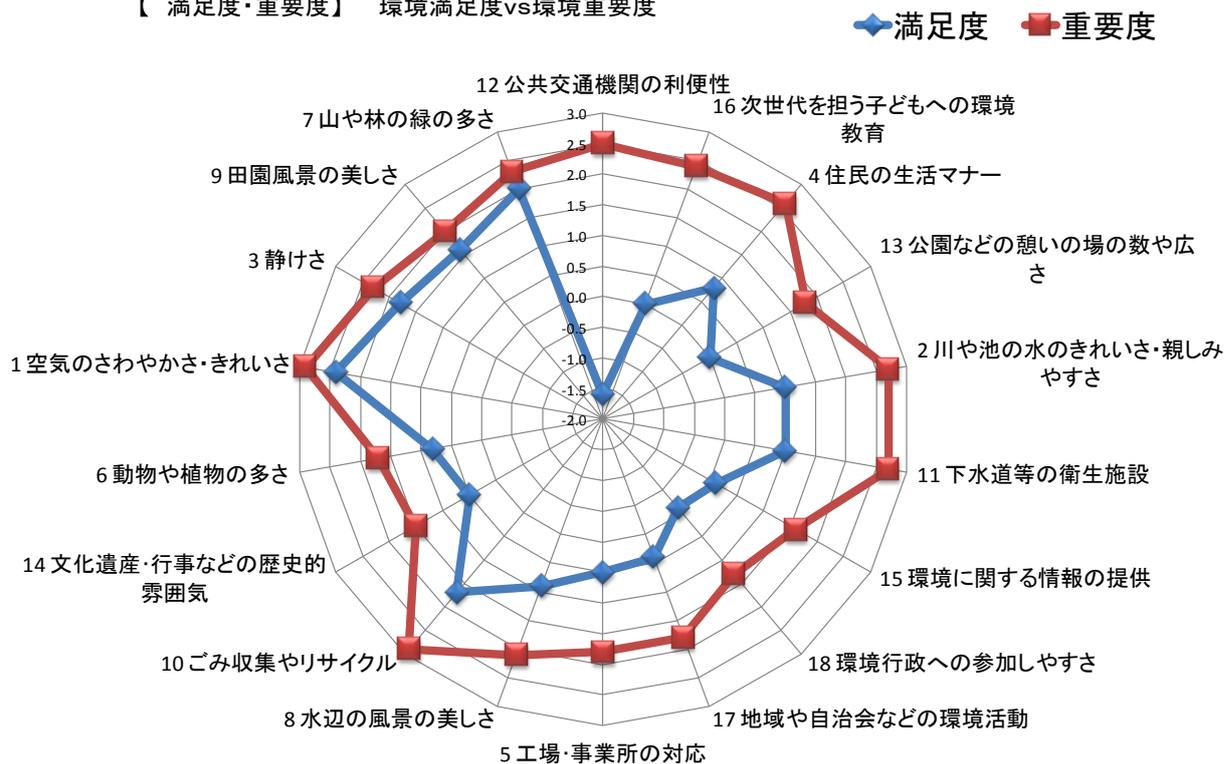
3) 今回（H24）の環境重要度 v s 環境満足度

今回（H24）の満足度と重要度を見てみると、ギャップ（重要度-満足度）の最も大きな項目は「公共交通機関の利便性」の4.1点、次いで「次世代を担う子どもへの環境教育」の2.4点でした。

重要度が高く（2.4点以上）ギャップが大きい（1.7点以上）項目は、「川や池の水のきれいさ・親しみやすさ」、「住民の生活マナー」、「下水道等の衛生施設」、「公共交通機関の利便性」、「次世代を担う子どもへの環境教育」の5項目でした。この5項目については重要課題と考えます。

番号	項目	今回（H24）満足度（点）	今回（H24）重要度（点）	重要度-満足度（点）
1	空気のさわやかさ・きれいさ	2.4	2.9	0.5
2	川や池の水のきれいさ・親しみやすさ	1.0	2.7	1.7
3	静けさ	1.8	2.3	0.5
4	住民の生活マナー	0.8	2.6	1.8
5	工場・事業所の対応	0.5	1.8	1.3
6	動物や植物の多さ	0.8	1.7	0.9
7	山や林の緑の多さ	2.0	2.3	0.3
8	水辺の風景の美しさ	0.9	2.1	1.2
9	田園風景の美しさ	1.6	2.0	0.4
10	ごみ収集やリサイクル	1.7	2.9	1.2
11	下水道等の衛生施設	1.0	2.7	1.7
12	公共交通機関の利便性	-1.6	2.5	4.1
13	公園などの憩いの場の数や広さ	0.0	1.8	1.8
14	文化遺産・行事などの歴史的雰囲気	0.5	1.5	1.0
15	環境に関する情報の提供	0.1	1.6	1.5
16	次世代を担う子どもへの環境教育	0.0	2.4	2.4
17	地域や自治会などの環境活動	0.4	1.8	1.4
18	環境行政への参加しやすさ	-0.1	1.3	1.4

【満足度・重要度】 環境満足度vs環境重要度



4) 環境関連活動への参加経験 前回（H15）比較

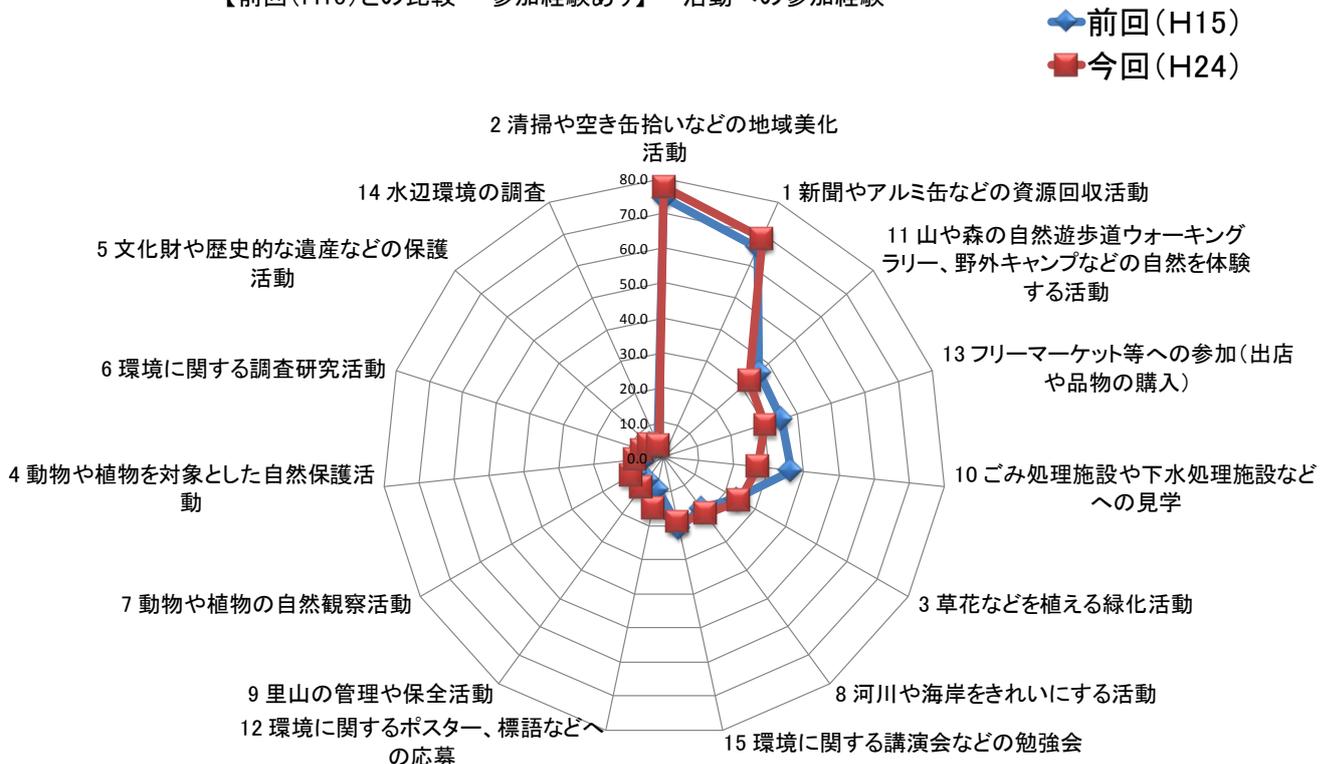
環境保全活動や自然とのふれあいに関連した活動への参加経験について、今回（H24）は「参加経験あり」で70%台の項目が1項目、60%台の項目が1項目、30%台の項目が2項目、20%台の項目が3項目、10%台の項目が4項目、10%未満の項目が4項目となっています。

参加率がアップした項目は9項目、ダウンした項目は6項目となっています。

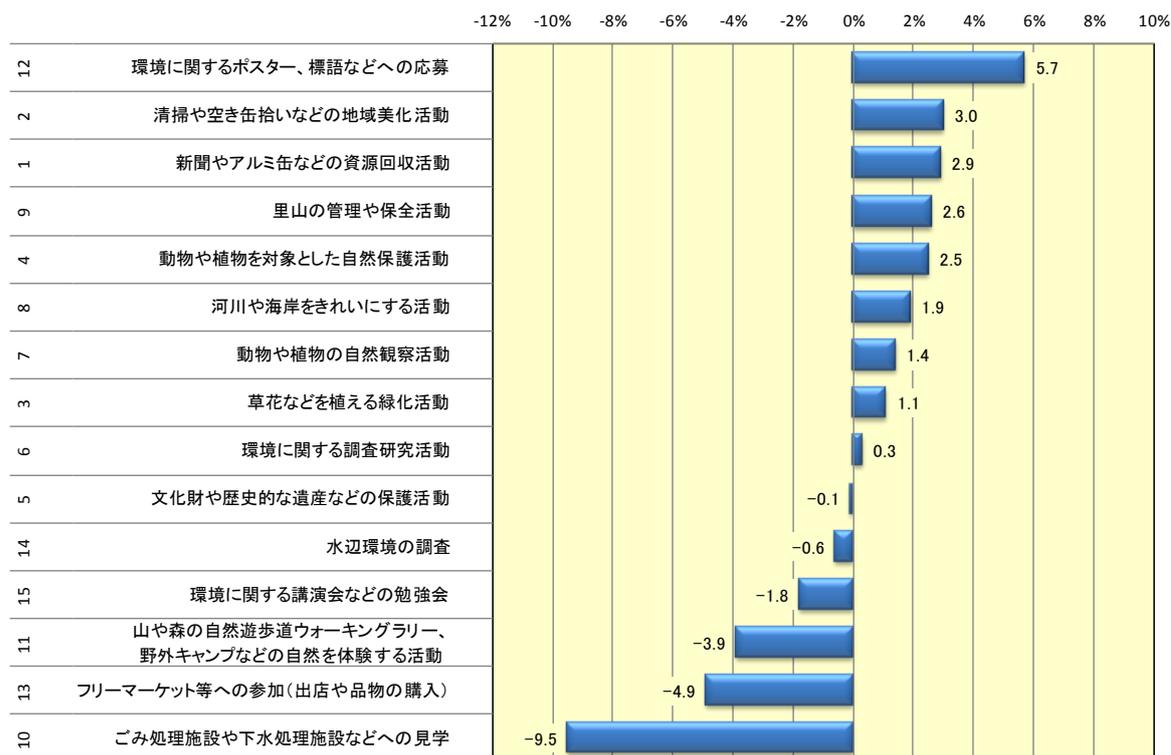
全体的に参加率は、少し上がってきています。

番号	項目	前回（H15） 参加経験 あり率 （%）	今回（H24） 参加経験 あり率 （%）	差 今回（H24） - 前回（H15） （%）
1	新聞やアルミ缶などの資源回収活動	65.8	68.7	2.9
2	清掃や空き缶拾いなどの地域美化活動	74.4	77.4	3.0
3	草花などを植える緑化活動	23.7	24.8	1.1
4	動物や植物を対象とした自然保護活動	5.8	8.3	2.5
5	文化財や歴史的な遺産などの保護活動	5.6	5.5	-0.1
6	環境に関する調査研究活動	5.9	6.2	0.3
7	動物や植物の自然観察活動	9.2	10.6	1.4
8	河川や海岸をきれいにする活動	18.1	20.0	1.9
9	里山の管理や保全活動	8.1	10.7	2.6
10	ごみ処理施設や下水処理施設などへの見学	36.4	26.9	-9.5
11	山や森の自然遊歩道ウォーキングラリー、 野外キャンプなどの自然を体験する活動	36.5	32.6	-3.9
12	環境に関するポスター、標語などへの応募	9.4	15.1	5.7
13	フリーマーケット等への参加 (出店や品物の購入)	35.1	30.2	-4.9
14	水辺環境の調査	4.2	3.6	-0.6
15	環境に関する講演会などの勉強会	20.8	19.0	-1.8

【前回（H15）との比較 参加経験あり】 活動への参加経験



【前回(H15)との比較 参加経験ありの差(今回(H24)-前回(H15))】 活動への参加経験



5) 環境関連活動への参加意向 前回(H15)比較

環境保全活動や自然とのふれあいに関連した活動への参加意向について、今回(H24)は「参加意向あり」で60%台の項目が2項目、50%台の項目が1項目、40%台の項目が4項目、30%台の項目が5項目、20%台の項目が3項目となっています。

参加意向率がアップした項目は4項目、ダウンした項目は11項目となっています。

全体的に参加意向率は、下がってきています。

番号	項目	前回(H15) 参加意向 あり率 (%)	今回(H24) 参加意向 あり率 (%)	差 今回(H24)- 前回(H15) (%)
1	新聞やアルミ缶などの資源回収活動	59.9	60.0	0.1
2	清掃や空き缶拾いなどの地域美化活動	70.2	68.5	-1.7
3	草花などを植える緑化活動	51.0	54.3	3.3
4	動物や植物を対象とした自然保護活動	42.0	38.0	-4.0
5	文化財や歴史的な遺産などの保護活動	38.2	37.1	-1.1
6	環境に関する調査研究活動	27.7	26.3	-1.4
7	動物や植物の自然観察活動	39.6	34.7	-4.9
8	河川や海岸をきれいにする活動	48.0	46.1	-1.9
9	里山の管理や保全活動	32.5	35.2	2.7
10	ごみ処理施設や下水処理施設などへの見学	43.6	40.5	-3.1
11	山や森の自然遊歩道ウォーキングラリー、 野外キャンプなどの自然を体験する活動	53.4	47.2	-6.2
12	環境に関するポスター、標語などへの応募	22.4	22.9	0.5
13	フリーマーケット等への参加(出店や品物の 購入)	48.2	42.7	-5.5
14	水辺環境の調査	26.9	23.6	-3.3
15	環境に関する講演会などの勉強会	42.7	32.2	-10.5

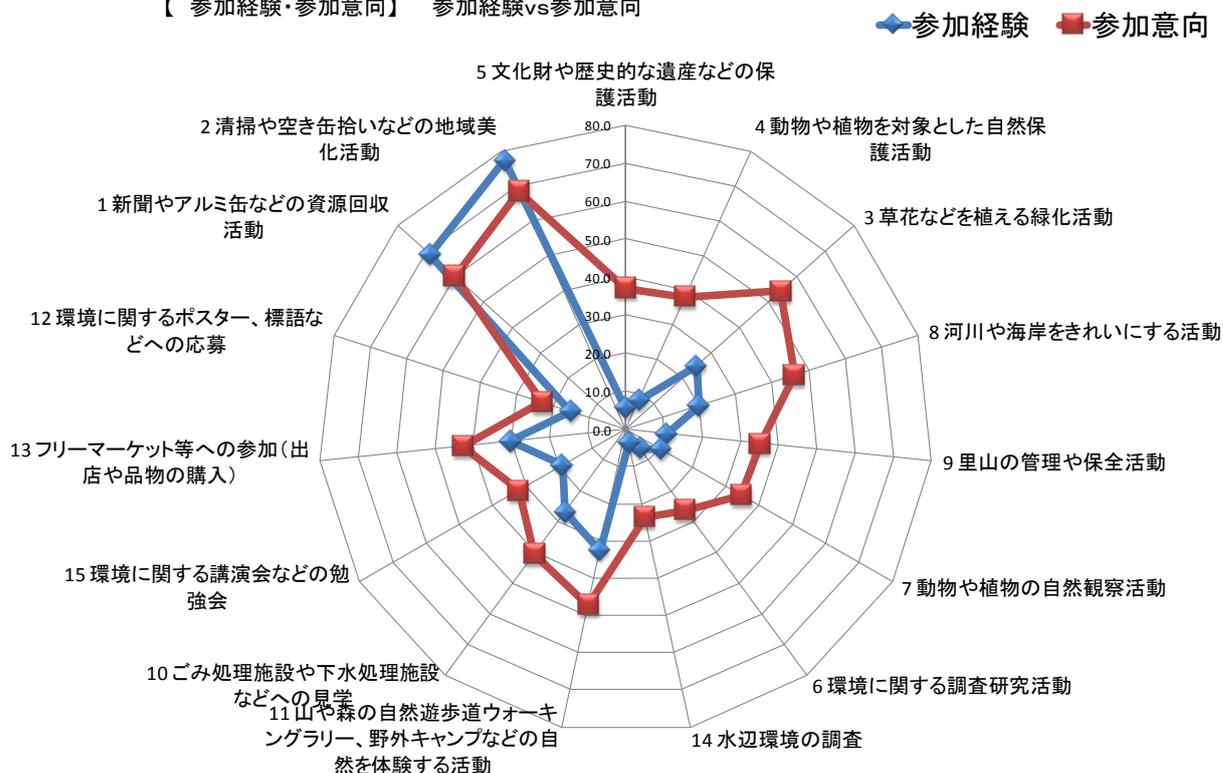
6) 今回（H24）の環境関連活動への参加経験 v s 参加意向

今回（H24）の参加意向率と参加経験率を見てみると、ギャップ（意向率-経験率）の最も大きな項目は「文化財や歴史的な遺産などの保護活動」の31.6%、次いで「動物や植物を対象とした自然保護活動」の29.7%点でした。

参加意向率が高く（40%以上）ギャップが大きい（12%以上）項目は、「草花などを植える緑化活動」、「山や森の自然遊歩道ウォーキングラリー、野外キャンプなどの自然を体験する活動」、「河川や海岸をきれいにする活動」、「フリーマーケット等への参加（出店や品物の購入）」、「ごみ処理施設や下水処理施設などへの見学」の5項目でした。この5項目については重要課題と考えます。

番号	項目	参加経験 (%)	参加意向 (%)	参加意向-参加経験 (%)
5	文化財や歴史的な遺産などの保護活動	5.5	37.1	31.6
4	動物や植物を対象とした自然保護活動	8.3	38.0	29.7
3	草花などを植える緑化活動	24.8	54.3	29.5
8	河川や海岸をきれいにする活動	20.0	46.1	26.1
9	里山の管理や保全活動	10.7	35.2	24.5
7	動物や植物の自然観察活動	10.6	34.7	24.1
6	環境に関する調査研究活動	6.2	26.3	20.1
14	水辺環境の調査	3.6	23.6	20.0
11	山や森の自然遊歩道ウォーキングラリー、野外キャンプなどの自然を体験する活動	32.6	47.2	14.6
10	ごみ処理施設や下水処理施設などへの見学	26.9	40.5	13.6
15	環境に関する講演会などの勉強会	19.0	32.2	13.2
13	フリーマーケット等への参加（出店や品物の購入）	30.2	42.7	12.5
12	環境に関するポスター、標語などへの応募	15.1	22.9	7.8
1	新聞やアルミ缶などの資源回収活動	68.7	60.0	-8.7
2	清掃や空き缶拾いなどの地域美化活動	77.4	68.5	-8.9

【参加経験・参加意向】 参加経験vs参加意向



7) 地球環境や地域環境の保全のための役割分担について 前回（H15）比較

地球環境や地域環境の保全のための役割分担については、「市と住民が協力して環境保全活動を行う」が前回（H15）及び今回（H24）も一番多いですが、今回（H24）は前回（H15）よりも更に多くなっています。

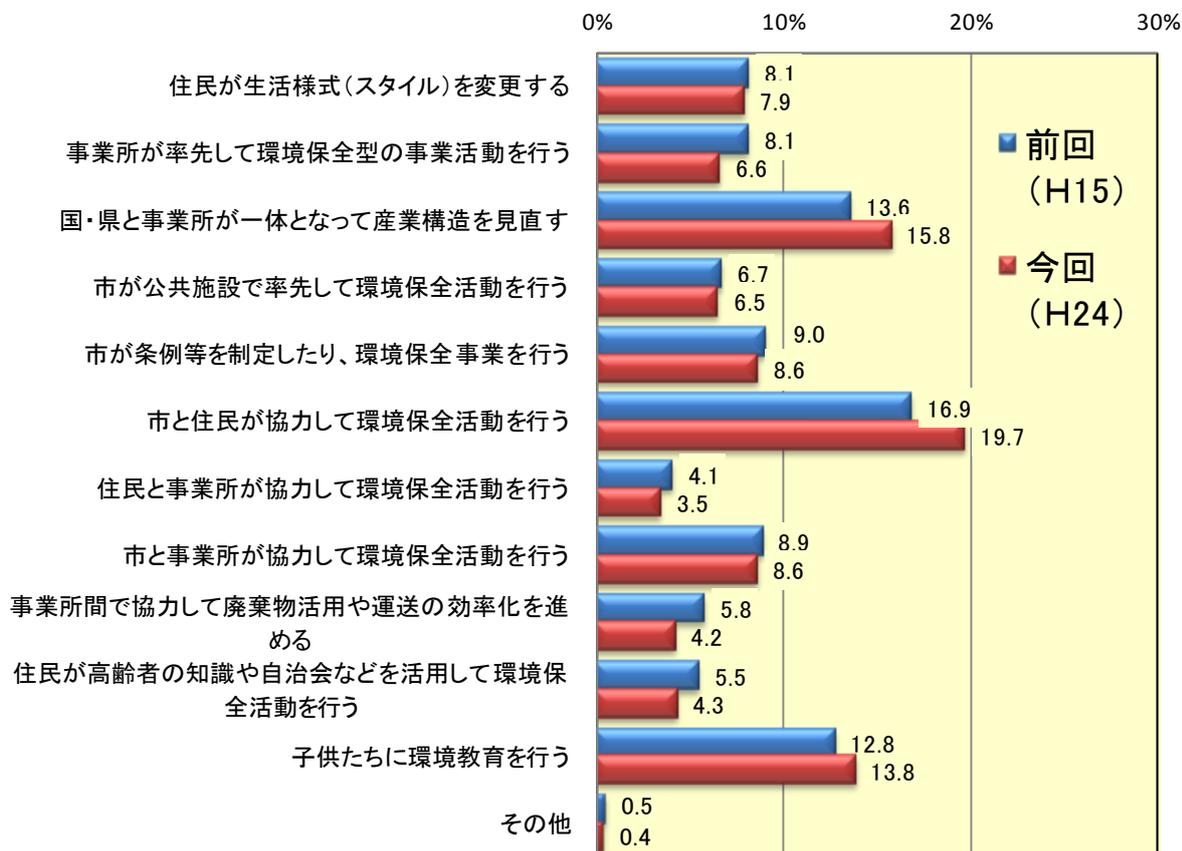
次いで「国・県と事業所が一体となって産業構造を見直す」となっています。

増加した項目が3項目、減少した項目が9項目となっています。

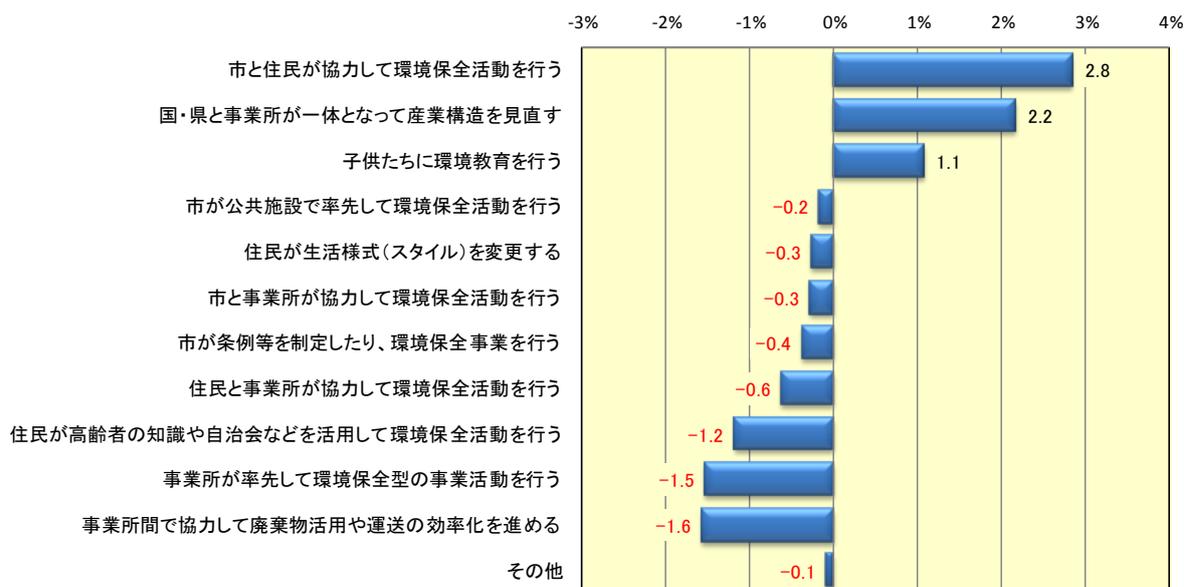
役割分担の項目が絞られてきています。

番号	選択肢	前回 (H15) (%)	今回 (H24) (%)
1	住民が生活様式（スタイル）を変更する	8.1	7.9
2	事業所が率先して環境保全型の事業活動を行う	8.1	6.6
3	国・県と事業所が一体となって産業構造を見直す	13.6	15.8
4	市が公共施設で率先して環境保全活動を行う	6.7	6.5
5	市が条例等を制定したり、環境保全事業を行う	9.0	8.6
6	市と住民が協力して環境保全活動を行う	16.9	19.7
7	住民と事業所が協力して環境保全活動を行う	4.1	3.5
8	市と事業所が協力して環境保全活動を行う	8.9	8.6
9	事業所間で協力して廃棄物活用や運送の効率化を進める	5.8	4.2
10	住民が高齢者の知識や自治会などを活用して環境保全活動を行う	5.5	4.3
11	子供たちに環境教育を行う	12.8	13.8
12	その他	0.5	0.4

【前回（H15）との比較 回答率】
地球環境や地域環境の保全のための役割分担
(比較のために総回答数に対する割合を表示)



【前回(H15)との比較 回答率差(今回(H24)-前回(H15))】
地球環境や地域環境の保全のための役割分担



8) 行政が今後特に力を入れていくべき対策等について 前回(H15)比較

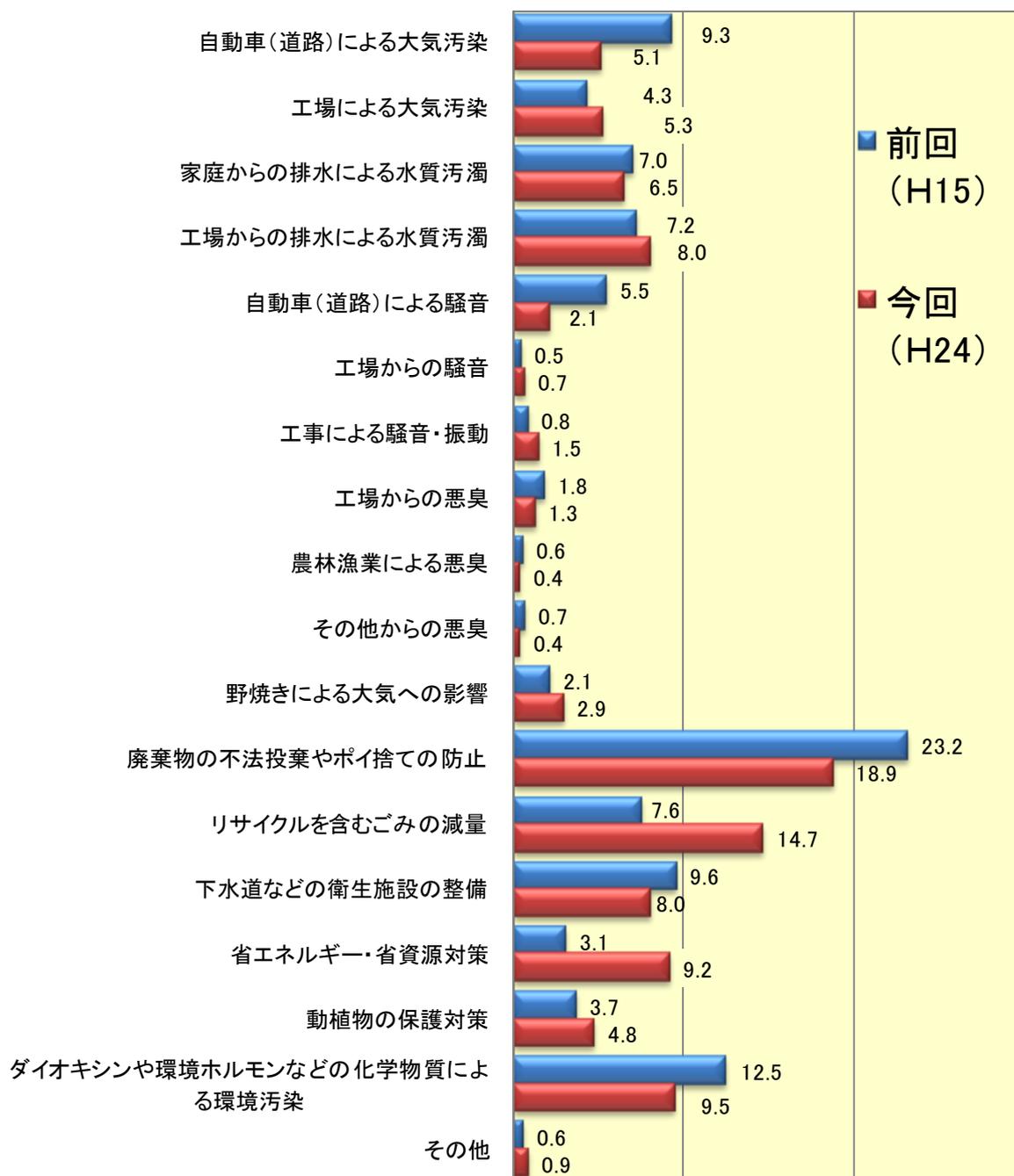
行政が今後特に力を入れていくべき対策等について、「廃棄物の不法投棄やポイ捨ての防止」が前回(H15)及び今回(H24)も一番多いですが、今回(H24)は前回(H15)よりも減少しています。

2番目に多い項目は、前回(H15)が「ダイオキシンや環境ホルモンなどの化学物質による環境汚染」、今回(H24)が「リサイクルを含むごみの減量」となっています。

行政が今後力を入れていくべき対策をみると、増加した項目が9項目、減少した項目が9項目となっています。

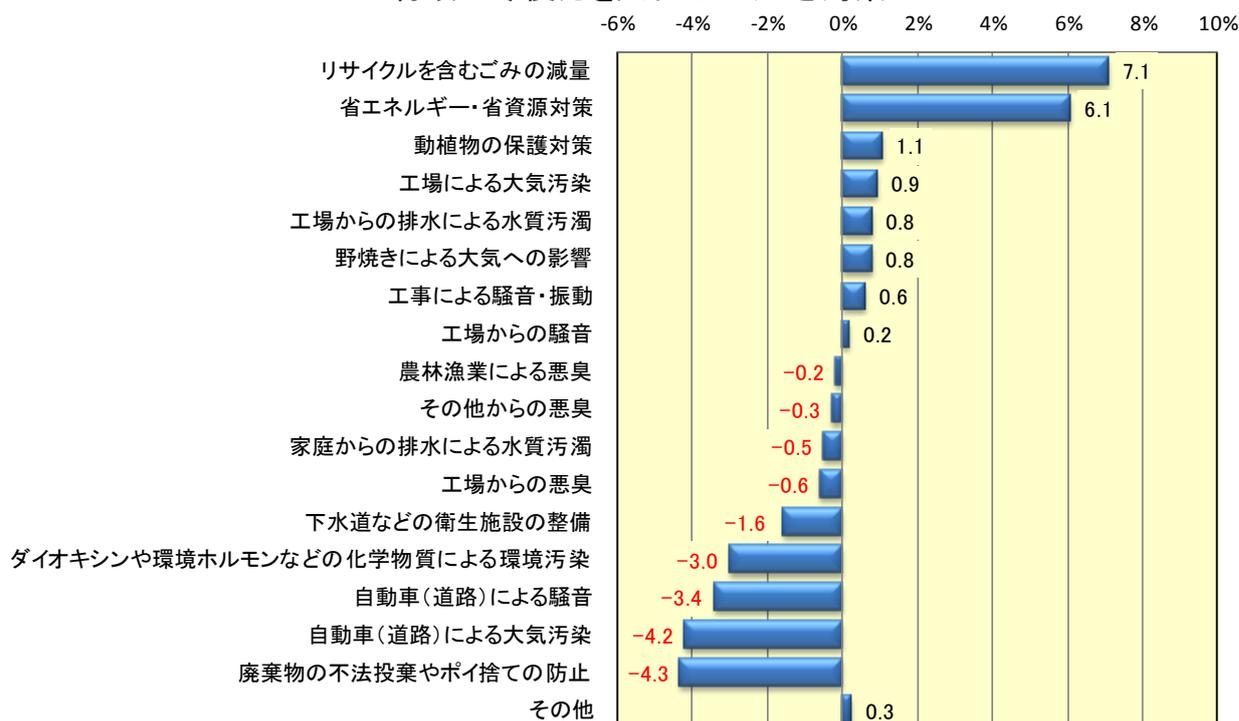
番号	項目	前回(H15) (%)	今回(H24) (%)	今回(H24) - 前回(H15) (%)
1	自動車(道路)による大気汚染	9.3	5.1	-4.2
2	工場による大気汚染	4.3	5.3	1.0
3	家庭からの排水による水質汚濁	7.0	6.5	-0.5
4	工場からの排水による水質汚濁	7.2	8.0	0.8
5	自動車(道路)による騒音	5.5	2.1	-3.4
6	工場からの騒音	0.5	0.7	0.2
7	工事による騒音・振動	0.8	1.5	0.7
8	工場からの悪臭	1.8	1.3	-0.5
9	農林漁業による悪臭	0.6	0.4	-0.2
10	その他からの悪臭	0.7	0.4	-0.3
11	野焼きによる大気への影響	2.1	2.9	0.8
12	廃棄物の不法投棄やポイ捨ての防止	23.2	18.9	-4.3
13	リサイクルを含むごみの減量	7.6	14.7	7.1
14	下水道などの衛生施設の整備	9.6	8.0	-1.6
15	省エネルギー・省資源対策	3.1	9.2	6.1
16	動植物の保護対策	3.7	4.8	1.1
17	ダイオキシンや環境ホルモンなどの化学	12.5	9.5	-3.0
18	その他	0.6	0.9	0.3

【 前回(H15)との比較 回答率】
 行政が今後特に力を入れていくべき対策等
 (比較のために総回答数に対する割合を表示)



【前回(H15)との比較 回答率差(今回(H24)-前回(H15))】

行政が今後力を入れていくべき対策



9) (地球温暖化防止のために) 亀山市に期待していることについて 前回(H15)比較

(地球温暖化防止のために) 亀山市に期待していることについて、前回(H15)と今回(H24)では大きな差はありませんでした。

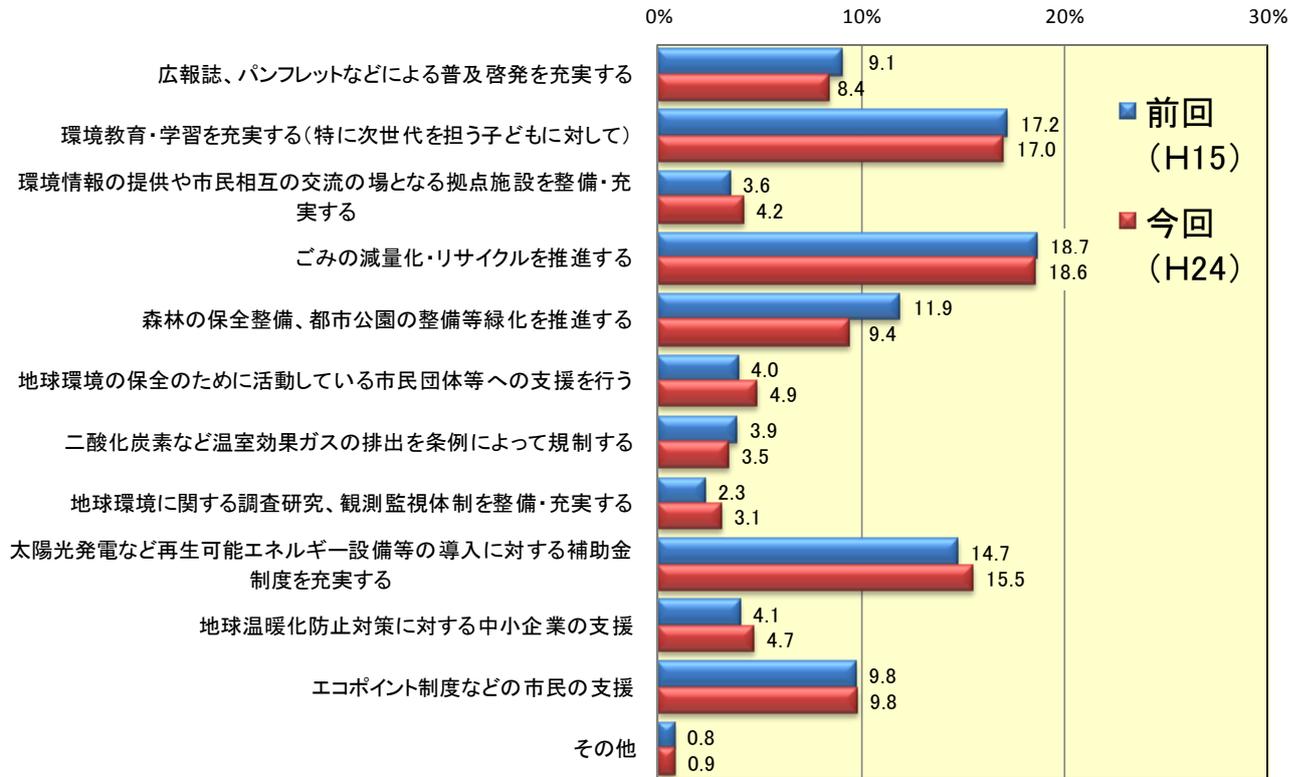
増加した項目が6項目、減少した項目が5項目、変化なし項目が1となっています。

「森林の保全整備、都市公園の整備等緑化を推進する」が2.5ポイント減少で最も大きく、他の項目は1.0ポイント未満の変化となっています。

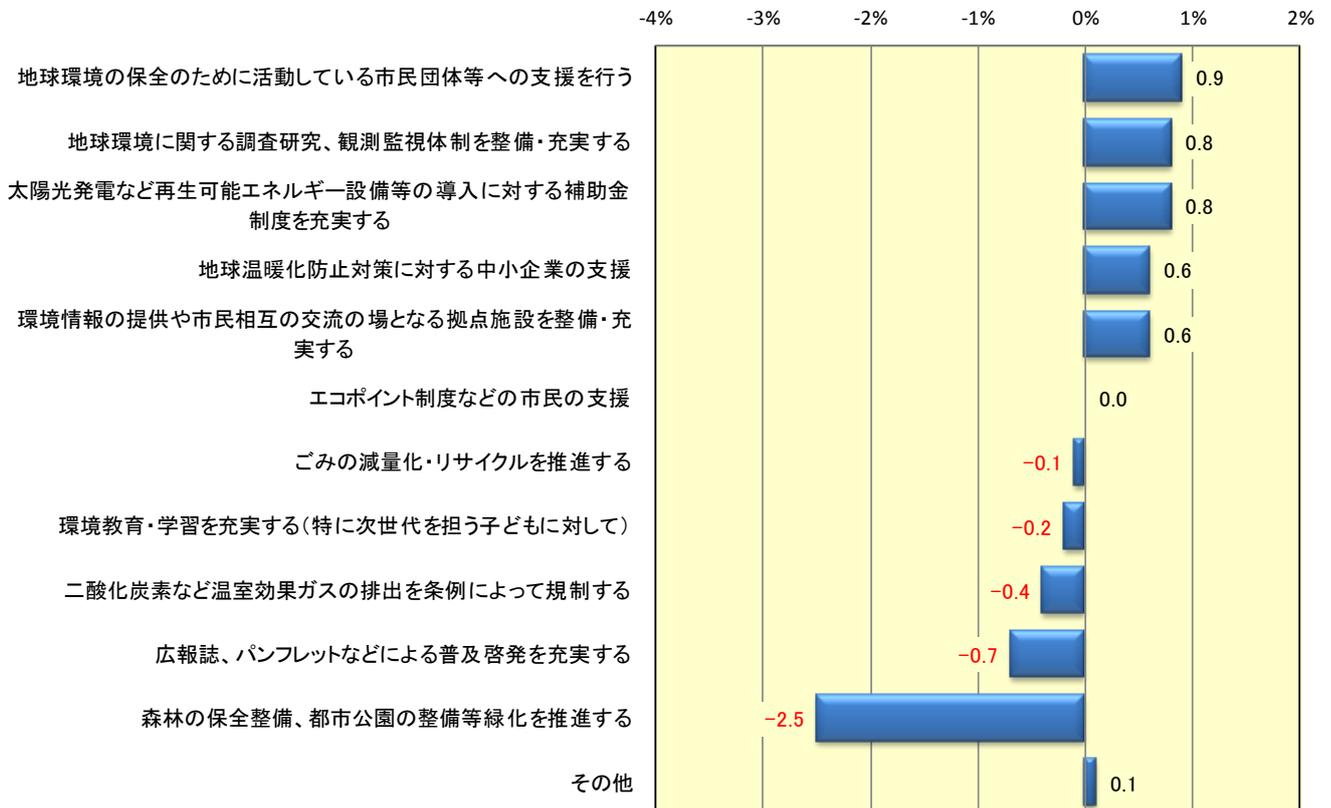
番号	項目	前回(H15) (%)	今回(H24) (%)
1	広報誌、パンフレットなどによる普及啓発を充実する	9.1	8.4
2	環境教育・学習を充実する(特に次世代を担う子どもに対して)	17.2	17.0
3	環境情報の提供や市民相互の交流の場となる拠点施設を整備・充実する	3.6	4.2
4	ごみの減量化・リサイクルを推進する	18.7	18.6
5	森林の保全整備、都市公園の整備等緑化を推進する	11.9	9.4
6	地球環境の保全のために活動している市民団体等への支援を行う	4.0	4.9
7	二酸化炭素など温室効果ガスの排出を条例によって規制する	3.9	3.5
8	地球環境に関する調査研究、観測監視体制を整備・充実する	2.3	3.1
9	太陽光発電など再生可能エネルギー設備等の導入に対する補助金制度を充実する	14.7	15.5
10	地球温暖化防止対策に対する中小企業の支援	4.1	4.7
11	エコポイント制度などの市民の支援	9.8	9.8
12	その他	0.8	0.9

【前回(H15)との比較 回答率】 亀山市に期待していること

(比較のために総回答数に対する割合を表示)



【前回(H15)との比較 回答率差(今回(H24)-前回(H15))】 亀山市に期待していること



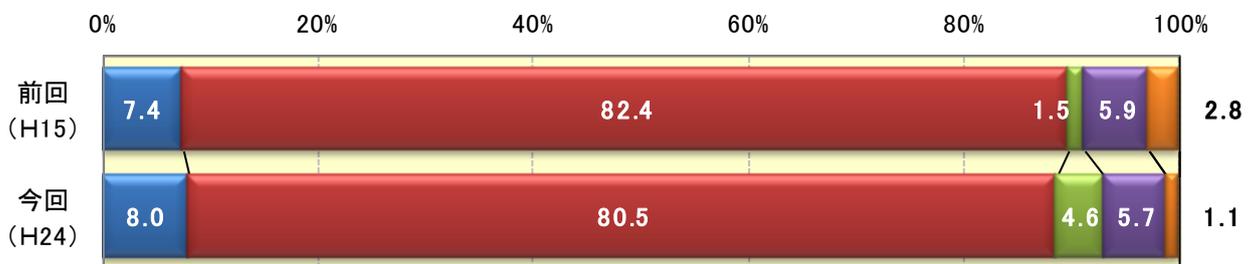
8 事業者意識調査による解析

1) 環境保全と開発のバランスについて 前回（H15）比較

「環境保全と開発のバランスについて」は、前回（H15）及び今回（H24）共に「地域の発展や便利さにつながる開発であれば、環境保全上の支障がない範囲で実施しても良いと思う」が80%以上を占めています。

前回（H15）と比較すると、今回（H24）では、「現状のままで何もしなくて良い」が3.1ポイント減少しています。

番号	項目	前回（H15） （%）	今回（H24） （%）	今回（H24） - 前回（H15） （%）
1	地域の発展や便利さを求めずに、環境保全を優先すべき	7.4	8.0	0.6
2	地域の発展や便利さにつながる開発であれば、環境保全上の支障がない範囲で実施しても良いと思う	82.4	80.5	-1.9
3	現状のままで何もしなくて良い	1.5	4.6	3.1
4	地域の発展や便利さにつながる開発であれば、少しくらい環境を損なっても仕方ないと思う	5.9	5.7	-0.2
5	環境を犠牲にしても地域の発展や便利さを求めるべき	0.0	0.0	0.0
6	無回答	2.8	1.1	-1.7



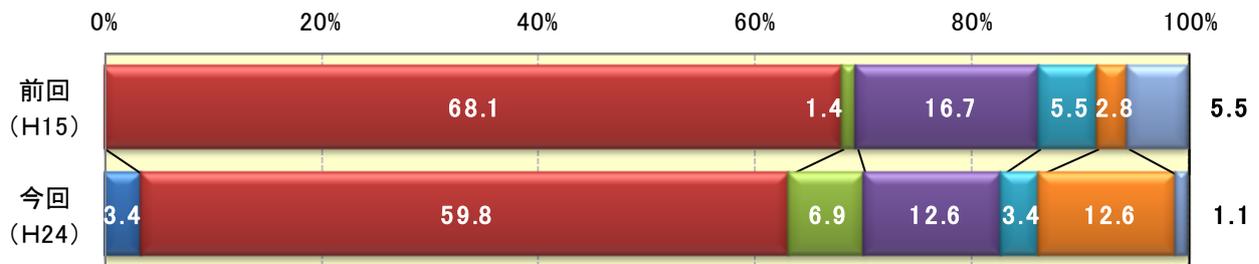
- 地域の発展や便利さを求めずに、環境保全を優先すべき
- 地域の発展や便利さにつながる開発であれば、環境保全上の支障がない範囲で実施しても良いと思う
- 現状のままで何もしなくて良い
- 地域の発展や便利さにつながる開発であれば、少しくらい環境を損なっても仕方ないと思う
- 環境を犠牲にしても地域の発展や便利さを求めるべき
- 無回答

2) 環境の保全と低コスト化について 前回（H15）比較

「環境の保全と低コスト化について」は、前回（H15）及び今回（H24）共に「環境の保全と低コスト化との調和を図るべきであるが、多少コストが高くなっても仕方がない」が約60%以上を占めています。

コスト高を容認する意見が減少し、低コスト推進が増加しています。

番号	項目	前回（H15） （%）	今回（H24） （%）	今回（H24） -前回（H15） （%）
1	環境の保全が優先されるべきであり、環境をよくするためには、コストが高くなっても仕方がない	0.0	3.4	3.4
2	環境の保全と低コスト化との調和を図るべきであるが、多少コストが高くなっても仕方がない	68.1	59.8	-8.3
3	低コスト化を優先すべきであり、環境が少々悪くなっても、低コスト化を進めるべきである	1.4	6.9	5.5
4	環境会計の導入に取り組む必要がある	16.7	12.6	-4.1
5	その他	5.5	3.4	-2.1
6	わからない	2.8	12.6	9.8
7	無回答	5.5	1.1	-4.4



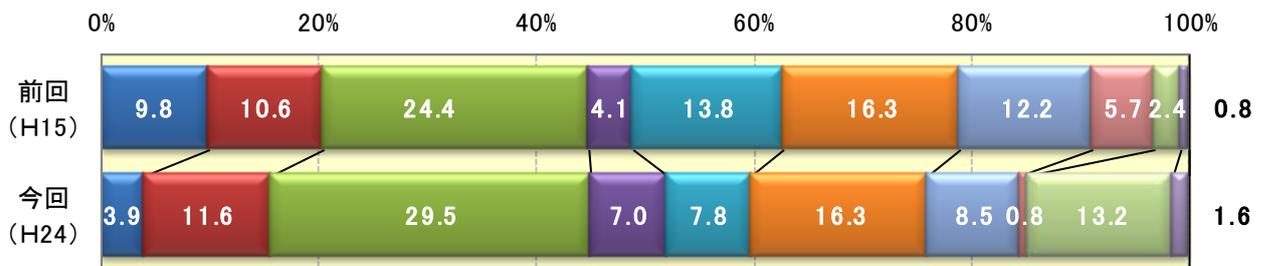
- 環境の保全が優先されるべきであり、環境をよくするためには、コストが高くなっても仕方がない
- 環境の保全と低コスト化との調和を図るべきであるが、多少コストが高くなっても仕方がない
- 低コスト化を優先すべきであり、環境が少々悪くなっても、低コスト化を進めるべきである
- 環境会計の導入に取り組む必要がある
- その他
- わからない
- 無回答

3) ごみを減量するために、行うべき有効な方法について 前回（H15）比較

「ごみを減量するために、行うべき有効な方法について」は、複数回答のため総回答数に占める割合で比較しました。

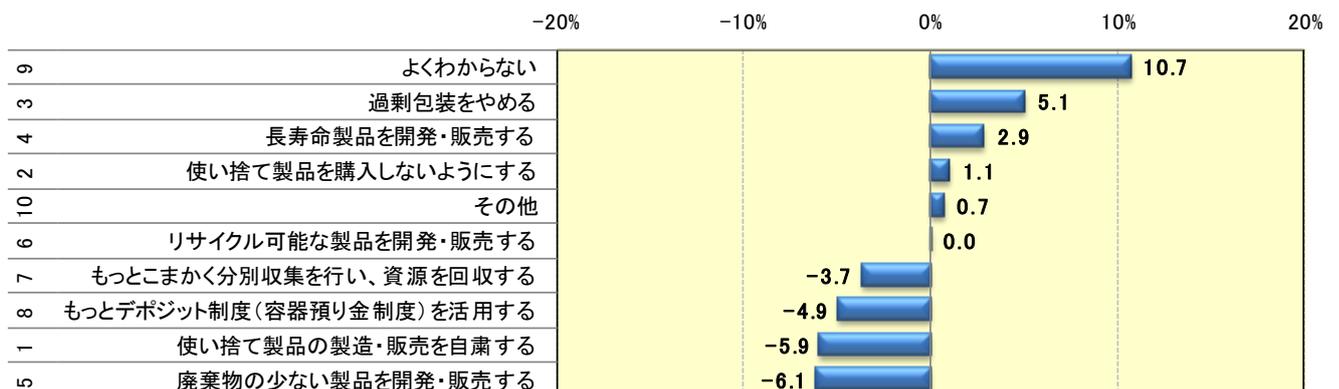
前回（H15）と今回（H24）を比較すると、有効な方法の変化がみられます。

番号	項目	前回（H15）（%）	今回（H24）（%）	今回（H24） - 前回（H15）（%）
1	使い捨て製品の製造・販売を自粛する	9.8	3.9	-5.9
2	使い捨て製品を購入しないようにする	10.6	11.6	1.1
3	過剰包装をやめる	24.4	29.5	5.1
4	長寿命製品を開発・販売する	4.1	7.0	2.9
5	廃棄物の少ない製品を開発・販売する	13.8	7.8	-6.1
6	リサイクル可能な製品を開発・販売する	16.3	16.3	0.0
7	もっとこまかく分別収集を行い、資源を回収する	12.2	8.5	-3.7
8	もっとデポジット制度（容器預り金制度）を活用する	5.7	0.8	-4.9
9	よくわからない	2.4	13.2	10.7
10	その他	0.8	1.6	0.7



- 使い捨て製品の製造・販売を自粛する
- 使い捨て製品を購入しないようにする
- 過剰包装をやめる
- 長寿命製品を開発・販売する
- 廃棄物の少ない製品を開発・販売する
- リサイクル可能な製品を開発・販売する
- もっとこまかく分別収集を行い、資源を回収する
- もっとデポジット制度（容器預り金制度）を活用する
- よくわからない
- その他

【前回（H15）との比較 回答率の差（今回（H24）-前回（H15））
ごみを減量するために、行うべき有効な方法 差の大きい順】



4) 環境保全のために取組む理由について 前回（H15）比較

「環境保全のために取組む理由について」は、積極的な理由が減少し、消極的な理由（法律・条例で定められているから、特に理由はない）が増加しています。

また、「わからない」が前回（H15）はゼロ%に対し、今回（H24）は8%となっています。

番号	項目	前回（H15）（%）	今回（H24）（%）	今回（H24） - 前回（H15）（%）
1	製品もしくは事業活動が環境に関わっており、事業所としても取組む必要があると考えているから	37.5	23.0	-14.5
2	製品もしくは事業活動が将来規制の対象となる恐れがあるから	1.4	1.1	-0.2
3	環境保全活動に対して事業所の対応を求める声があがっているから	16.7	5.7	-10.9
4	環境問題に関して積極的に取組んでいる姿勢を顧客や消費者にアピールするため	15.3	3.4	-11.8
5	法律・条例で定められているから	5.6	12.6	7.1
6	特に理由はない	6.9	18.4	11.4
7	特に取組んでいない	9.7	24.1	14.4
8	その他	0.0	1.1	1.1
9	わからない	0.0	8.0	8.0
10	無回答	6.9	2.3	-4.6



- 製品もしくは事業活動が環境に関わっており、事業所としても取組む必要があると考えているから
- 製品もしくは事業活動が将来規制の対象となる恐れがあるから
- 環境保全活動に対して事業所の対応を求める声があがっているから
- 環境問題に関して積極的に取組んでいる姿勢を顧客や消費者にアピールするため
- 法律・条例で定められているから
- 特に理由はない
- 特に取組んでいない
- その他
- わからない
- 無回答

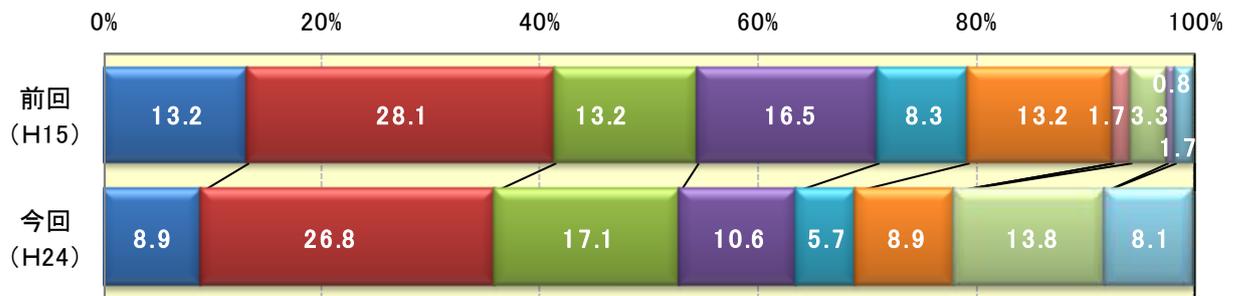
5) 今後環境保全のために取組んでいくことについて 前回（H15）比較

「今後環境保全のために取組んでいくことについて」は、複数回答のため総回答数に占める割合で比較しました。

「条例や規制を遵守し、対策に着手する」が前回（H15）及び今回（H24）ともに第1位となっています。

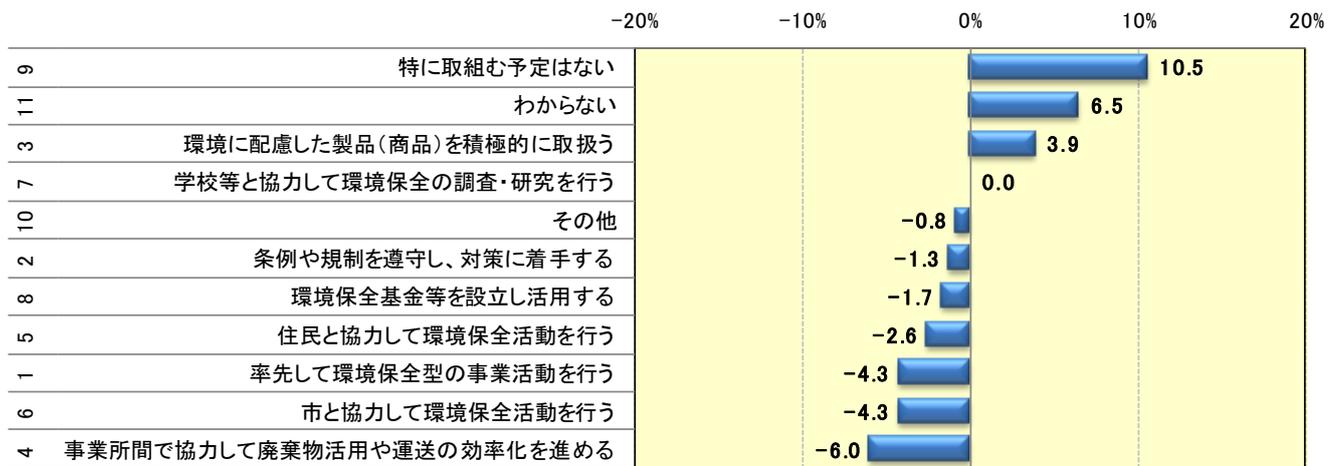
「特に取組む予定はない」が10.5ポイント、「わからない」が6.5ポイント増加し、積極的な取り組みが「環境に配慮した製品（商品）を積極的に取扱う」を除き減少しています。

番号	項目	前回 (H15) (%)	今回 (H24) (%)	今回 (H24) - 前回 (H15) (%)
1	率先して環境保全型の事業活動を行う	13.2	8.9	-4.3
2	条例や規制を遵守し、対策に着手する	28.1	26.8	-1.3
3	環境に配慮した製品（商品）を積極的に取扱う	13.2	17.1	3.9
4	事業所間で協力して廃棄物活用や運送の効率化を進める	16.5	10.6	-6.0
5	住民と協力して環境保全活動を行う	8.3	5.7	-2.6
6	市と協力して環境保全活動を行う	13.2	8.9	-4.3
7	学校等と協力して環境保全の調査・研究を行う	0.0	0.0	0.0
8	環境保全基金等を設立し活用する	1.7	0.0	-1.7
9	特に取組む予定はない	3.3	13.8	10.5
10	その他	0.8	0.0	-0.8
11	わからない	1.7	8.1	6.5



- 率先して環境保全型の事業活動を行う
- 条例や規制を遵守し、対策に着手する
- 環境に配慮した製品（商品）を積極的に取扱う
- 事業所間で協力して廃棄物活用や運送の効率化を進める
- 住民と協力して環境保全活動を行う
- 市と協力して環境保全活動を行う
- 学校等と協力して環境保全の調査・研究を行う
- 環境保全基金等を設立し活用する
- 特に取組む予定はない
- その他
- わからない

【前回(H15)との比較 回答率の差(今回(H24)-前回(H15))】
 今後環境保全のために取組んでいくこと 差の大きい順



9 用語集

【あ行】

ISO14001

→「環境マネジメントシステム」参照

オゾン層の破壊

地上 12km から 50km の成層圏にあって、太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層は、フロンなどのオゾン層破壊物質により破壊されます。オゾン層が破壊されると、皮膚ガンの増加や生態系への影響が生じるとされています。オゾン層破壊物質は「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により約 70 物質が特定を受けています。主なものは、クロロフルオロカーボン（CFC）類、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）類、ハイドロプロモフルオロカーボン（HBFC）類、ハロン類、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなどです。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 種類とされています。

温室効果ガス	主な排出源・用途	主な削減対策	地球温暖化係数（注）
二酸化炭素（CO ₂ ）	<ul style="list-style-type: none"> 代表的な温室効果ガス 石油・石炭の燃焼や、セメント製造時における石灰石の分解などにより発生 	<ul style="list-style-type: none"> 電気製品や自動車などのエネルギー効率の向上 再生可能エネルギーの活用 ライフスタイルの見直し 	1
メタン（CH ₄ ）	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の腸内発酵により発生 廃棄物の埋立により発生 水田、湿地、海洋から発生 	<ul style="list-style-type: none"> 飼料の改良 糞尿の処理方法の改善 ごみの分別の徹底 	21
一酸化二窒素（N ₂ O）	<ul style="list-style-type: none"> 石油・石炭の燃焼により発生 窒素肥料の製造により発生 アジピン酸や硝酸の製造により発生 	<ul style="list-style-type: none"> 高温燃焼 触媒の改良 	310
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	<ul style="list-style-type: none"> エアコン、冷蔵庫等の冷媒、スプレー製品の噴射剤として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 機器廃棄時の回収、破壊処理 	140～11,700
パーフルオロカーボン（PFC）	<ul style="list-style-type: none"> 半導体エッチングの洗浄用のガスとして使用 	<ul style="list-style-type: none"> 使用後の回収、破壊処理 	6,500～9,200
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器などの電気絶縁用のガスとして使用 	<ul style="list-style-type: none"> 機器点検時の漏出防止 廃棄時の回収、破壊処理 	23,900

（注）温室効果ガスは種類によって温室効果の強さが異なります。赤外線の吸収能力が高いほど、また、大気中に残っている期間が長いほど、そのガスの温室効果が強くなります。二酸化炭素の温室効果を1としたときの温室効果の強さを表したものが「地球温暖化係数」です。

【か行】

買い物袋持参運動

普段の買い物に自分の買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を辞退するという運動のことをいいます。直接的には、ごみ減量や石油資源の消費抑制による温暖化防止などを目的としますが、誰もができる身近な環境取り組みの象徴的な運動としても位置づけられています。

外来種（移入種）

本来分布していない生物種が偶然であるか意図的であるかを問わず、ある地域に持ち込まれた場合に、その持ち込まれた種のことをいいます。導入種、移入種ともいいます。三重県では、自然環境保全条例により、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのあるこれらの動植物種をみだりに放ち、植栽し、種子をまくことが禁止されています。

ガス化溶融炉

廃棄物焼却炉の一つで、ガス化炉と溶融炉を組み合わせてごみ进行处理するシステムをいいます。ごみを低酸素状態で蒸し焼きにして可燃ガスと炭に分離した後、セ氏 1300 度以上の高温で燃やす施設で、ダイオキシンの発生量が少なく、排熱を利用して発電や熱供給を行えるため、コージェネレーションシステムを構築することが可能となるほか、燃え残りである溶融スラグは路盤材として再利用できます。

化石燃料

地質時代にかけて堆積した動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた、言わば化石となった有機物のうち、人間の経済活動で燃料として用いられる（または今後用いられることが検討されている）ものの総称をいいます。現在使われている主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがあるほか、近年はメタンハイドレートや、シェールガスなどの利用も検討され始めています。

合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。なお、従前は水洗し尿のみを処理する施設（単独処理浄化槽）も浄化槽に含まれていましたが、浄化槽法の改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）に伴い、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設（合併処理浄化槽）に一本化されました。

環境教育・環境学習

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するための教育及び学習をいいます。この活動を、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」、学習者、参加者から視点から見た場合は「環境学習」という言葉が用いられています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境保全型農業

化学肥料や農薬の投入をなるべく減らし、家畜ふん尿などを再生利用することにより、環境への負荷をできるだけ減らすような農業のことをいいます。

環境ホルモン

環境中に放出された化学物質の中で、体内に入って体内のホルモンと同じような、あるいはホルモン

の働きを阻害する作用を持つものをいいます。

環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのことをいいます。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 があります。

環境林

森林ゾーニング（→「森林ゾーニング」参照）により区分された、木材生産機能よりも公益的機能を重視する森林をいいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応、緩和の方策について、科学、技術、社会科学の面から評価を行うために 1988 年、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が設置した組織をいいます。

京都議定書

1997 年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」において採択された議定書をいいます。締約国における 2008～2012 年にかけての温室効果ガス排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引などの基本的考え方が決められています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

COP10

地球上の生物の多様性を包括的に保全することを目的とした「生物多様性条約」の第 10 回締約国会議の通称です。2010 年に日本の名古屋で開催されました（→「生物の多様性」参照）。

【さ行】

再使用

→「リユース」参照

再生利用

→「リサイクル」参照

里山

集落近くにあり、山菜や薪炭用木材などの採取に利用されてきた森林の総称で、里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域により独自の景観を形成しています。燃料革命以降、里山林への生活の依存度が急減し、荒廃や粗大ゴミの投棄などが目立つようになりましたが、近年は環境保全上の価値及び歴史・文化的価値が見直されつつあります。

循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これにつ

いて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

森林ゾーニング

森林の持つ多様な機能が効果的に発揮できるような森林管理を行うため、重視する機能や利用の実態等により森林を区分することをいいます。

水源かん養

降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川に直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・増進する自然の働きのこと。近年、森林や農地が持つ水源かん養機能が見直されています。

スラグ・メタル

焼却灰等の廃棄物を超高温(1200℃以上)下で加熱してできた熔融物のことです。スラグはガラス質の固化物、メタルは金属質の固化物で、磁選機により分離されます。

生態系

自然界のある地域に生育・生息する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌などを一体としてとらえたものをいいます。

生物の多様性

生態系の多様性(多様な生態系が存在していること)、種間の多様性(種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること)、種内(遺伝子)の多様性(同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること)の3つの考え方からなる概念です。平成4年の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。

【た行】

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。PCDDsとPCDFsを合わせると210種類の化合物があり、毒性があるとされているものは17種類です。また、コプラナ-PCBsのうち毒性があるとされているものは12種類です。

ため池

主に農業(灌漑)用水を確保するために水を貯え、取水設備を備えた人工の池のことをいいます。

地球温暖化

大気中に含まれる微量の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果がありますが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことをいいます。このことにより、人間をはじめとした生態系に深刻な影響が及ぶおそれがあります(→「温室効果ガス」参照)。

地区計画

それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるため、地区単位の視点に立って、生活環境を整備、保全し、きめ細やかな土地利用を誘導する制度です。地区計画に定められた内容を実現するには、「届出、勧告」「建築条例」等の地区計画独自の実現方法が用意されています。また、既存の制度、事業と連携して活用する方法もあります。具体的には、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、良好な市街地の整備及び保全を図るための制度です。

低公害車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素などの大気汚染物質や地球温暖化物質の排出量や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費・低排出ガス認定車があります。

低炭素社会

地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会のことをいいます。

デポジット制

製品本来の価格に容器の預かり金を上乗せして販売し、消費者が容器を返却するときに預かり金が払い戻される仕組みのことです。

【な行】

農業集落排水処理施設

農村地域の農業用排水の水質保全や生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落の生活排水等を一体的に処理する施設をいいます。

【は行】

ハイブリット自動車

エンジンと電気モーターの2つの動力源を持つ自動車をいいます。

バリアフリー化

高齢者や障害者が道路空間や施設の中を自由に移動できるように道路の凸凹や床の段差を解消したり、段差の大きな箇所に昇降機をつけたりすることです。また、最近ではこうした物的環境のバリアフリー化だけでなく、制度的な差別の解消や風習・伝統的な差別の解消、情報のバリアフリー化なども含めて使用しています。

プラグインハイブリット自動車

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車をいいます（→「ハイブリット自動車」参照）。

フリーマーケット

ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的に、公園や駐車場等を会場に住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称です。冷蔵庫などの冷房やスプレーの噴射剤に用いられ、地球の温暖化やオゾン層の破壊の原因といわれています。

ボランティア

社会奉仕のため、無償かつ自発的に労働力を提供すること、またはそうする人のことをいいます。無償とはいっても、活動に伴う実費を受け取る場合もあります。また労働の対価を得る場合でも、市場価格よりも低い対価であれば有償ボランティアとしてボランティアに含めることがあります。

【ま行】

マイバック推進運動

小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋やバッグを使用しようという運動です。

水循環

水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在しています。自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じます。

M-EMS（ミームス）

小規模事業所向けに、内容や表現を平易で取り組みやすくした三重県独自の環境マネジメントシステム。段階的に取り組める2つのステップが用意されています。

メガソーラー発電

出力1メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電をいいます。

【や行】

山元還元方式

被処理物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収し再使用する一連の操作をいいます。溶融飛灰中には鉛、カドミウム、亜鉛、銅などの非鉄金属が2～12%の高濃度で含まれており、これを非鉄金属の原料と見なし鉱山（精錬所）に還元し、非鉄製錬技術で鉛、亜鉛などの単一物質に還元、回収します（→「溶融飛灰」参照）。

溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんをいいます。亜鉛・鉛・銅・カドミウムなどの非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていましたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されています。

【ら行】

リデュース

製品の製造・消費段階で無駄な廃棄物の発生・排出を抑制することをいいます。

リサイクル

一度製品として作られたものを、別の製品を作るための原料として再生利用することをいいます。

リユース

一度製品として使用したものを、廃棄せずに繰り返し使用することをいいます。